

中  
世  
編



鎌倉時代



治承四年 庚子(一一八〇)

八月十七日、山木兼隆、伊豆国三嶋社参詣の後、黄瀬川宿に立ち寄る。その間、北条時政ら、山木の館を攻める。

禿 吾妻鏡<sup>(1)</sup>

十七日、丁酉、(中略)北条殿以下進於兼隆館前天満坂之辺、発矢石<sup>(5)</sup>、而兼隆郎従多以爲拜三嶋社神事参詣、其後到留黄瀬川宿逍遙、然而所残留之壮士等争死挑戦<sup>(9)</sup>、

十七日、丁酉。(中略)北条殿以下、兼隆の館の前<sup>(4)</sup>、天満坂の辺に進み、矢石<sup>(5)</sup>を発つ。しかるに兼隆の郎従、多くもつて三嶋社の神事を拜せんがために参詣し、その後、黄瀬川宿に到り留まりて逍遙す。しかれども、残り留まるところの壮士等、死を争いて挑み戦う。

(1)鎌倉幕府の草創期から中期までの事蹟を編纂した歴史書。治承四年から文永三年まで。全五十二巻。(2)北条時政。鎌

倉幕府初代執権となる。(3)山木兼隆。伊豆国目代。(4)山木郷(韭山町)。源頼朝の拳兵は、この山木攻めに始まる。(5)矢と弩(いしゆみ)の弾石。(6)郎等、郎党とも。武家において従者のうちの主だったものこと。(7)三嶋大社。三島市。(8)沼津市。宿とあることより、旅泊機能を有する集落が形成されていたものと考えられる。なお、黄瀬川は木瀬川ともみえる。(9)武士のこと。

八月二十五日、平家方の大庭景久、波志太山において源氏方の安田義定らと出会い、会戦する。

六 吾妻鏡

廿五日、乙巳、大庭三郎景親<sup>(1)</sup>為塞武衛前途<sup>(2)</sup>、分軍兵、関固方々之衛、俣野五郎景久<sup>(3)</sup>相具駿河国目代橘遠茂軍勢、為襲武田<sup>(5)</sup>・一条等源氏、赴甲斐国、而昨日及昏黒之間、宿富士北麓之处、景久并郎従所带百余張弓弦、為鼠被餐切畢、仍失思慮之刻、安田三郎義定<sup>(7)</sup>・工藤庄司景光<sup>(8)</sup>・同子息小次郎行光<sup>(9)</sup>・市川别当行房<sup>(9)</sup>・聞於石橋被遂合戦事、

自甲州発向之間、於波志太山<sup>(11)</sup>、相逢景久等、各廻轡<sup>(12)</sup>飛矢、攻責景久、挑戦移刻、景久等依絶弓弦、雖取太刀、不能禦矢石、多以中之、安田已下之家人等<sup>(13)</sup>、又不免劔刃、然而景久令雌伏、逐電<sup>(14)</sup>云々、

二十五日、乙巳。大庭三郎景親、武衛の前途を塞<sup>ふさ</sup>がため、軍兵を分ち、方々の衢<sup>むち</sup>を固固む。俣野五郎景久、駿河国の目代<sup>もくだい</sup>橘遠茂の軍勢を相具し、武田・一条等の源氏を襲わんがため、甲斐国に赴く。しかるに昨日昏黒に及ぶの間、富士の北麓に宿するのところ、景久ならびに郎従の帶する所の百余張の弓弦、鼠のために餐<sup>く</sup>らい切られおわんぬ。よって思慮を失うの刻<sup>とき</sup>、安田三郎義定・工藤庄司景光・同子息小次郎行光・市川別当行房、石橋において合戦を遂げらるる事を聞き、甲州より発向するの間、波志太山において、景久等に相逢う。おのおの轡<sup>くわ</sup>を廻らし、矢を飛ばし、景久を攻め責む。挑み戦いて刻を移す。景久等弓弦を絶つるに

より、太刀を取るといえども、矢石を禦<sup>ふせ</sup>ぐことあたわず、多くもってこれに中<sup>あた</sup>る。安田已下の家人等、また劔刃を免れず、しかれども景久雌伏せしめて、逐電<sup>おくだん</sup>すと云々。

(1)相模国高座郡大庭御厨(神奈川県藤沢市)を本拠とする。のち、源頼朝に討たれる。(2)兵衛府の唐名。ここでは、右兵衛権佐である源頼朝のこと。のち、幕府初代將軍となる。(3)大庭景久、景親弟。相模国高座郡俣野郷(神奈川県横浜・藤沢市)を本拠とする。(4)国司の代官。国衛の在庁官人を指揮・監督し、国司にかわり国務を執行する。(5)武田信義。甲斐源氏。甲斐国巨摩郡武田(山梨県韮崎市)を本拠とする。(6)実名不詳。一条忠頼か。(7)武田信義叔父。甲斐国山梨郡安田(山梨県山梨市)を本拠とする。のち、源頼朝に討たれる。(8)伊豆国伊東郷(伊東市)を本拠とする。(9)信濃国高井郡(長野県北西部)を本拠とする市河氏一族か。(10)神奈川県小田原市。いわゆる石橋山合戦(治承四年八月二十三日、相模国足柄下郡の石橋山で行われた合戦。平家方が大

勝し、頼朝は海路安房国に逃れた。(11)『静岡県史』資料編中世一は駿東郡とし、「駿河記」卷二十八は富士郡とし、『角川日本地名辞典・山梨県』は甲斐国都留郡とする。(12)馬の口に含ませ、手綱をつけて馬を御するのに用いられる道具。(13)ここでは鎌倉殿(頼朝)に従う者。(14)行方をくりますこと。

八月二十八日、源頼朝の挙兵に参じた加藤光員・景廉兄弟、大岡牧で出会い、のち富士山麓に引籠る。

空 吾妻鏡

廿八日、戊申、光員・景廉兄弟、於駿河国大岡牧各相逢、悲涙更湿襟、然後引籠富士山麓云々、

二十八日、戊申。光員・景廉兄弟、駿河国大岡牧においてのおの相逢う。悲涙更に襟を湿おす。しかる後、富士山麓に引き籠ると云々。

(1)加藤光員・景廉。伊豆国狩野介工藤氏のもとに身を寄せるといふ。(2)沼津市から裾野市にいたる愛鷹山南麓一帯。五〇号註(2)参照。牧とは、古代においては軍事用の馬を飼育した土地のことで、のちに荘園化する。

八月二十九日、源氏方の先陣、源頼朝追討軍の平氏軍を迎え討つため、黄瀬川宿に到着する。

空 保曆間記

同廿九日旧キ都ヲ出テ、日数ノ積ル儘、駿河ノ国富士ノ西ノ鰭ニ陣ヲ取ル、源氏ノ先陣木瀬河ノ宿ニ付タリ、明日ノ矢合ト申ケルニ、其夜富士沼ノ水鳥騒キ立ケリ、平家ノ敵夜打ニ入タリトテ、取物モ取取ス逃テ京ヘソ登リケル、源氏押寄テ見ケレハ、大幕計残テ人モナシ、偏ニ八幡大菩薩ノ御計トソ申ケル、水鳥ノ中ニ鴿多ク有ケルトソ申ケル、見逃ト云事ハアレトモ、平家聞逃シタリトソ申ケル、入道無念ノ事ニシテ、維盛ヲ流罪シ忠清ヲ切ヘシトソ申サレケル、又木曾冠者源義仲(六条判官為義孫、帯刀先生義賢子)、信

濃国ニシテ謀反発シ、

- (1) ほうりやくかんき。保元の乱(保元元年)から後醍醐天皇の死(暦応元年)までの政権の推移を仏教の因果思想によって論じた歴史書。編者・成立年代不詳。全五卷。(2) 平安京。この年六月から十一月まで福原京に遷都していることによる。(3) ひれ。山麓のことか。(4) 富士川下流の低湿地帯か。(5) 応神天皇を主座とする弓矢の神。源氏の氏神。(6) 平清盛。(7) 平維盛、清盛孫。源頼朝追討の総大将。(8) 上総介忠清。平家方侍大将。(9) 旭將軍とも称す。父義賢の死後、信濃国木曾兼遠のもとで成長。冠者とは元服して冠をつけた男子のこと。(10) 源為義、頼朝祖父。京都六条堀河に住し、検非違使の判官であったことから六条判官と呼ばれた。(11) たちわきせんじょう。古代、帯刀舍人(たちはきのとねり)の長。皇太子・天皇の護衛にあたる武官(舍人)を指揮する。(12) 源義賢。上野国多胡郡(群馬県南西部)に住する。武蔵国にも勢力をひろげるが、兄義朝(頼朝父)に討たれる。

九月二十日、源頼朝、土屋宗遠を使者として甲斐国に遣わし、武田信義らに黄瀬川への集結を命ずる。

三 吾妻鏡

廿日、己巳、土屋三郎宗遠<sup>(1)</sup>為御使向甲斐国、安房・上総・下総、以上三箇国軍士兵悉以参向、仍又相具上野・下野・武蔵等国々精兵、至駿河国、可相待平氏之発向、早以北条殿<sup>(2)</sup>為先達<sup>(3)</sup>、可被来向黄瀬河辺之旨、可相触武田太郎信義以下源氏等之由云々、

二十日、己巳。土屋三郎宗遠、御使として甲斐国に向う。安房・上総・下総、以上三箇国の軍士兵、ことごとくもって参向す。よってまた上野・下野・武蔵等の国々の精兵を相具し、駿河国に至りて、平氏の発向を相待つべし。早く北条殿をもつて先達<sup>せんだ</sup>となし、黄瀬河の辺に來り向わるべきの旨、武田太郎信義以下の源氏等に相触るべきの由と云々。



(1)相模国余綾郡土屋(平塚市)を本拠とする。(2)北条時政。  
(3)先導者、指導者のこと。

畜 延慶本平家物語<sup>(1)</sup> 卷二末 土屋三郎与小二郎行合事

さて北條四郎時政は甲斐國へ趣<sup>(2)</sup>、一条・武田・小笠原・安田・坂桓・曾禰禪師<sup>(4)</sup>・那古藏人<sup>(5)</sup>、此人々に告げるをは、兵衛佐は知給はて、此事を甲斐の人々に知らせはやとて、宗遠行とて御文書で遣しけり、夜に入て足柄山を越けるに関屋<sup>(9)</sup>の前に火高く焼たり、人あまた臥たり、土屋三郎<sup>(10)</sup>あゆみよりて足音高し、しわふきして匍り<sup>(11)</sup>けれともたそともいわす、土屋三郎<sup>(10)</sup>思けるは、ね入たるよしをしてこゝをとをして先に人をきて中に取籠とするやらむ、されはとて可帰にも非ずして走廻<sup>(12)</sup>ければ、誠にね入たりける時にをともせず、さて人一人行逢たり、あれもをそれともいわず、是もをちておともせず、中一段<sup>(13)</sup>計を隔て互ににらまへて時をうつすほと立たりけり、土屋三郎はさる古兵にて有ければ声を替て問けり、只今此

山を越給はいかなる人そと云ければ、かく宣は又いかなる人そ、わ殿<sup>(14)</sup>は誰そと問程に、互に知たる声に聞なしつ、土屋殿のまし候か宗遠そかし、小二郎殿<sup>(15)</sup>か義治候、土屋は元より子なかりければ兄岡崎四郎<sup>(16)</sup>か子を取て、甥ながら養子にして平家に仕へて在京したりけるか、此事を聞て夜屋下りけるか、可然事にや親に行逢にけり、夜中の事なれば互に顔はみす、声計を聞て手に手を取組て云遣る方もなし、只いかにとそ云ける、山中へ入て木の本に居て土屋小二郎か申けるは、京にて此事を承て下候つるか、今日五日は馬乗たて、歩行にて下候、下人一人も追付す、このひる木瀬川宿にて承候つれば石橋<sup>(17)</sup>軍に兵衛佐殿も打れ給ひぬ、土屋・岡崎も打たりと申候<sup>(18)</sup>つれば、愁<sup>(19)</sup>に京をは罷出候ぬ、

(1)「平家物語」は治承四年から元暦元年の源平合戦を中心に、平家一門の興廢を記した軍記物。信濃前司藤原行長の仕事とされ、十三世紀前半の成立か。延慶本はその諸異本の一つ

で、延慶二〜三年に栄厳が紀伊国根来寺(和歌山県岩出町)で書写したもの。流布本(七一・七四号)を語り物とすれば、延慶本は読み物的性格を有し、その最古の姿を留める。六卷十二冊。(2)「赴」の宛字。(3)一条以下板垣(坂垣は板垣の誤り)まで、いずれも甲斐源氏の出である。一条は忠頼、武田は信義、安田は義定と考えられる。小笠原・板垣は実名不詳。(4)実名不詳。(5)実名不詳。(6)源頼朝。(7)土屋宗遠。(8)小山町と神奈川県南足柄市との境に位置する山地。(9)神奈川県南足柄市関本あたりのことか。(10)土屋宗遠(11)咳をすること。(12)ののしり。声高く騒ぐこと。(13)一反ばかり。一反は六間。(14)和殿。相手を親しんで呼ぶ語。吾殿とも書く。(15)土屋義清、岡崎義実子、土屋宗遠義子。(16)岡崎義実。相模国大住郡岡崎(神奈川県平塚市・伊勢原市)を本拠とする。(17)主家に隸属するもの。家事や耕作などに使役される。(18)いくさ。(19)なまじいに。

十月十四日、甲斐源氏武田信義ら、鉢田において平家方橘遠茂らと出会い、これを打破る。

空 吾妻鏡

十四日、癸巳、午剋、武田<sup>(1)</sup>・安田<sup>(2)</sup>人々、經神野并春田路、到鉢田<sup>(5)</sup>辺、駿河目代率多勢、赴甲州之処、不意相逢于此所、境連山峰、道時磐石之間、不得進於前、不得退於後、然而信光主相具景廉等<sup>(8)</sup>、進先登、兵法勵力攻戰、遠茂暫時雖廻防禦之構、遂長田入道子息二人梟首、遠茂為囚人、從軍舍壽被疵者、不知其員、列後之輩不能發矢、悉以逃亡、酉剋、梟彼頸於富士野傍伊堤之辺<sup>(11)</sup>云々、

十四日、癸巳。午の剋、武田・安田の人々、神野ならびに春田路を経て、鉢田の辺に到る。駿河の目代、多勢を率いて、甲州に赴くのところ、意ならずこの所に相逢う。境は山峰に連なり、道は磐石を峙つるの間、前に進むを得ず、後に退くを得ず。しかれども信光主、景廉等を相具し、先登に進みて、兵法力を励まして攻め戦う。遠茂、暫時防禦の構を廻らすといえども、ついに長田入道が子息二人梟首し、遠茂は囚人となる。

從軍し寿を捨て疵を被むる者、その具を知らず。後に列るの輩は、矢を発つことあたわず、ことごとくもつて逃亡す。西の剋、かの頸を富士野の傍伊堤の辺に梟すと云々。

- (1) 武田信義。(2) 安田義定。(3) 富士郡。比定地不詳。
- (4) 富士郡。比定地不詳。(5) 比定地不詳。六〇号の波志太山のことか。(6) 橘遠茂。(7) 伊沢(武田)信光、武田信義子。甲斐国山梨郡伊沢(石和町)を本拠とする。(8) 加藤景廉。
- (9) 橘遠茂。(10) 実名不詳。(11) 富士山西麓一帯の原野をさすか。(12) 富士宮市上井出か。

十月十六日、平家方の軍勢、浮島ヶ原を前にして、清見関に到着する。

突 源平盛衰記 卷二十三 朝敵追討の例附 駅路の鈴の事

道すから様々やさしき事も、猛き事も、哀れなる事もありける中に、駿河国富士の麓野、浮島原を前に当てて、

清見関に宿りけり、

- (1) げんべいじょうすいき。「平家物語」の諸異本のうち読み物系伝本として最も大部のもの。作者不詳。十四世紀後半成立か。四十八卷。(2) 朝敵追討の例とは、平家方の中心である平維盛らが、以前の朝敵追討の例にならい行事を行ったこと。駅路の鈴とは、駅鈴のことで、官吏が諸国に下る時に賜ったもの。平家方の清原滋藤という人物が、浮島ヶ原で「漁舟火影冷焼波、駅鈴声夜過山」という漢詩をよんでいる。
- (3) 浮島ヶ原。沼津市から富士市にかけて駿河湾にそって広がる低湿地帯。(4) 清水市。

十月十八日、源頼朝、黄瀬川に到着する。

突 吾妻鏡

十八日、丁酉、(中略)及晩着御黄瀬河、以来廿四日、被定筋合之期、爰甲斐・信濃源氏并北条殿相率二万騎、任兼日芳約、被参会于此所、武衛謁給、

十八日、丁酉。(中略)晩に及びて黄瀬川に着御す。来る二十四日をもって、箭合やあわせの期と定められる。ここに甲斐・信濃の源氏ならびに北条殿、二万騎を相率い、兼日の芳約に任せて、この所に参会せらる。武衛謁したまう。

(1)戦闘を始める時、開戦を通告する矢を敵味方から互いに射出すこと。(2)北条時政。(3)かねての約束。(4)源頼朝。

十月十八日、平家方大庭景親、味方の軍勢を迎えるため

足柄山を越えて、藍沢宿に着く。

六 延慶本平家物語 卷二末 畠山兵衛佐殿へ参事<sup>(1)</sup>

大庭三郎<sup>(2)</sup>、此次第を聞て、叶わしと思て、平家の迎に上りけるか、足柄を越て、藍沢宿に付たりけるか、前には甲斐源氏二万余騎にて駿河国へ越にけり、兵衛佐<sup>(4)</sup>の勢雲霞にて責集と聞へければ、中に取籠られては叶わしとて、鎧(5)の一の坂切落して二所権現(6)に献りて、相模国へ引帰て、

をくの山へ逃籠にけり、

(1)武藏国畠山莊司郎重忠が、平家方の父重能、伯父有重と別れ、頼朝のもとに参じたこと。(2)大庭景親。(3)藍沢宿の位置については、小山町竹之下あたりという説と御殿場市新橋あたりという説がある。(4)源頼朝。(5)「源平盛衰記」には、「鎧の一の草摺切り落して」とある。草摺とは、鎧の胴の下に垂れて大腿部を覆うものをいい、これを切り落とすということは戦いの放棄を意味する。(6)伊豆山神社(熱海市)と箱根神社(神奈川県箱根町)のこと。

六 源平盛衰記 卷二十三 畠山推参附大場降人の事<sup>(1)</sup>

大場三郎景親<sup>(2)</sup>は、今は叶はしと思ひて、三千余騎にて平家の御迎ひとして上洛しけるか、足柄山を越つて、ある沢宿に著き、前には甲斐源氏、二万余騎にて駿河国に越えて東国の勢を待つ、後には兵衛佐殿、雲霞の如く責め上ると聞えければ、中間に取籠められていか、せんと色

を失ひて仰天しければ、家人・郎等憑なくて思ひくりに落失せぬ、(中略)源氏はか様に大勢招き集めて、足柄山を打越えて、伊豆の国府に著きて三島大明神を伏し拝み、木瀬川宿・車返・富士の麓野原中宿・多古宿・富士川のはた、木の下草の中にみちくたり、其の勢二十万六千余騎とそ註しける、

(1)前号註(1)参照。(2)大庭景親。(3)三島市に比定される。(4)着きて。(5)三嶋大社。三島市。(6)沼津市。地名の由来には諸説あり、一二九号参照。(7)沼津市。浮島ヶ原の中に位置することに由来する。(8)富士市田子。

十月十九日、天野遠景、平家方に合流しようとする伊東祐親を捕え、黄瀬川の源頼朝宿営に連行する。

七 吾妻鏡

十九日、戊戌、伊東次郎祐親法師、為属小松羽林、浮船於伊豆国鯉名泊、擬廻海上之間、天野藤内遠景窺得之、

令生虜、今日相具参黄瀬河御旅亭、

十九日、戊戌。伊東次郎祐親法師、小松羽林に属せんがため、船を伊豆国鯉名の泊に浮べ、海上を廻らんと擬するの間、天野藤内遠景、これを窺い得て生虜らしめ、今日相具して黄瀬河の御旅亭に参ず。

(1)伊豆国伊東荘(伊東市)を本拠とする。法師とは法体した俗人の男子のこと。(2)平維盛。京都六波羅の邸が小松第と呼ばれたことから、小松と称した。また羽林とは近衛府の唐名。平維盛はこの時、右近衛権少将であった。(3)南伊豆町。(4)伊豆国田方郡天野郷(伊豆長岡町)を本拠とする工藤氏の一族。(5)源頼朝の宿営。

十月二十日、源頼朝、浮島ヶ原において甲斐・信濃の源氏と合流し、富士川をはさみ平家方と対陣する。

七 平家物語 卷五 富士川

さる程に、兵衛佐<sup>(2)</sup>は足柄の山を打こへて、駿河国きせ河にこそつき給へ、甲斐・信濃の源氏とも馳来てひとつになる、浮嶋か原にて勢そろへあり、廿万騎とそしるいたる、<sup>(3)</sup>(中略)昨日きせ河て人の申候つるは、源氏の御勢廿万騎とこそ申候つれ、上総守<sup>(4)</sup>これをきひて、あはれ、大將軍<sup>(5)</sup>の御心ののひさせ給たる程口おしい事候はず、いまでも先に打手をくたさせ給たらは、足柄の山打こへて、八ヶ国<sup>(6)</sup>へ御出候は、畠山<sup>(7)</sup>か一族、大庭兄弟<sup>(8)</sup>なとかまいらて候へき、これらたにもまいりなは、坂東<sup>(9)</sup>にはなひかぬ草木も候ましと、後悔すれともかいそなき、

(1) 治承四年八月、源頼朝と平維盛が富士川をはさんで対峙。二十日夜半、飛び立った水鳥の羽音を敵の来襲と誤認した平維盛軍が、戦わずして敗走したことを記す。(2) 源頼朝。

(3) 「註(しる)したる」の音便。(4) 伊藤忠清。(5) 平維盛。

(6) 関東八か国。安房・上総・下総・常陸・上野・下野・武蔵・相模国。(7) 畠山重忠。武蔵国男衾郡畠山荘(埼玉県川

平町・江南村付近)を本拠とする。(8) 大庭景義・景親。(9) 関東地方の古称。令制では、駿河と相模の境より以東を坂東という。

### 三 源平盛衰記 卷二十三 義経軍陣に来る事

平家はかく逃げ上りけれとも、源氏は猶浮島原に陣を取りて坐しける、こゝに齡二十あまり、色白く勢小さき男の、顔魂眼居さし過ぎて見えけるに、郎等二十余騎を相具して、陣の前に出て来て、名乗りけるは、これは故左馬頭殿<sup>(1)</sup>の子息、九条曹子常磐<sup>(2)</sup>か腹に牛若と申し侍りしか、後には遮那王<sup>(3)</sup>とて、京の北山鞍馬寺<sup>(3)</sup>にありしかとも、世の中住み侘ひて、奥州に落ち下りて男になり、九郎冠者義経<sup>(4)</sup>と申す者にて侍るか、佐殿<sup>(5)</sup>、一院<sup>(6)</sup>の御説を蒙らせ給ひて、平家追討の披露あるに依つて、一門の我執を存し、御方をつけ奉らん為に、夜を日に継いで馳参つて候、申入れさせ給へ、と宣ひければ、兵衛佐聞き敢<sup>(7)</sup>へす涙を流し請し入れ給ひて、いかにやゝさる事候らん、頼朝勅

勳<sup>(8)</sup>を蒙りし身なれば、言信叶ひ難く候ひき、平家追討の院宣<sup>(9)</sup>を下し給ひて後は、他事なく其の營の間、急と思ひよらさりつるに、聞き敢へず御渡り、嬉しとは事も疎かに侍り、昔八幡殿<sup>(10)</sup>の後三年の合戦の時、弟に兵衛尉義綱<sup>(12)</sup>は、折節帝王<sup>(13)</sup>に事へ候ひけるか、兄の向方の覚束なさに、御暇を賜ひて罷り下るへき由奏聞しけれども、御免しなかりければ、陣家に弦袋を懸けて逃げ下りて、金沢<sup>(14)</sup>の館へ参向したりければ、八幡殿殊に悦ひ給ひて、故頼義朝<sup>(15)</sup>臣の坐したるとこそ覚ゆれ、とて、涙を流し給ひけり、唯今御辺の御渡り、ためし少しも違はず、故左馬頭殿とこそ見奉り候へ、とて、互に袖を絞り給へは、大名も小名<sup>(16)</sup>も、皆鎧の袖をぬらしけり、兄弟内に闘ひ<sup>(17)</sup>、外に敵を禦くとは此ことにや、

- (1) 源義朝、頼朝・義経父。(2) 曹子とは雑役をつとめる女官。常磐が九条家につかえる女官であったことがわかる。  
 (3) 京都市。(4) 源義経、頼朝弟。(5) 源頼朝。(6) 後白河

法皇。(7) ききあえず。きくにこらえられずの意、(8) 天皇や上皇によるのがめ。(9) 上皇の意をうけて出される奉書形式の文書。(10) 源義家、義朝曾祖父。石清水八幡宮(京都府八幡市)で元服したことにより八幡太郎と称された。(11) 後三年の役。永保三年から寛治元年の奥州清原氏の乱。(12) 源義綱、義家弟。(13) 堀河天皇。(14) 比定地不詳。(15) 源頼義、義家父。(16) 所領として持つ名田(開発者の名を付けた田地で荘園等の基礎単位)の多少による武士の呼称。(17) うかがい。

十月二十一日、源頼朝、千葉常胤等の進言により、上洛を止め、黄瀬川宿へ帰着する。

三 吾妻鏡

廿一日、庚子、為追攻小松羽林<sup>(1)</sup>、被命可上洛之由於土平等、而常胤<sup>(2)</sup>・義澄<sup>(3)</sup>・広常等諫申云、常陸国佐竹太郎義政<sup>(5)</sup>并同冠者秀義等、乍相率数百軍兵、未帰伏、就中、秀義父四郎隆義、当時従平家在京、其外驕者猶多境内、然者、先平東夷之後、可至関西云々、依之令選宿黄瀬河給、以

安田三郎義定為守護、遠江国被差遣、以武田太郎信義、所被置駿河国也、

二十一日、庚子。小松羽林を追い攻めんがため、上洛すべきの由を土卒等に命ぜらる。しかるに常胤・義澄・広常等諫め申して云う。常陸国佐竹太郎義政ならびに同冠者秀義等、数百の軍兵を相率いながら、いまだ帰伏せず。なかんずく、秀義の父四郎隆義は、当時平家に従いて在京す。そのほか驕れる者なお境内に多し。しかればまず東夷を平ぐるの後、関西に至るべしと云々。これによりて黄瀬河に遷宿せしめたまう。安田三郎義定をもつて守護となし、遠江国に差し遣わされ、武田太郎信義をもつて、駿河国に置かるところなり。

(1)平維盛。(2)千葉常胤。下総国相馬御厨(千葉県柏市・我孫子市、茨城県取手市を中心とした地域)を本拠とする。

(3)三浦義澄。相模国三浦郡矢部郷(神奈川県横須賀市)を本拠とする。(4)平広常。上総国から下総国にかけて勢力を有した両総平氏の族長。上総氏とも称する。(5)常陸国久慈郡佐竹郷・太田郷(茨城県常陸太田市)を本拠とする佐竹一族。のち源頼朝に内応する。

七 平家物語 卷五 五節之沙汰<sup>(1)</sup>

平家の方には音もせず、人をつかはして見せければ、皆おちて候と申、或は敵のわすれたる鎧とてまいりたる物もあり、或はかたきのすてたる大幕とてまいりたるものもあり、敵の陣には蠅たにもかけり候はすと申、兵衛佐、馬よりおり、甲をぬき、手水うかいをして、王城<sup>(2)</sup>の方をふしをかみ、これはまたく頼朝かわたくしの高名にあらす、八幡大菩薩の御はからひなりとその給ひける、やかた<sup>(3)</sup>うとり所なれはとて、駿河国を是一条次郎忠頼<sup>(4)</sup>、遠江をは安田三郎義定にあつけらる、平家をはつゝゝゝてもせむへけれども、うしろもさすかおほつかなしとて、浮嶋



か原よりひきしりそき、相模国へそかへられける、

(1)五節とは、十一月中旬の丑寅卯辰の四日間、新嘗祭、大嘗会のあとに行われる舞のこと。この条の最後の部分に、この年の五節や五節の由来などが記されている。(2)福原京。

(3)打取ること。(4)武田信義子。甲斐国山梨郡一条荘(山梨県甲府市)を本拠とする。前号より駿河国守護は、正しくは父武田信義の方である。

十一月五日、九条兼実、武田信義より平維盛への浮島ヶ原での見参を望む書状のことを記す。

玉葉<sup>(1)</sup>

五日、癸<sup>(2)</sup>、晴、(中略)同十七日朝、自武田方<sup>(3)</sup>以使者、相副<sup>(4)</sup>消息

送維盛館<sup>(5)</sup>、其状云、年来雖有見参之志、于今未遂其思、

幸為宣旨使<sup>(6)</sup>、有御下向、雖須参上、程遠隔<sup>(7)</sup>一日路峻、輒

難参、又渡御可有煩、仍於浮嶋原、甲斐与駿河之間<sup>(8)</sup>、間広野云々、相互行

向、欲遂見参云々、忠清見之大怒、使者二人切頸了、

五日、癸丑。晴。(中略)同十七日朝、武田方より使者

消息を相副<sup>(4)</sup>う。をもつて、維盛の館へ送る。その状に云う。年

来見参の志ありといえども、今にまだその思を遂げず。幸に宣旨の使として、御下向あり。すべからく参

上すべきといえども、程遠く一日を隔つ路峻しく、たや

すく参じ難し、また渡御煩いあるべし。よつて浮嶋原

甲斐と駿河の間<sup>(8)</sup>において、相互に行き向い、見参を遂げ

んと欲すと云々。忠清これを見て大いに怒り、使者二

人頸を切りおわんぬ。

(1)九条兼実(のちの摂政・関白)の日記。長寛二年から正治二年。全六十六卷。(2)治承四年十月。(3)武田信義か。

(4)書状。(5)平維盛。(6)天皇の命令を下達する際に用い

られた文書の形式。(7)伊藤忠清。

十二月二十二日、これより先、平家方の里見義成、源氏

方に属するために下向の途中、千本松原で平家方の齋藤実盛らに会う。

七 吾妻鏡

廿二日、庚子、(中略)又上西孫子里見太郎義成、自京都参上、日来雖属平家、伝聞源家御繁栄、参之由申之、其志異祖父、早可奉昵近之旨被免之、義成語申云、石橋合戦後、平家頻廻計議、於源氏一類者、悉以可誅亡之由、内々有用意之間、向関東可襲武衛之趣、義成偽申之処、平家喜之、令免許之間参向、於駿河国千本松原、長井齋藤別当実盛・瀬下四郎広親等相逢云、東国勇士者、皆奉従武衛畢、仍武衛相引数万騎、令到鎌倉給、而吾等二人者、先日依有蒙平家約諾事、上洛之由語申之、義成聞此事、弥揚鞭云々、

二十二日、庚子、(中略)また上西の孫子里見太郎義成、京都より参上す。日来平家に属すといえども、源家の御繁栄を伝え聞きて、参するの由を申す。その志祖父

に異り、早く昵近したてまつるべきの旨を免さる。義成語り申して云う、石橋合戦の後、平家頻りに計議を廻らし、源氏の一類においては、ことごとくもつて誅亡すべきの由、内々用意あるの間、関東に向いて武衛を襲うべきの趣、義成偽り申すのところ、平家喜びて、免許せしむるの間参向す。駿河国千本松原において、長井齋藤別当実盛・瀬下四郎広親等相逢いて云う、東国の勇士は、皆武衛に従いたてまつりおわんぬ。よつて武衛は数万騎を相引きて、鎌倉に到らしめたまう。しかるにわれら二人は、先日平家の約諾を蒙る事あるによりて、上洛するの由語り申す。義成この事を聞き、いよいよ鞭を揚ぐと云々。

(1)新田義重。上野国新田郡由良郷(群馬県新田町)を本拠とする。出家後、上西と称す。(2)上野国碓氷郡里見(群馬県榛名町)を本拠とする。里見氏は、室町時代に安房国を平定する。(3)源頼朝。(4)沼津市。(5)武蔵国幡羅郡長井荘

(埼玉県妻沼町)を本拠とする。

この年、源頼朝、佐野郷等を三所権現の祭祀地とするとう。

七 宮根山縁<sup>(1)</sup>起

以茲治承四年、頼朝相州早河庄<sup>(2)</sup>・豆土倉郷<sup>(3)</sup>・同佐野郷<sup>(4)</sup>・配三所神社<sup>(5)</sup>而為祭祀地矣、同行実改座主職号別当<sup>(6)</sup>、

(1)別当行実の請いで南都興福寺信救の筆による箱根神社の縁起。建久二年成立。一冊。(2)源頼朝。(3)神奈川県小田原市。(4)三島市。(5)三島市。駿河国の佐野(裾野市)に接する。(6)伊豆山神社(熱海市)・三嶋大社(三島市)・箱根神社(神奈川県箱根町)のこと。(7)箱根神社第十九世別当。(8)ざすしき。座主とは学徳にすぐれ、上座に位置し、大寺を総括する僧をいう。箱根神社には、神仏習合により、別当寺(金剛王院東福寺)が存在した。(9)大寺などの寺務を総括する僧。

元暦元年 甲辰(一一八四) 寿永三年四月十六日改元

正月中旬、佐々木高綱、浮島ヶ原にいる木曾義仲追討の幕府軍に参ずるため、黄瀬川宿に着く。

八 源平盛衰記 卷三十四 東国兵馬次并佐々木生暖を賜ふ<sup>(1)</sup> 附象王太子の事

由井の浜へ打出でて聞きければ、大勢は大抵昨日夜部に鎌倉を出てたりと云ふ、さては駿河国浮島原の辺にては追附きなんと思ひて、十七騎にて、打つて、殿原<sup>(2)</sup>とて、稲村<sup>(3)</sup>・腰越<sup>(4)</sup>・片瀬川<sup>(5)</sup>・砥上原<sup>(6)</sup>・八松原馳せ過ぎて、相模河を打渡り、大磯小磯<sup>(7)</sup>・酒匂宿<sup>(8)</sup>・湯本<sup>(9)</sup>・足柄越え過ぎて、引懸けく打つ程に、其の日は二日路を一日に著き、黄瀬河宿に著きにけり、尋ぬれば、案に違はず、大勢駿河国浮島原に引きたりと云ふ、正月十日余りの事なれば、富士の裾野の雪汗に、富士の河水増りつゝ、東西の岸を浸したれば、輒く渡すへき様なし、(中略)佐々木四郎高綱は、生暖に黄覆輪<sup>(10)</sup>の鞍置き、白き轡、二引両の手綱結ひて、舍人六人<sup>(11)</sup>附きて、浮島原を西へ向けてそ引

かせたる、原中の宿<sup>(15)</sup>を過く、平々たる春の野なれば、生  
 嗒斜ならず勇み、身振ひして三声四声嘶きたり、鐘をつ  
 くか如くなりければ、遙かに二里を隔てたる田子浦<sup>(16)</sup>へそ  
 響きたる、

(1)東国兵馬次(へいばざろまゝ)とは、木曾義仲討伐のために  
 頼朝が兵を招集したこと。この時、良馬を持っていなかった  
 佐々木高綱は、頼朝の愛馬生嗒(いけずき)を賜った。(2)由  
 比が浜。神奈川県鎌倉市。(3)とのぼら。中世の侍身分の呼  
 称。(4)稲村が崎。鎌倉市。(5)鎌倉市。(6)神奈川県藤沢  
 市。(7)砥上(いしがみ)。藤沢市。(8)比定地不詳。(9)い  
 ずれも神奈川県大磯町。(10)神奈川県小田原市。(11)神奈川  
 県箱根町。(12)近江佐々木氏の流れ。この時期相模国余綾郡  
 渋谷荘(神奈川県綾瀬市・藤沢市)に本拠を有する渋谷氏のも  
 とにいたという。(13)鍍金で鞍のへりを覆い飾ったもの。  
 (14)本義は天皇、皇太子などの近侍、護衛。のちには貴人の  
 近侍者をいう。(15)沼津市。(16)富士山南麓の駿河湾に面す  
 る海岸一帯。

四月五日、平頼盛に返付された荘園のなかに、大岡荘が  
 みえる。

克 源頼朝安堵状案<sup>(1)(2)</sup> 久我文書<sup>(3)</sup>

池大納言家沙汰<sup>(5)</sup>

(中略)

大岡庄<sup>(6)</sup> 駿河

(中略)

右、庄園拾柴箇所、載没官注文<sup>(8)</sup>、自院所給預也、然而  
 如元為彼家沙汰、為有知行、勒状<sup>(10)</sup>如件、

寿永三年四月五日

(1)所領の知行を確認した文書のこと。(2)正文(文書の原  
 本)に準ずる控えとなる写。(3)清華家(せいがけ、摂家につ  
 ぐ家格の公家)である久我家に伝わる文書の総称。数十ヶ荘  
 の家領荘園の文書を含む。(4)「在御判」か。正文には、源

頼朝の袖花押が据えられていたと考えられる。(5)平頼盛、清盛異母弟。母は池禪尼。この文書にみえる源頼朝による所領の安堵は、母池禪尼が先の平治の乱に際し敗將源義朝の子頼朝を助命したことによると考えられる。(6)沼津市から裾野市。(7)荘園十七箇所。(8)もっかんちゅうもん。没官とは国家叛逆罪に対し財産を没収する刑罰のことで、ここでは後白河法皇による平家没官領をさす。注文とは、事物の明細を記して上部機関に提出する文書。(9)後白河法皇。「院」の上の一字があいているのは、闕字と呼ばれ、公式令(くしきりょう)にみられる書式で、敬意をあらわす。(10)勘勘状のこと。注進状、注文の一種。

八月二十一日、九条兼実、源頼朝が上洛のため黄瀬川に到着したとの報を聞く。

〇 玉葉

廿一日、丑、丁、晴、(中略)此日、定能卿来、伝聞、頼朝出鎌倉城来着木瀬川伊豆与駿河之間云々、辺、暫逗留、進飛脚申云、已所上浴仕也、(3)但ひきはりても不上洛候也、先参河守範頼蒲冠者是也、

令相具数多之勢、所令参洛也、雖一日不可逗留京都、直可向四国<sup>(5)</sup>之由所仰舍也云々、

二十一日、丁丑。晴。(中略)この日定能卿来たる。伝え聞く、頼朝鎌倉城を出で木瀬川伊豆と駿河の辺に来着し、しばらく逗留す。飛脚を進せ申して云う、すでに上洛仕るところなり。ただしひきはりても上洛せず候なり。まず参河守範頼蒲冠者なり、数多の勢を相具せしめ、参洛せしむるところなり。一日といえども京都に逗留すべからず、直ちに四国に向うべきの由仰せ含むるところなりと云々。

(1)藤原定能。(2)源頼朝。(3)「上洛」の誤り。(4)源範頼、源義朝子、頼朝異母弟。蒲御厨(浜松市)で生まれたことから蒲冠者と称された。(5)この時期、平家は都を捨て四国に移っていた。

文治元年 乙巳(一一八五)

二月十六日、源頼朝、藍沢原において、北条義時らに対し平家討伐に同心すべきの旨の書状を下す。

八一 吾妻鏡

十六日、庚午、(中略)今日、武衛歴覽山沢之間、於藍沢原、付參州廻李、重被遣御書、又被下御書於北条小四郎殿・齋院次官・比企藤内・同藤四郎等、是征平家之間、各可同心之由也、

十六日、庚午。(中略)今日、武衛山沢を歴覽するの間、藍沢原において、參州の廻季に付して、重ねて御書を遣わさる。また御書を北条小四郎殿・齋院次官・比企藤内・同藤四郎等に下さる。これ平家を征するの間、おのおの同心すべきの由なり。

(1)源頼朝。(2)みてまわること。(3)黄瀬川宿から竹之下

にわたる広い地域を指し、一部は伊豆国三島にも及んでいたと考えられる。(4)源範頼。(5)使者の役目を果たさず帰ること。(6)源頼朝の書状。(7)北条義時、時政子。のち、幕府二代執権。(8)中原親能。明法博士。京都賀茂社齋主の居所齋院(いつきのみや)の次官。のち、幕府公文所寄人(よりゅうど、職員)などになる。(9)比企朝宗・能員。異父兄弟。武蔵国比企郡(埼玉県中央部)を本拠とする。

五月十日頃、源義経、平宗盛らの捕虜と共に鎌倉への下向の途中、浮島ヶ原・千本松原を通る。

三 源平盛衰記 卷四十五 内大臣関東下向 附池田宿遊女君歌(1)

田子浦を過ぎ行けは、富士の高峰を見給ふに、時わかぬ雪なれと、皆白妙に見渡し、浮島原に著きぬ、北は富士の高峰なり、東西は長沼あり、山の緑陰を浸して、雲水も一つなり、葦分け小船竿さして、水鳥心を迷はせり、南は海上漫々として蒼波渺々たり、孤島に眼遮つて、遠帆幽に列なれり、原には藻塩の煙片々として、浦吹く風

に消えのほる、昔は海上に浮みて蓬萊<sup>(4)</sup>の三島の如くなり  
ければ、浮島とも名付けたり、駿河国千本松原打過きて、  
伊豆国三島社<sup>(6)</sup>に著き給ふ、

(1)内大臣平宗盛は、下向途中の池田宿(豊田町)で遊女侍従  
と歌をかわした。(2)浮島沼のこと。沼津市。(3)びょうび  
ょう。広く限りのないようす。(4)蓬萊山。中国の伝説で仙  
人がすみ、不老不死の地とされる霊山。(5)沼津市。(6)三  
嶋大社。三島市。

十月九日、土佐房昌俊、源義経追討のため、藍沢二郎ら  
を率いて進発する。

八三 吾妻鏡

九日、戊午、可誅伊予守義経<sup>(1)</sup>之事、日来被擬群議、而今  
被遣土佐房昌俊<sup>(2)</sup>、此追討事、人々多以有辞退氣之処、昌  
俊進而申領状之間、殊蒙御感仰、已及進発之期、参御前、  
老母并嬰兒等在下野国、可令加憐愍御之由申之、二品殊<sup>(3)</sup>

被諾仰、仍賜下野国中泉庄<sup>(4)</sup>云々、昌俊相具八十三騎軍勢、  
三上弥六家季昌俊弟・錦織三郎<sup>(5)</sup>・門真太郎<sup>(6)</sup>・藍沢二郎<sup>(7)</sup>以  
下云々、行程可為九ケ日之由被定云々、

九日、戊午。伊予守義経を誅すべきの事、日来群議を  
擬<sup>(5)</sup>さる。しかるに今土佐房昌俊を遣わさる。この追討  
の事、人々多くもって辞退の気あるのところ、昌俊進  
みて領状を申すの間、殊に御感の仰せを蒙る。すでに  
進発の期に及び、御前に参じ、老母ならびに嬰兒等下  
野国にあり、憐愍を加えしめ御<sup>(4)</sup>うべきの由を申す。二  
品殊に諾し仰せらる。よって下野国中泉庄を賜わると  
云々。昌俊八十三騎の軍勢を相具す。三上弥六家季  
昌俊が弟・錦織三郎・門真太郎・藍沢二郎以下と云々。  
行程九ケ日たるべきの由定めらると云々。

(1)源義経。伊予国司・惣追捕使であった。(2)武藏国渋谷  
氏出身で興福寺西金堂の衆徒。源義経に討たれる。(3)には

ん。本来は親王、内親王に与えられ、官位の二位の異称。ここでは源頼朝のこと。この年、従二位に叙された。(4)栃木県小山市。(5)実名不詳。(6)実名不詳。(7)『小山町史』第一巻では、『藍沢竹之下家伝』に『藍沢弥二郎忠治、文治元年、頼朝卿の下知として土佐坊に相伴ひ上洛、堀川において戦死す』とあるが、不詳」とする。なお「吾妻鏡」建長二年三月一日条にみえる鮎沢六郎は、「六条八幡宮造营注文」(国立歴史民俗博物館所蔵)の所見より、甲斐国鮎沢を本拠とすると考えられることから、本書への収載を見合せた。

十一月一日、源頼朝、上洛の途上、黄瀬川宿に到着し、しばらくこの地に留まる。

八四 吾妻鏡

一日、庚辰、二品着御駿河国黄瀬河駅、被触仰御家人等云、為聞定京都事、暂可逗留于此所、其程各可用意乘馬并旅粮已下事云々、

一日、庚辰。二品、駿河国黄瀬河駅に着御す。御家人

等に触れ仰せられて云う、京都の事を聞き定めんがため、しばらくこの所に逗留すべし。その程、おのおの乗馬ならびに旅粮已下の事を用意すべしと云々。

(1)源頼朝。(2)鎌倉時代、將軍と主従関係にある直臣のことをいう。(3)旅軍にかかる費用のこと。一般には兵糧といふ。

十一月七日、源頼朝、黄瀬川宿で、源行家・義経が中国地方より九州へ落ちたとする報を聞く。

八五 吾妻鏡

七日、丙戌、二品為召聚軍士、為聞食定京都事、逗留黄瀬河宿給之処、去三日行家・義経出中国落(1)西(2)海(3)之由、有(4)其告、

七日、丙戌。二品、軍士を召し聚め、京都の事を聞きし定めんがため、黄瀬河宿に逗留したまうのところ、



去んぬる三日、行家・義経、中国を出で西海に落つるの由、その告あり。

- (1)源頼朝。(2)「為」は衍字(間違つて混入した文字)。
- (3)源行家、頼朝叔父。のち頼朝に討たれる。(4)源義経。
- (5)西海道のこと。現在の九州地方。実際には、この義経らの九州下向は実現しなかった。

十一月八日、源頼朝、黄瀬川宿より一品房昌寛らを使者として上洛させ、自らは鎌倉へ帰る。

六 吾妻鏡

八日、丁亥、大和守重弘<sup>(1)</sup>・一品房昌寛<sup>(2)</sup>等為使節自黄瀬河上洛、行家・義経<sup>(3)</sup>等事、所被鬱申也、又彼等已落都之間、止御上洛之儀、今日令帰鎌倉給云々、

八日、丁亥。大和守重弘・一品房昌寛等、使節として黄瀬河より上洛す。行家・義経等の事、鬱<sup>うづ</sup>し申さるる

ところなり。また彼等すでに都を落つるの間、御上洛の儀を止め、今日鎌倉に帰らしめたまうと云々。

- (1)姓不詳。(2)鎌倉成勝寺の僧。源頼朝の右筆的存在。
- (3)源行家。(4)源義経。

十一月十二日、源頼朝の黄瀬川宿逗留中に参向できなかつた岡部泰綱、鎌倉に参上して供奉を願ひ出る。

七 吾妻鏡

十二日、辛卯、二品被遣御書於駿河国以西御家人、被触仰備、九郎已落京畢、仍御上洛事、当时者所令延引也、但各無懈緩之儀致用意、可順重仰也者、又駿河国岡辺權守泰綱、此間依病惱、御堂供養并御坐黄瀬河之時不参向、近日適平愈、聞可有御上洛事、扶悴衰之身、先参鎌倉、可候御共之由申之、而今無御京上之儀、不可参向、

十二日、辛卯。二品、御書を駿河国以西の御家人に遣

わされ、触れ仰せられて僞く、九郎すでに京を落ちおわんぬ。よって御上洛の事、当時は延引せしむるところなり、ただしおのおの懈緩の儀なく用意を致し、重ねての仰せに順うべきなり。てえれば、また駿河国岡辺権守泰綱、この間病悩により、御堂供養ならびに黄瀬河に御坐すの時参向せず。近日たまたま平愈す。御上洛あるべき事を聞き、悴衰の身を扶け、まず鎌倉に参じ、御共に候すべきの由申す。しかるに今御上上の儀なし。参向すべからず。

(1)源頼朝。(2)源義経。(3)おこたること。(4)者(てえり)は、「といえり」を縮めたもの。(5)岡部ともみえる。駿河国志太郡岡部郷(岡部町)を本拠とする。(6)十月十四日の鎌倉南御堂(勝長寿院、源義朝供養のため創建)落慶供養のこと。

十二月十六日以後、平高清(六代)、千本松原において誅

される際に、文覚の奔走により助命され、上洛する。

八 保曆間記

小松権亮維盛(1)子息六代殿、深隠居給へルヲ尋出シテ見奉ルニ、無様ウツクシク御座シケル程ニ、無左右切サリケル程ニ、彼ノ母上此事ヲ歎テ、高雄ノ文覚(4)上人ニ申ス、聖人行キ向テ此人ヲ見テ、痛ハシサノ余リニ、我鎌倉へ参テ申請クヘシ、其間待給フヘシトテ則馳下ル、其後無左右ケレハ、無力六代殿ヲ具シテ十二月十六日ニ鎌倉へ下ル、駿河国千本ノ松原ト申所ニテ既ニ切奉ラントスル所へ、文覚上人行合セテ、六代殿ノ免状ヲ付テ具シ奉リ上洛ス、不思議ナリシ事也、

(1)平維盛。(2)平高清。母は藤原成親娘。六代は童名。(3)とやかく言うことなく。(4)神護寺。京都市。(5)俗名遠藤盛遠。後白河法皇により伊豆国に流され、流人時代の源頼朝と親交を深める。(6)次の「聖人」と同じ。勸進聖のこと。(7)沼津市。

文治二年 丙午(一一八六)

この年、西行、東国下向の際に浮島ヶ原で和歌を詠む。

六九 西行物語絵卷<sup>(1)</sup>

いづくもつゐのすみかならねハと、おもふにまかせてゆ  
くに、身をうきしまのはらをすくとて、富士のたかねけ  
ふりは雲にきえけれハ、業平中將の、山は不尽のねと読  
けむおもひいて、  
風になひくふしのけふりの空にきえて 行ゑもしらぬ  
我おもひかな

(1)歌人西行(佐藤義清)の一生を綴った絵巻物。藤原為家の  
詞、土佐経隆の絵と伝えられる。十三世紀中頃以前の成立。  
全四卷。(2)最後のすまい。(3)在原業平。平安初期の歌人  
で六歌仙の一人。右近衛中將。

文治四年 戊申(一一八八)

六月四日、地頭の任命についての後白河法皇から幕府へ  
の返答に、八条院領大岡牧がみえる。

七〇 吾妻鏡

四日、戊辰、所々地頭沙汰之間事、注条々、令付帥中納  
言経房給之處、御返報今日到着、於 勅答之趣者、為讓  
子細、所副献権右中弁定長朝臣奉書也、

(中略)

八条院領

(中略)

駿河国益頭庄<sup>(8)</sup>

同国大岡牧<sup>(9)</sup>

同国富士神領<sup>(10)</sup>

(中略)

以上、件庄領年貢、或先々注進、或本文書紛失、平  
家時分、令致自由沙汰事も候き、又不知庄大小、増

進事も候き、子細庄家皆存知歟、委搜可令計沙汰、益頭庄事も、彼辺同事と思食て、被仰能保朝臣候き、<sup>(15)</sup>時政地頭にて、他人沙汰不可入之様に聞召しかへ、言上不及沙汰、如此事、只可計沙汰之由、可被仰也、  
 (中略)

以前条々、以此趣可被計遣之由、御気色候歟、恐々謹言、

五月十二日

権右中弁

四日、戊辰。所々の地頭沙汰の間の事、条々を注して、帥中納言経房に付せしめたまうのところ、御返報今日到着す。勅答の趣においては、子細を譲らんがため、権右中弁定長朝臣の奉書を副え献ずるところなり。

(中略)

以上、件の庄領の年貢、あるいは先々に注進し、あるいは本文書を紛失す。平家の時分は、自由の沙汰を致さしむる事も候き。また庄の大小を知らず、増

進の事も候き。子細は庄家皆存知か。くわしく搜りて計らい沙汰せしむべし。益頭庄の事も、かの辺と同じ事と思食して、能保朝臣に仰せられ候き。時政地頭にて、他人の沙汰入るべからざる様に聞召しかば、言上沙汰に及ばず。かくのごとき事は、ただ計らい沙汰すべきの由、仰せらるべく候なり。

(中略)

以前の条々、この趣をもって計らい遣わさるべきの由、御気色候か。恐々謹言。

(1)十一世紀末以来みられるが、鎌倉時代には、將軍から補任され、荘園・公領ごとの土地の管理、租税の徴収などを行った職をいう。(2)ここでは、地頭の任命のこと。(3)吉田経房。帥は大宰府の長官。中納言は太政官において大納言に次ぐ官。(4)天皇が臣下に答えること。ここでは、後白河法皇。(5)藤原定長。右中弁とは太政官の下部機関である弁官局に置かれた右弁官の次官。権とは正官に対する仮の官のこと。(6)貴人の近者が上意を奉じて下達する文書。ここでは、

後白河法皇の院宣を指す。(7)鳥羽上皇の皇女暲子内親王。

八条院領は、この八条院が領する荘園で、父鳥羽上皇や母美

福門院の遺領を中心に構成された。(8)藤枝市。(9)沼津市

から裾野市。(10)富士山本宮浅間大社(富士宮市)の社領。

(11)報告すること。(12)八条院領であることを証する根本文

書。(13)勝手きまなこと。(14)一条能保、源頼朝弟。(15)

北条時政。(16)後白河法皇の意向。

建久元年 庚戌(一一九〇)

十二月二十六日、源頼朝、黄瀬川宿に着く。

二 吾妻鏡

廿六日、丙午、亥刻、令著黄瀬河宿、御馬乗替等、多以

儲此所、北条殿被献御駄餉(2)云々、

二十六日、丙午。亥の刻、黄瀬河宿に着せしめたまう。

御馬乗替等、多くもってこの所に儲もく。北条殿御駄

餉しよを献しよぜらると云々。

(1)沼津市。この年、頼朝は上洛し、後白河法皇と対面。権

大納言右近衛大将に任命されるが、間もなく辞して鎌倉へ帰

る。本号と次号は、その帰途の記事である。(2)北条時政。

十二月二十七日、源頼朝、竹之下宿に着く。

三 吾妻鏡

廿七日、丁未、竹下、<sup>(1)</sup>

(1)竹之下宿。小山町。

建久三年 壬子(一一九二)

八月、伊勢神宮神領注文に、大沼鮎沢御厨がみえる。

三 伊勢神宮神領注文写 神宮雜書<sup>(1)</sup>

二所太神宮神主<sup>(2)</sup>

依職事仰并次第事知注進神領子細事<sup>(3)</sup><sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>

(中略)

○駿河国

(中略)

大沼鮎沢御厨<sup>(6)</sup>二宮<sup>(7)</sup> ○給主神祇權少副親広<sup>(8)</sup><sup>(9)</sup>

已上件神領等、子細見于嘉承・永久 宣旨也、

(中略)

副進

嘉承三年注文一通

永久三年宣旨一通

右、宮司去月六月廿七日告状僞、祭主同廿六日下知僞、<sup>(10)</sup>

大大夫同十三日仰僞、新制請文之内、神領子細以令申給<sup>(11)</sup><sup>(12)</sup><sup>(13)</sup>

之趣申上之処、於往古神領者、寫進嘉承評定注文・永久  
 裁決宣旨、於彼年以後新領者、雖不及田數、先寄進年  
 紀・領主交名・勅免証文。貢員數可注進、兼御相折帳  
 定有旧式歟、注載封戸烟數、不日可申上之由、可下知之  
 旨、所仰下也者、同日職事御教書偁、神宮御領新制請文  
 不可進由事、以能隆朝臣請文申上之処、如此者、已似不  
 可承知宣旨、其条尤以不便、於子細者、一日參仕之次被  
 仰下畢歟、任其狀、定被仰遣歟、但遣此請文拒可令進承  
 知請文之由、可令下知也、就中神領田數事、殊以對捍不  
 當事也、先日如被仰下、皆悉注其旨、於知田數之所所者、  
 可令注進年貢員數之由、重可令下知之旨、所被仰下也、  
 仍執達如件者、謹所請如件、然則任被 仰下之旨、諸神  
 領建立年記・給主交名・年貢員數等、當時載存知之旨、  
 所注進也、其中於往古神領者、書寫嘉承注文・永久 宣  
 旨等、副進之、抑神戶被始置之元由、御領被奉免之子細、  
 載于狀右也、各所勤恒例供祭祭上分之外、臨時色色神役  
 赤以繁多也、此外志麻国所在御厨・御園等、不及指田畠、

所當之勤、只以海業魚貝依勤進御贄、所不注申也、兼又  
 所被仰下之御相折、是二宮朝夕御饌并年內四度御祭諸節  
 供事歟、於件御饌者、自監觴之昔、至當時之今、三色物  
 忌父子、於忌屋殿朝夕調備、令捧載于彼物忌子良・禰宜  
 致警蹕之役、專如在之礼、供進御氣殿之例也、物忌父子  
 之外、余人不存知、亦未曾及披露、爰去寬治・保元・長  
 寬之比、依 宣旨度々雖被尋問、掛畏二所太神宮御饌間  
 事、顯露有恐、嚴重異于諸社之故、不令注申之旨具也、  
 彼御饌料御常供田、或載于式文、或代代依 勅願、被加  
 進神部之当初、祭主・官司差使、撰部內能田為御常供田、  
 每部補專當、每坪定了部、立御神於田頭、致潔齊於耕作、  
 以所當御糶備進二宮朝夕御饌并諸節日祭、別宮・別社  
 御料、以余殊勤仕神事直會、大饗等、大少職掌以下一千  
 余人所預來也、此外神領所當御神酒・魚貝・菓子御贄上  
 分供進、四度御祭勤仕年々元日以後諸節日神事大饗并別  
 宮・別社式日直會・饗食膳等之上、臨時用途每月連日之  
 勤、不可勝計、方今案去貞觀二年十一月九日格云、凡太

神宮事異于諸社、宜依延曆廿年四月十四日格<sup>(62)</sup>、永勿改減者、又云、供祭之物不載式条者<sup>(63)</sup>、依旧供用、勿改前例者、如此状者、難改旧跡、抑人間之事、猶有憚<sup>(64)</sup>細碎、況嚴重御相折、蓋恐委任彼寬治・保元・長寛、禰宜等且存此旨、且憚神慮、不注申敷、仍<sup>進</sup>。請文如件、

建久三年八月 日

皇太神宮

禰宜<sup>(66)</sup>

豐受太神宮

禰宜<sup>(67)</sup>

米千百五十六石八升、絹百十二疋、布四百八十段、諸国所在神戸・御厨・御園・神領等者、以他本書写了、定有失錯事敷、追可勘注也、<sup>(68)</sup><sup>(69)</sup>

二所太神宮神主

職事の仰せならびに次第の事知により注進す、神領

子細の事。

(中略)

○駿河国

(中略)

大沼鮎沢御厨二宮。給主神祇權少副親広

已上、件の神領等、子細は嘉承・永久の宣旨に

見ゆるなり。

(中略)

副え進す、

嘉承三年の注文一通

永久三年の宣旨一通

右、宮司去んぬる六月二十七日の告状に偲く、祭主同二十六日の下知に偲く、大夫史同十三日の仰せに偲く、新制の請文のうち、神領の子細、申せしめれまうの趣をもつて申上ぐるのところ、往古の神領においては、嘉承の評定の注文・永久の裁決の宣旨を写し進せ、彼の年以後の新領においては、田数に及ばずといえども、まず寄進の年紀・領主の交名・勅免の証文・年貢の員



数を注進すべし。かねて御相折帳そうせつちやう、定めて旧式あるか。封戸かこの烟数いんすうを注載し、不日申し上ぐべきの由、下知すべきの旨、仰せ下すところなり。てえれば、同日職事の御教書に偲おぼく、神宮御領の新制請文等、進すべからざるの由の事、能隆朝臣請文をもって申し上ぐるのところが、かくのごとくんば、すでに宣旨を承知すべからざるに似たり。その条もつともって不便。子細においては、一日参仕の次に仰せ下されおわんぬるか。その状に任せ、定めて仰せ遣わさるか。ただし、この請文を遣わし、承知の請文を進せしむべきを拒むの由、下知せしむべきなり。なかんずく神領田数の事、殊にもって対捍不当の事なり。先日仰せ下さるるごとく、皆ことごとくその旨を注し、田数を知るの所々においては、年貢の員数を注進せしむべきの由、重ねて下知せしむべきの旨、仰せ下さるるところなり。よって執達件のごとし。てえれば、謹しんで請うくるところ件のごとし。しかればすなわち仰せ下さるるの旨に任せ、

諸神領建立の年紀・給主の交名・年貢の員数等、当時存知の旨を載せ注進するところなり。その中往古の神領においては、嘉承の注文、永久の宣旨等を書写し、副え進す。そもそも神戸かんべ始めて置かるるの元由と、御領の奉免せらるるの子細は、右の状に載するなり。おのおの勤むるところの恒例の供祭の上分の外、臨時の色々の神役またもって繁多なり。このほか志摩国所在の御厨・御園等、指したる田畠に及ばず、所当の勤め、ただ海業の魚貝をもつて御贄にえを勤進するにより、注し申さざるところなり。かねてまた仰せ下さるるところの御相折、これ二宮の朝夕の御饌ならびに年内四度の御祭諸節供の事か。件の御饌においては、濫觴らんしょうの昔より、当時の今に至り、三色の物忌の父子、忌屋いみや殿において朝夕調べ備え、かの物忌子良・禰宜に捧げ載せしめ、警蹕けいひつの役を致し、如在の礼を専らにし、御気みけ殿に供進するの例なり。物忌の父子の外、余人存知せず。またいまだかつて披露に及ばず。ここに去んぬる寛

治・保元・長寛のころ、宣旨により度々尋問せらるるといへども、掛けまくも畏こき二所太神宮御饌の間の事、顕露の恐れあり。嚴重に諸社に異なるの故、注し申さしめざるの旨具さなり。かの御饌料御常供田、あるいは式文に載せ、あるいは代々の勅願により、神部に加え進するの当初、祭主・官司、使を差し、部内の能田を撰びて御常供田となし、部ごとに専当を補し、坪ごとに丁部を定め、御神を田頭に立て、耕作に潔齋を致し、所当の御糶をもって二宮の朝夕御饌ならびに諸節日の祭祀に備え進す。別宮・別社の御料、余をもつて殊に神事の直会・大饗等に勤仕し、大少職掌以下一千余人、預り来るところなり。この外神領所当の御酒・魚貝・菓子御贄の上分供進、四度御祭の勤仕、年々元日以後諸節日神事の大饗、ならびに別宮・別社の式日の直会・饗食膳等の上、臨時の用途毎月連日の勤あげて計うべからず。方今、去んぬる貞観二年十一月九日の格を案ずるに云う。凡そ太神宮の事は諸社に異

なる。よろしく延暦二十年四月十四日の格によるべし永く改減するなかれ。てえれば、また云う、供祭の物は式条に載せずんば、旧により借用し、前例を改むることなかれ。てえれば、この状のごとくんば、旧跡を改め難し。そもそも人間の事、なお細碎に憚りあり。いわんや嚴重の御相折、けだしかの寛治・保元・長寛の宣旨に委任するを恐る。禰宜等かつうはこの旨を存じ、かつうは神慮を憚り、注し申さざるか。よつて請文を進すこと件のごとし。

(中略)

米千百五十六石八升、絹百十二疋、布四百八十段。諸国所在の神戸・御厨・御園・神領等は、他の本書をもつて写しおわんぬ。定めて失錯の事あるか。追つて勘注すべきなり。

(1)「皇太神宮建久已下古文書」ともいう。長治二年から貞応元年までの内宮禰宜荒木田氏が関わった伊勢神宮の関係文

書を編さんしたもの。編者・成立年代不詳。(2)伊勢神宮。三重県伊勢市。二所とは皇大神宮(内宮)・豊受大神宮(外宮)のこと。(3)令制下における現職の官人。平安期には、蔵人頭、五位・六位以上の蔵人を指した。(4)衍字か。(5)神事・祭典・造営などの費用に充てるための神社の領地。(6)裾野市北部から御殿場市東部、小山町南部にかけての地域。御厨とは、皇室の供御の魚貝・果物類を調達するため設置された所領。ここでは伊勢神宮の神饌を貢納する所領を指す。(7)内宮・外宮のこと。(8)荘園領主から一定の所領の管理を委託され、得分を給与されているもの。(9)中臣親広。神祇官の次官。(10)伊勢神宮では、祭主に次ぐ大宮司・小宮司の称。(11)伊勢神宮の神官の長。大中臣氏の世襲。(12)「大夫史」か。伊勢神宮の神官の呼称。(13)上位の者からの文書の内容を了承し、履行することを誓う答申文書。(14)評議し決定すること。(15)ここでは、給主に同じ。(16)名簿。(17)金銭・物品の用途の細目や額をあらかじめ記した帳簿。(18)古くから定まった様式。(19)律令制で皇族や上級貴族に対し、位階や官職に応じて支給された戸。寺社にも与えられた。(20)幾日もたたないこと。まもなく。(21)三位以上の仰を奉

じた文書。(22)大中臣能隆。中臣氏は古代中央有力氏族の一つで、祭祀を掌った家柄で、神祇官の行事でも重要な役割を勤めた。奈良時代に大中臣の氏称を受け、以後大中臣氏を称す。(23)参上して仕えるついでに。(24)「非」か。(25)命令に従わず逆らうこと。(26)上意をうけて下に通達をすること。(27)年紀。(28)かんべ。じんこともいう。古代律令制下において神社に与えられた封戸。(29)「右状」か。(30)供祭上分。伊勢神宮の祭に貢納されるもの。(31)「亦」の誤字か。(32)志摩国。(33)供御の果実・野菜を調達するための所領。(34)相当に納めるもの。(35)神や天皇に貢納する供物。(36)神や天皇に貢納する食物。(37)六月と十二月の月次祭及び祈年祭・新嘗祭のこと。(38)「濫觴」の誤り。物事のみなもと、またはおこり。(39)伊勢神宮において神事にあずかる童男とそれを助ける父。(40)いむびやどのともいう。斎火屋殿とも書く。神事に使用する汚れをはらい清めた火である斎火をきりだし、朝夕の神饌を調理する殿舎。(41)伊勢神宮で神饌に奉仕した未婚の少女。(42)一般には神主の下、祝(はふり)の上に位する神職。宮司の命をうけ祭祀に奉仕し、事務を司る。伊勢神宮では、内宮は荒木田氏、外宮は度会氏が世襲でこれ

にあたった。(43) 神事のさいに声を掛け、まわりをいましめ、先払いすること。(44) 神をまつるとき、あたかも神がいるかのごとく敬い慎むこと。(45) 御饌殿とも書く。伊勢神宮において朝夕の御饌を供する井楼造りの建物。(46) 「尋問」の誤り。(47) 知れわたること。(48) 御饌料を負担する田地のこと。(49) 伊勢神宮外宮の儀式帳である、「止由氣宮儀式帳」をさすか。(50) 神戸に同じ。(51) 社寺の職名。別当の下で雑事に従事した下級職員。(52) 特に、神事に用いられた樹木。(53) 「潔斎」の誤り。けがれを清めること。(54) 「祀」か。(55) 伊勢神宮に付属する撰社・末社のこと。(56) 神事のあとに神前にささげた神酒・神饌を飲食して行なう宴会のこと。(57) 盛大な宴会。(58) 神社の神官の一つ。(59) 果物・木の実。(60) つかいみち。転じて、その必要経費。(61) 古代における律令の追加法令。(62) 伊勢神宮は、封戸の減少の対象外であるという内容の格。(63) 註(49)と同様。(64) こまごまとしてわずらわしいこと。(65) 「之宣旨」を略すか。(66) 「禰宜」の下に署名を略した線引(音引)が六本あるが、略した。(67) 七本の音引を略した。(68) 物事をやりそこなうこと。(69) 調査したり計算したりして記録すること。またはその文書。

建久四年 癸丑(一一九三)

三月十五日、下野国那須野での狩のため、藍沢の屋形等が解体され運ばれる。

六 吾妻鏡

十五日、壬午、近日依可有那須野御狩、所被構藍沢之屋形等、以宿次人夫、壞渡下野国云々、

十五日、壬午。近日那須野の御狩あるべきによって、構えらるるところの藍沢の屋形等、宿次人夫をもつて、下野国に壞ち渡すと云々。

(1) 栃木県北東部。(2) 源頼朝による狩。狩とは、狩競(かりくら)といい、中世の武士の軍事訓練として猪鹿等を多人数で狩りくらべる競技。大規模なものを巻狩(まきがり)という。(3) 狩に使う宿舎か。(4) 宿から宿へ継立で荷物を運搬する人夫。

建久4年(1193)

四月二十三日、下野国那須野の狩が終わり、藍沢の屋形が運びかえされる。

盃 吾妻鏡

廿三日、己未、那須野等御狩、漸事終之間、藍沢屋形又可運還駿河国之由云々、

二十三日、己未。那須野等の御狩、ようやく事終わるの間、藍沢の屋形また駿河国に運び還すべきの由と云々。

(1) 栃木県北東部。

五月八日、源頼朝、富士野・藍沢での狩を見るため、駿河国に赴く。

雑 吾妻鏡

八日、癸酉、將軍家為覽富士野・藍沢夏狩、令赴駿河国

給、江間殿<sup>(2)</sup>・<sup>(3)</sup>武田五郎等候御共、其外為射手輩之群参不可勝計云々、

八日、癸酉。將軍家、富士野・藍沢の夏狩を覽んがため、駿河国に赴か<sup>おもむ</sup>しめたまう。江間殿・<sup>(中略)</sup>武田五郎等御共に候す。その外射<sup>ともがら</sup>手たる輩の群参、あげて計うべからずと云々。

(1) 源頼朝。(2) 北条義時。(3) 以下、將軍家の有力御家人、四十八名を載せるが略す。(4) 武田信光、信義子。

○以下、源頼朝の富士野・藍沢の狩に関わる史料を収める。

雑 曾我物語<sup>(1)</sup> 卷七 李將軍か事<sup>(2)</sup>

さても、鎌倉殿<sup>(3)</sup>は、合沢原<sup>(4)</sup>に御座のよしきこえしかは、この人々も、駒に鞭をそへて、いそぎける、<sup>(5)</sup>

(1)曾我兄弟(祐成、時成)が、父祐通(祐重・祐泰とも)のかたき工藤祐経を討ちとるまでを記した伝記物語。作者・成立年代不詳。十二卷。(2)昔、中国の李広という將軍が、石を父のかたきの虎と見て、矢を射通したという話。曾我兄弟が藍沢へむかう途中、自分たちのかたき討ちになぞらえて、その話をしている。(3)源頼朝。(4)藍沢原。(5)曾我兄弟。

六 曾我物語 卷八 富士野狩場への事

御寮は、合沢の御所にまし／＼ける、梶原源太左衛門を(1)めして、おほせくたされけるは、昨日の狩場より、富士野はひろければ、勢子(2)すくなくてはかなふまし、そのよし、あひふれよ、うけたまはりて、人々にふれ、射手をそろへけり、まつ武藏国には、畠山庄司次郎重忠・三浦和(3)田左衛門義盛・三浦介義澄、下総国には、千葉介・古郡左衛門兼忠・武田太郎信義、下野国には、宇都宮弥三郎朝綱・横山藤馬允、相模国に、松田・川村(4)の人々を先として、以上、三百余人なり、(中略)総して、弓もち、

馬にのる侍、三百万騎もあるらんと見えし、其後、勢子を山へ入けるに、東は足柄の峰をさかひ、北は富士野裾野をかきり、西は富士川を際として、ひきまわされけり、

(1)貴人の敬称。ここでは源頼朝のこと。(2)藍沢。(3)九四・九五号にみえる藍沢屋形のことか。(4)梶原景季。石橋山合戦後、頼朝の逃走をみのがした景時の子。(5)せこ。狩場で鳥や動物を追いたてたり、逃げたりするのを防ぐ人。

(6)六八号註(1)・七一号註(7)参照。(7)和田義盛、三浦義澄甥。相模国三浦氏一族。同国三浦郡和田(神奈川県三浦市)に住したことから和田を称する。(8)千葉常胤。下総国守護。(9)宇都宮氏は下野国を本拠とする。朝綱はもと平氏に属したが、のち源頼朝に仕え、宇都宮(二荒山神社)社務職を安堵された。(10)実名不詳。(11)神奈川県松田町。(12)神奈川県山北町。

九 曾我物語 卷八 屋形まはりの事

まつ、君の御屋形にならへて打たりしは、北条四郎時政、

御一門に、一条<sup>(3)</sup>・坂垣<sup>(3)</sup>・逸見<sup>(3)</sup>・武田<sup>(3)</sup>・小笠原<sup>(3)</sup>・南部<sup>(3)</sup>・下山<sup>(4)</sup>・山名<sup>(4)</sup>・里見<sup>(4)</sup>の人々、石山<sup>(5)</sup>・やまかた<sup>(5)</sup>・梶原<sup>(5)</sup>、屋形をならへて候なり、(中略)伊豆国には、入江<sup>(6)</sup>・藁科<sup>(6)</sup>・吉川<sup>(7)</sup>・船越<sup>(8)</sup>・大森<sup>(8)</sup>・葛山、

(1)源頼朝。(2)屋形をかまえること。(3)一条以下下山で、いずれも実名不詳。甲斐国(山梨県)を本拠とする。(4)山名・里見、いずれも実名不詳。上野国(群馬県)を本拠とする。(5)石山以下、梶原までいずれも実名不詳。(6)別本(彰考館本)では「いつの国には、くすみ・かさみ・なんてう、ほうてう、するかの国には」とあり、以下、入江・藁科と続く。(7)入江以下、船越までいずれも実名不詳。入江・吉川・船越は清水市の地名。藁科は静岡市の地名にみえ、それぞれを本拠とする。(8)大森・葛山、いずれも実名不詳。裾野市内を本拠とする。

100 曾我物語 卷九 和田の屋形へ行し事<sup>(1)</sup>

折節、梶原源太、屋形の前をとおりけるか、かくいふを

聞つて、何事そや、和田殿<sup>(3)</sup>、曾我の人々<sup>(4)</sup>に、せはよくせよとおほせられつる、不審なり、御耳にや入候へきといふ、和田殿きゝて、こはいかに、曲者<sup>(7)</sup>とおりけるよ、さりながら陳<sup>(8)</sup>してみんとおもひければ、自然の物語<sup>(9)</sup>、何時きよて、御分<sup>(10)</sup>、御耳にいれんとはのたまふそ、この面々<sup>(11)</sup>、われにしたしき事、上にもしろしめされたり、其に付、御狩と承、かならずめしはなけれども、末代の見物に、しのひて御共つかまつり候、わかき物のならい、黄瀬川にて、女ともとあそひて候しか、君合沢の御所に御入のよし承、いそきまいり候し間、引出物<sup>(14)</sup>をせず候、

(1)曾我兄弟が、和田義盛のところへ最後の対面に行ったこと。(2)和田義盛の屋形。(3)和田義盛。(4)曾我兄弟。(5)何かするならばうまくせよ。(6)源頼朝に報告すること。(7)くせもの。(8)釈明して。(9)とりとめもない会話。(10)そなた。(11)曾我兄弟。(12)召されること。(13)遊女。営利を目的として歌舞音曲を供し、枕席に侍する女。十世紀

ごろから宿駅などにみえるようになった。(14)饗宴の時の主人から来客への贈り物。ここでは、遊女に与える贈り物。

101 笠掛記<sup>(1)</sup>

一遠笠懸始之事、右大将家之御時にもろく<sup>(2)</sup>の作物品々極られき、中にも遠笠懸、此御代より始れり、然に將軍あひさ<sup>(3)</sup>はの狩庭にて、暮かゝるほとに、馬手きれの物をあそはしはつして、無念に被思召、多くの射手の中に工藤庄司景光をめして、只今の物あそはしはつす事、無念に思召由、被仰合ければ、景光馬より下て、馬と物とのさくりの間<sup>(4)</sup>をうちて見るに九杖也、景光申旨は無くして、能思案したる体にて、我馬にさしたるあふり<sup>(6)</sup>をかたぐぬきて、物さくりの通にひきたて、かけ、是をあそはされて御了簡有へしと申、將軍いかく思召れけるや、あいきやうの三郎末方<sup>(7)</sup>をめされ射させらるゝ、末方馬の躰<sup>(8)</sup>をはしらかし、少はむかへて是を射る、誠神妙に仕たり、景光申様、少はむかへて可

仕よし申度候つれ共、さる射手なればと存候つる、能仕たりと感しけり、御意得有てあそはさるゝ、其後人々こそりて是を射る、はしめはあひひろ<sup>(9)</sup>と云ける也、

(1)笠懸について十数項目を記した武家故実書。源道春著。永正六年成立。一卷。(2)笠懸の一種。馬場の末から馬場本へ普通とは逆方向に馬を走らせ近くの埒(らち)ぎわに低く立てた四寸の板を射るのを小笠懸と呼ぶのに対し、普通の遠距離の笠懸を遠笠懸と呼んだ。(3)源頼朝。右大将とは、右近衛大将の略。(4)笠懸の時、馬が走る道筋。(5)弓九杖を伏せた長さ。(6)馬具の一つ。鞍の下に敷き、馬の汗や雨などから衣や袴のよごれを防ぐもの。(7)愛甲季隆。相模国愛甲郡(神奈川県厚木市)を本拠とする。(8)「疏(さぐり)」の誤り。笠掛で中央の走馬の道をいう。(9)「相広」と書く。

五月十五日、源頼朝、藍沢での狩を終えた後、富士野の宿所に入る。黄瀬川宿の遊女ら、群参する。



十五日、庚辰、藍沢御狩、事終入御富士野御旅館、当南面立五間仮屋、御家人同連簷、狩野介者参会路次、北条殿者予被参候其所、令献馱餉給、今日者依為齋日無御狩、終日御酒宴也、手越・黄瀬河已下近辺遊女令群参、列候御前、

十五日、庚辰。藍沢の御狩、事終りて富士野の御旅館に入御す。南面に当りて五間の仮屋を立つ。御家人同じく簷を連ぬ。狩野介は路次に参会す。北条殿はあらかじめその所に参候せられ、馱餉を献せしめたまう。今日は齋日たるにより、御狩無し。終日御酒宴なり。手越・黄瀬河已下近辺の遊女群参せしめ、御前に列候す。

(1)狩野宗茂、茂光子。伊豆国狩野(天城湯ヶ島町・修善寺町)を本拠とする。(2)北条時政。(3)もの忌みをする日。

(4)手越宿。静岡市。(5)源頼朝。

五月二十八日、曾我祐成・時致兄弟、富士野の神野の宿所で工藤祐経を殺害した時、黄瀬川宿の遊女ら叫び声をあげる。

一〇三 吾妻鏡

廿八日、癸巳、小雨降、日中以後霽、子剋、故伊東次郎祐親法師孫子、曾我十郎祐成・同五郎時致、致推参于富士野神野御旅館、殺戮工藤左衛門尉祐経、又有備前国住人吉備津宮王藤内者、依与于平家家人瀬尾太郎兼保、为囚人被召置之処、属祐経謝申無誤之由之間、去廿日返給本領帰国、而猶為報祐経之志、自途中更還来、勸盃酒於祐経、合宿談話之処、同被誅也、爰祐経・王藤内等所令交会之遊女、手越少将・黄瀬川之龟鶴等叫喚、此上、祐成兄弟討父敵之由発高声、依之諸人騒動、雖不知子細、宿侍之輩者皆悉走出、雷雨撃鼓、暗夜失灯殆迷東西之間、為祐成等多以被疵、所謂平子野平右馬允・愛甲三郎・吉香小次郎・加藤太・海野小太郎・岡辺弥三郎・原三郎・

堀藤太・白杵八郎、被殺戮宇田五郎已下也、十郎祐成者、合新田四郎忠常被討畢、五郎者、差御前奔參、將軍取御劍、欲令向之給、而左近將監能直奉抑留之、此間小舎人童五郎丸擲得會我五郎、仍被召預大見小平次、其後靜謐、義盛・景時奉仰、見知祐経死骸云々、

(20) 左衛門尉藤原朝臣祐経

工藤滝口祐経男

二十八日、癸巳。小雨降る。日中以後霽。子の剋、故伊東次郎祐親法師の孫子、曾我十郎祐成・同五郎時致、富士野の神野の御旅館に推參致し、工藤左衛門尉祐経を殺戮す。また備前国の住人吉備津宮の王藤内なる者あり。平家の家人瀬尾太郎兼保に与するにより、囚人として召し置かるるところ、祐経に属して誤りなきの由謝し申すの間、去んぬる二十日、本領を返したまわりて帰国す。しかるになお祐経の志に報いんがため、途中よりさらに還り来りて、盃酒を祐経に勧め、合宿

談話するのところ、同じく誅せらるるなり。ここに祐経・王藤内等の交会せしむるところの遊女、手越小将・黄瀬川の亀鶴等叫喚し、この上、祐成兄弟父の敵を討つの由高声を発つ。これによって諸人騒動し、子細を知らずといえども、宿侍の輩は皆ことごとく走り出づ。雷雨鼓を撃ち、暗夜に灯を失いてほとほと東西に迷うの間、祐成等のために多くもって疵を被る。いわゆる平子野平右馬允・愛甲三郎・吉香小次郎・加藤太・海野小太郎・岡辺弥三郎・原三郎・堀藤太・白杵八郎なり。殺戮せらるるは、宇田五郎已下なり。十郎祐成は、新田四郎忠常に合いて討たれおわんぬ。五郎は、御前を差して奔り參ず。將軍御劍を取りて、これに向わしめたまわんと欲す。しかるに左近將監能直、これを抑留したてまつる。この間小舎人童五郎丸、會我五郎を擲め得たり。よって大見小平次に召し預けらる。その後静謐す。義盛・景時仰せを奉りて、祐経の死骸を見知すと云々。

(1)比定地不詳。「駿河志料」五十八では富士郡上井出(富士宮市)とする。(2)伊豆国狩野氏の一族。伊豆国葛見荘(伊東市)をめくり、曾我兄弟の父河津祐通と争いこれを殺害。仇として曾我兄弟に殺される。なお、左衛門尉とは、左衛門府の三等官。(3)吉備津彦神社(岡山市)の神主の太守氏が、藤原姓で大内(内裏のこと)舍人となったことから大藤内と呼ばれたという。(4)少将、亀鶴は、それぞれ手越宿(静岡市)、黄瀬川宿(沼津市)の遊女の名。この兩名、及び工藤祐経、王藤内の名は、「曾我物語」巻八にもみえる。(5)平子有長。武藏国平子郷(神奈川県横浜市)を本拠とする。(6)愛甲季隆。(7)吉川経光。駿河国入江荘吉河(清水市)を本拠とする。(8)加藤光員。(9)海野幸氏。信濃国海野荘(長野県東部町)を本拠とする。(10)実名不詳。(11)原清益。工藤氏一族。駿河国入江荘を本拠とする。(12)堀・白杵、いずれも実名不詳。(13)実名不詳。(14)新田氏は、伊豆国仁田郷(函南町)を本拠とし、仁田氏とも書く。(15)大友能直。相模国大友郷(神奈川県小田原市)を本拠とする。のち、豊前・豊後国守護、鎮西奉行。なお、左近将監とは、左近衛府の三等官。(16)実名

不詳。(17)和田義盛。(18)梶原景時。(19)敵の士卒の首実検すること。(20)以下、二行は、死後に書付を写したものの。(21)清涼殿東庭北方の滝口所に詰めて、禁中の警備にあたった武士。

建久六年 乙卯(一一九五)

七月六日、源頼朝、黄瀬川駅において、駿河・伊豆両国における訴訟を裁く。

一〇四 吾妻鏡

六日、戊子、於黄瀬河駅、駿河・伊豆両国訴事等条々令加善政給云々、

六日、戊子。黄瀬河駅において、駿河・伊豆両国の訴の事等、条々善政を加えしめたまうと云々。

正治二年 庚申(一二〇〇)

閏二月八日、源頼家、狩のため伊豆国藍沢原へ赴く。

一〇五 吾妻鏡

八日、甲午、晴、羽林<sup>(1)</sup>為狩獵、渡御伊豆国藍沢原、北条五郎時連<sup>(3)</sup>・三浦十郎義連<sup>(4)</sup>・和田平太胤長<sup>(5)</sup>・長沼五郎宗政<sup>(6)</sup>・結城七郎朝光<sup>(7)</sup>・波多野次郎経朝<sup>(8)</sup>・海野小太郎幸氏<sup>(9)</sup>・大河戸太郎重澄<sup>(9)</sup>・綱嶋次郎<sup>(10)</sup>・狩野七郎已下射手六十人、有殊仰御共、御進発之後、為掃部入道奉行、御往還之間無魔障之様、可致祈請之由、相触于鶴岡供僧等<sup>(12)</sup>、仍群集廻廊、誦誦不断観音経<sup>(15)</sup>、

八日、甲午。晴。羽林狩獵のため、伊豆国藍沢原に渡御す。北条五郎時連・三浦十郎義連・和田平太胤長・長沼五郎宗政・結城七郎朝光・波多野次郎経朝・海野小太郎幸氏・大河戸太郎重澄・綱嶋次郎・狩野七郎已下射手六十人、殊なる仰せありて御供す。御進発の後、

掃部入道を奉行として、御往還の間、魔障なきのよう、祈請致すべきの由、鶴岡の供僧等に相触る。よって廻廊に群集し、不断観音経を誦誦す。

(1)源頼家、頼朝子。幕府二代將軍。羽林については、七〇号註(2)参照。(2)八一号註(3)参照。伊豆国とあり、藍沢原が同国まで及んでいたことがわかる。(3)北条時房。時政子、義時弟。建仁二年に時連から時房へ改名。のち、幕府連署(執権の補佐役)となる。(4)三浦義連、義澄弟。相模国三浦荘(神奈川県横須賀市)を本拠とする。のち佐原姓を名乗る。(5)義盛甥。(6)下野国小山政光子。同国長沼(栃木県二宮町)を本拠とし、長沼氏を名乗る。(7)下野国小山政光。下総国結城(茨城県結城市)を本拠とし、結城氏を名乗る。(8)相模国波多野荘(神奈川県秦野市)を本拠とする。(9)武蔵国大河土御厨(埼玉県越谷市)を本拠とする。(10)綱島俊久。武蔵国綱島郷(神奈川県横浜市)を本拠とする。(11)狩野光弘。(12)中原親能。鎌倉時代前期の御家人。幕府公事奉行入、京都守護。正治元年に出家し、掃部頭(掃部寮長官)入道寂忍と

称する。(13)鶴岡八幡宮寺、神奈川県鎌倉市。(14)寺院の本尊に供奉する僧。(15)「妙法蓮華経」第二十五觀世音菩薩普門品のこと。

閏二月十六日、源頼家、藍沢より鎌倉へ帰る。

一〇六 吾妻鏡

十六日、壬寅、小雨降、申剋、羽林自藍沢御帰着、路次<sup>(2)</sup>無為、令依感御祈禱玄応給、以上絹五十疋被施鶴岡供僧<sup>(5)</sup>等、

十六日、壬寅。小雨降る。申の剋、羽林藍沢より御帰着。路次無為なり。御祈禱の玄応を感じしめたまうにより、上絹五十疋をもって鶴岡の供僧等に施さる。

(1)源頼家。(2)無事であること。(3)「依令」の誤りか。(4)神仏の幽玄な感応。(5)鶴岡八幡宮寺。神奈川県鎌倉市。

建仁三年 癸亥(一二〇三)

九月二日、大岡時親、比企能員子余一の遺体を実検する。

一〇七 吾妻鏡

二日、丁卯、(中略)其後、<sup>(1)</sup>遠州遣大岳判官時親、<sup>(2)</sup>被実検死骸等云々、<sup>(3)</sup>

二日、丁卯。(中略)その後、遠州、大岡判官時親を遣わして、死骸を実検せらると云々。

(1)これより以前、幕府二代將軍源頼家の乳母の夫である比企能員と、北条時政とが、幕政の主導権をめぐって抗争する。この日、時政方が能員らを誘殺する。いわゆる比企氏の乱である。(2)北条時政。遠州は官途名遠江守のこと。(3)大岡時親、牧宗親子。駿河国大岡荘(沼津市から裾野市にかけて)を本拠とする。(4)父能員が殺害されたあと、加藤景廉に梟首された子余一の遺体などのこと。

一〇八 愚管抄 卷六

時<sup>(2)</sup>正ワカキ妻ヲ設ケテ、ソレカ腹ニ子供設ケ、ムスメ多クモチタリケリ、コノ妻ハ大舍人允宗親ト云ケル者ノムスメ也、セウト、<sup>(6)</sup>テ大岡判官時親トテ五位尉ニナリテ有キ、其宗親、頼盛入道カモトニ多年ツカイテ、駿河国ノ大岡ノ牧ト云所ヲシラセケリ、<sup>(10)</sup>

(1)鎌倉時代初期に成立した日本の通史。著者天台座主慈円。七卷。(2)北条時政。(3)牧の方。北条時政後妻。一説に牧宗親妹とも(吾妻鏡)。牧氏は、大岡牧と関係しているともいわれているが、直接地名を冠していないことから本書への取載を見合せた。(4)大舍人寮(禁中に宿直し、供奉や雑役を勤める大舍人を管する役所)の允(三等官)。(5)牧宗親。(6)しゅうと。女からみて同腹の兄弟のことをいう。(7)五位は官位で、尉は衛府の三等官。(8)平頼盛、清盛弟。(9)沼津市から裾野市にかけて。(10)知行させた。

○前号の大岡時親にかけて、しばらくここに収める。

十月十五日、大岡時親、近江国延暦寺堂衆と対立する同寺学侶の支援を命じられ、回国横川に向う。

一〇九 明月記<sup>(1)</sup>

十五日、天晴、遅明、山僧<sup>(2)</sup>学生、登山<sup>(3)</sup>云々、今日之由兼日申之、為扶持被遣武士、武士難渋、来十九日之由申、而学侶称事已决由、不待而登云々、其時各綱<sup>(6)</sup>過着云々、定綱<sup>(7)</sup>キ、向浜手、時親大岡、向横川、午未時許参九条殿之間、望見東方、涯澳<sup>(8)</sup>飄風、カサイ<sup>(9)</sup>又打立登山云々、参着頭弁候、山三綱<sup>(13)</sup>等参入、学生追々遣使者、已登台嶺<sup>(14)</sup>、構城郭之由申之云々、宿九条、

十五日、天晴る。遅明<sup>(1)</sup>、山僧<sup>(2)</sup>学生、登山すと云々。今日之由を兼日申し、扶持<sup>(3)</sup>として武士を遣わさる。武士難渋し、来る十九日の由を申す。しかるに学侶、事すでに決するの由を称し、待たずして登ると云々。その

時、各綱過着すと云々。定綱<sup>(6)</sup>キは浜手に向い、時親大岡は横川<sup>(7)</sup>に向う。午未時許<sup>(8)</sup>りに九条殿に参ずるの間、東方を望見するに、涯澳<sup>(9)</sup>飄風、カサイまた打立てて登山すと云々。参着の頭弁<sup>(10)</sup>候す。山の三綱<sup>(13)</sup>等参入し、学生追々使者を遣わし、すでに台嶺に登り、城郭を構うの由を申すと云々。九条に宿す。

(1) 歌人藤原定家の日記。治承四年から喜禎元年まで五十六年間に現存。「照光記」ともいう。(2) 比叡山延暦寺(山門ともいう)の僧。(3) 学侶ともいう。諸大寺で学業を専らにする僧をいう。(4) 比叡山延暦寺に登ること。(5) たすけ、ささえること。(6) 三綱のこと。註(13)参照。(7) 佐々木定綱、高綱(七八号参照)兄。近江国守護。(8) 大岡時親。(9) 滋賀県大津市。東塔・西塔とならぶ比叡山の三塔の一つで北塔にあたる。(10) 九条兼実。前関白。(11) 葛西か。実名不詳。(12) 藤原長房。頭弁は、藏人頭右中弁のこと。(13) 各寺院に置かれ、管理運営の責務を担った三種の役僧。上座・寺主・都維那(ついな)のこと。(14) 比叡山の異称。

元久二年 乙丑(一一〇五)

六月二十一日、牧の方、平賀朝雅の讒訴により、大岡時親を使者として北条義時に遣わし、畠山重忠・重保父子の追討を求める。

二〇 吾妻鏡

廿一日、丁未、晴、牧御方請朝雅<sup>(2)</sup>去年為畠山六郎<sup>(3)</sup>之讒訴、被<sup>(4)</sup>鬱陶之間、可誅重忠父子之由、内々有計議、先遠州被仰<sup>(5)</sup>此事於相州并式部丞時房主等、両客被申云、重忠治承四年以来、専忠直間、右大將軍依鑑其志給、可奉護後胤之<sup>(6)</sup>旨、被遺慇懃御詞者也、就中雖候于金吾將軍御方、能員<sup>(7)</sup>合戰之時、參御方抽其忠、是併重御父子礼之故也、重忠者遠州

也、州掣而今以何憤可企叛逆哉、若被棄度々勲功、被加楚忽誅戮者、定可及後悔、州掣礼犯否之真偽之後、有其沙汰、不可停滞歟云々、遠州重不出詞兮、被起座、相州又退出給、備前守時親為牧御方之使、追參相州御亭、申云、重忠謀叛事已発覚、仍為君為世、漏申事由於遠州之処、今

貴殿被申之趣、偏相代重忠、欲被宥彼奸曲、是存繼母阿党、為被処吾於讒者歟云々、相州、此上者可賢慮之由、被申之云々、

二十一日、丁未。晴。牧の御方、朝雅<sup>(2)</sup>去年為畠山六郎<sup>(3)</sup>の讒訴<sup>(4)</sup>を請けて、鬱陶<sup>(5)</sup>せらるるの間、重忠父子を誅すべきの由、内々計議あり。まず遠州、この事を相州ならびに式部丞時房主等に仰せらる。両客申されて云う、重忠は治承四年以来、忠直を専らにするの間、右大將軍その志を鑑<sup>(6)</sup>みたまうにより、後胤を護りたてまつるべきの旨、慇懃<sup>(7)</sup>の御詞を遺さるる者なり。なかんずく、金吾將軍の御方に候すといえども、能員合戦の時、御方に參じその忠を抽<sup>(8)</sup>んず。これしかしながら御父子の礼を重んずるの故なり。重忠は遠州の掣なり。しかるに今、何の憤<sup>(9)</sup>りをもつて叛逆を企つべけんや。もし度々の勲功を棄てられ、楚忽<sup>(10)</sup>に誅戮を加えらるれば、定めて後悔に及ぶべし。犯否<sup>(11)</sup>の真偽を糺<sup>(12)</sup>すの後、その沙汰あるも、

二十一日、丁未。晴。牧の御方、朝雅<sup>(2)</sup>去年為畠山六郎<sup>(3)</sup>の讒訴<sup>(4)</sup>を請けて、鬱陶<sup>(5)</sup>せらるるの間、重忠父子を誅すべきの由、内々計議あり。まず遠州、この事を相州ならびに式部丞時房主等に仰せらる。両客申されて云う、重忠は治承四年以来、忠直を専らにするの間、右大將軍その志を鑑<sup>(6)</sup>みたまうにより、後胤を護りたてまつるべきの旨、慇懃<sup>(7)</sup>の御詞を遺さるる者なり。なかんずく、金吾將軍の御方に候すといえども、能員合戦の時、御方に參じその忠を抽<sup>(8)</sup>んず。これしかしながら御父子の礼を重んずるの故なり。重忠は遠州の掣なり。しかるに今、何の憤<sup>(9)</sup>りをもつて叛逆を企つべけんや。もし度々の勲功を棄てられ、楚忽<sup>(10)</sup>に誅戮を加えらるれば、定めて後悔に及ぶべし。犯否<sup>(11)</sup>の真偽を糺<sup>(12)</sup>すの後、その沙汰あるも、



停滞すべからざらんかと云々。遠州重ねて詞を出ださず、起座せらる。相州もまた退出したまう。備前守時親、牧の御方の使として、追って相州の御亭に参じ、申して云う、重忠謀叛の事すでに発覚す。よって君のため世のために、事の由を遠州に漏らし申すのところ、今貴殿の申さるるの趣、ひとえに重忠に相代りて、彼の奸曲を宥められんと欲す。これ継母の阿党に存じ、吾を讒者に処せられんがためかと云々。相州、この上は賢慮あるべきの由、申さると云々。

(1) 牧の方。(2) 平賀朝雅。牧の方娘婿。京都守護。のち、北条時政らとはかり將軍職をねらうが失脚(い)わゆる朝雅の乱。(3) 畠山重保、重忠子。(4) 他人をあしざまに訴えること。(5) 畠山重忠・重保。(6) はかりごと。(7) 北条時政。(8) 北条相模守義時。(9) 北条時房。式部丞は式部省の三等官。(10) 忠義で正直なさま。(11) 源頼朝。(12) 子孫。(13) ねんごろ、ていねい。(14) 源頼家。金吾とは衛門府の唐名で、

頼家はかつて左衛門督であった。(15) 比企能員。(16) 大岡時親。(17) わるだくみ。(18) へつらってなかまに入ること。

八月五日、大岡時親、出家する。

二一 吾妻鏡

五日、己未、霽、子剋、大岡備前守時親出家、是依遠州被落飭事也、

五日、己未。霽。子の剋、大岡備前守時親、出家す。これ遠州、落飭せらるることによるなり。

(1) 北条時政。(2) 髪をそり落として仏門に入ること。

承元二年 戊辰(一二〇八)

閏四月二日、鎌倉鶴岡八幡宮神宮寺の造営の用材を、伊豆国狩野山から沼津の海に運び出す。

二三 吾妻鏡

二日、辛未、神宮寺造営材木、自伊豆国狩野山之奥、出

沼津海、

二日、辛未。神宮寺造営の材木、伊豆国狩野山の奥より沼津の海へ出す。

(1) 鶴岡八幡宮寺。神奈川県鎌倉市。(2) 現在の天城山のことか。

建保三年 乙亥(一二一五)

四月二十五日、某、大岡牧の年貢布を京都高山寺に送る。

二三 大岡牧年貢布送進状<sup>(1)</sup> 高山寺聖教類紙背文書<sup>(2)</sup><sup>(3)</sup>

大岡牧<sup>(4)</sup>

運上<sup>(5)</sup> 山御年貢布事<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup>

合

四丈白布式佰段

負駄肆疋<sup>(8)</sup><sup>(9)</sup>

葦毛<sup>(10)</sup>

鹿毛一疋<sup>(11)</sup> 白川毛一疋<sup>(12)</sup>

各在光子鉄焼

右、且進上如上件、

建保三年四月廿五日

(13) (花押)<sup>(14)</sup>  
(花押)<sup>(15)</sup>

(1) この文書は、天地二紙に切断されているという。(2) 仏

教の経文。(3)反故にしてその裏を別の用途に用いた文書。

(4)沼津市から裾野市。(5)年貢などを荘園領主に運送して貢納すること。(6)高山寺のことか。(7)領主が農民から年々に渡り徴収した租税。(8)白布を運搬する馬のこと。(9)四疋。(10)馬の毛色的一种。白い毛に黒色や濃褐色のさし毛のあるもの。(11)かけ。馬の毛色的一种。鹿の毛のように茶褐色で、たてがみ・尾・四肢の下部が黒いもの。(12)馬の毛色的一种。白川原毛。白色の混ざった川原毛(薄茶色の毛)のこと。(13)この線引は、本来ここにあった署名を略したことの意味する。(14)(15)ともに不詳。

建保四年 丙子(一二一六)

十一月二十四日、源実朝、葛山景倫(願性)らを使節として宋に派遣する。

二四 善隣国宝記<sup>(1)</sup>  
天理大学附属天理図書館所蔵  
○奈良県天理市

正統院仏牙舍利略記曰、日本国相州鎌倉都督右府将軍源实朝<sup>(4)</sup>、一夕夢到大宋国、(中略)实朝於是自悟南山<sup>(5)</sup>之後身、深希拜彼靈跡、因廢世務、思之在茲、因懷度宋之志、便命工造船<sup>(7)</sup>、諸官聚議、令工作船不動之謀也、船成以啓、实朝即致祓禊之祭<sup>(8)</sup>、推欲泛海、果是船不動也、以為不詳而止矣、便遣十二人使節於大宋国、良真僧都<sup>(9)</sup>・葛山願成<sup>(10)</sup>為首、大友豊後守・小式孫太郎<sup>(11)</sup>・小山七郎左衛門<sup>(12)</sup>・宇都宮新兵衛<sup>(14)</sup>・菊池四郎<sup>(15)</sup>・村上次郎<sup>(16)</sup>・三浦修理亮<sup>(17)</sup>・海野小太郎<sup>(18)</sup>・勝間田兵庫頭<sup>(19)</sup>・南条次郎等<sup>(20)</sup>、齎金銀貨財、載材木器用、遂達大宋国京師能仁寺<sup>(22)</sup>、

正統院仏牙舍利略記に曰わく、日本国相州鎌倉都督右

府將軍源実朝、一夕、夢みて大宋国に到る。(中略)実朝ここにおいて自ら南山の後身たることを悟り、深くかの靈跡を拜せんことを希む。因りて世務を廢し、この思いここにあり。よって度宋の志を懷き、すなわち工に命じて船を造る。諸官聚議し、工をして船の動かざるを作らしむるの謀なり。船成りてもって啓す。実朝すなわち祓禊の祭を致し、推して海に泛べんと欲す。果たしてこの船動かざるなり。もって不詳となして止む。すなわち十二人の使節を大宋国に遣わす。良真僧都・葛山願成を首となし、大友豊後守・小式孫太郎・小山七郎左衛門・宇都宮新兵衛・菊池四郎・村上次郎・三浦修理亮・海野小太郎・勝間田兵庫頭・南条次郎など、金銀貨財を齎し、材木の器用を載せ、ついに大宋国の京師能仁寺に達す。

(1)朝鮮や中国との外交関係を記した史書。相国寺瑞深周鳳著。文明二年成立。三卷。(2)円覚寺開山塔頭舍利殿(のち

正統院と号す)に安置された仏舍利(釈迦の遺骨)の由来記。著者・成立年代とも不詳。国立公文書館内閣文庫に「(万年山)正統院仏牙舍利記」があり、引用箇所はその冒頭部分とほぼ同文。(3)都督右府は、將軍および右大臣のこと。都督とは、全軍を統べ率いるもの。総大将のこと。(4)源頼朝子。幕府三代將軍。(5)南山大師(弘法大師)のことか。(6)將軍職をしりぞくこと。(7)実朝が、渡宋のための船の修造を命じたことが、「吾妻鏡」建保四年十一月二十四日条にみえる。よって、本史料は、年月日不詳ながら暫くここに収める。(8)わざわざいはらうこと。(9)天台座主(比叡山延暦寺管主)。(10)葛山景倫。願性・願生とも称す。「大森葛山系図」(別冊系図集三号)に景忠子、惟重甥としてみえる。源実朝の近習。(11)大友能直。(12)少式資頼。もと武藤姓。武蔵国出身で平家の家人であったが、のち源頼朝に属す。九州に下り大宰少式(大宰府の次官)に任せられ、少式氏を名乗る。(13)結城(小山)朝光。(14)実名不詳。下野国(栃木県)を本拠とする宇都宮氏の一族か。(15)実名不詳。(16)実名不詳。信濃源氏村上氏の一族か。(17)実名不詳。相模国三浦氏の一族か。(18)海野幸氏。(19)実名不詳。遠江国勝田庄(榛原町)を本拠



承久元年 己卯(一二一九) 建保七年四月十二日改元

正月二十七日、葛山景倫(願性)、九州において源実朝の死を聞き、出家して紀伊国高野山に登る。

二五 鷲峰開山法燈円明国師行実年譜<sup>(1)</sup>

己卯、建保七、四月十二日、承久改元、正月廿七日、源実朝公天薨、藤景倫在九州、聞訃披剃、径登紀州高野山、<sup>(2)</sup>  
法諱願性、<sup>(3)</sup>

己卯、建保七。四月十二日、承久に改元す。正月二十七日、源実朝公天薨す。藤(原)景倫九州にあり。訃を聞きて披剃し、ただちに紀州高野山に登る。法諱願性。

(1)臨濟僧無本覺心(円明国師)の伝記。編者は由良莊西方寺(和歌山県由良町)住持聖薫。一卷。(2)源実朝は、鎌倉鶴岡八幡宮寺において同寺別当公暁(源頼家子)によって殺害された。(3)葛山景倫。(4)和歌山県高野町。空海が堂塔を建立

して以来、真言宗の靈場として栄える。

二月十五日、駿河国の飛脚により、阿野時元が城郭を構え、東国の支配を企てるとの報が鎌倉に伝えられる。

二六 吾妻鏡

十五日、壬子、(中略)申剋、駿河国飛脚參、申云、阿野冠者時元<sup>(1)</sup>法橋全成子、母<sup>(2)</sup>遠江守時政女、<sup>(3)</sup>去十一日引率多勢、構城郭於深山、是申賜 宣旨、可管領東国之由、相企云々、

十五日、壬子。(中略)申の剋、駿河国の飛脚參じ、申して云う、阿野冠者時元<sup>(1)</sup>法橋全成の子、母は<sup>(2)</sup>去んぬる十一日、多勢を引率し、城郭を深山に構う。これ宣旨を申し賜わり、東国を管領す<sup>(3)</sup>べきの由、相企つと云々。

(1)阿野莊(沼津市)を本拠とする。(2)阿野全成、源義朝子、源頼朝異母弟、源義経兄。建仁三年謀叛の疑いにより誅せられる。法橋とは、法橋上人(法眼の次に位し、律師に相当す

る僧位)の略。(3)北条時政。

二月十九日、北条政子の命により、北条義時、阿野時元追討のため、御家人らを駿河国へ遣わす。

二七 吾妻鏡

十九日、丙辰、依禪定二品之仰、右京兆被差遣金窪兵衛尉行親以下御家人等於駿河国、是為誅戮阿野冠者也、

十九日、丙辰。禪定二品の仰せにより、右京兆、金窪

兵衛尉行親以下の御家人等を駿河国に差し遣わさる。

これ阿野冠者を誅戮せんがためなり。

(1)北条政子。源頼朝が二位であり、その夫人ということまで二品と呼ばれた。禪定とは仏門に入った者をいう。(2)北条義時。右京兆とは右京職の唐名。義時は右京権大夫である。

(3)一二三号にみえる金持兵衛尉と同一人物か。同号註(5)

参照。(4)阿野時元。

二月二十二日、阿野時元追討の軍勢、阿野に到着し、時元一族と戦い、これを破る。

二八 吾妻鏡

廿二日、己未、発遣勇士到于駿河国安野郡、攻安野次郎・同三郎入道之処、防禦失利、時元并伴類皆悉敗北也、

二十二日、己未。発遣の勇士、駿河国安野郡に到り、

安野次郎・同三郎入道を攻むるところ、防禦利を失い、時元ならびに伴類皆ごとく敗北するなり。

(1)阿野荘(沼津市)のことか。(2)いずれも阿野一族であるうが、実名不詳。なお次号より、次郎は阿野時元とも考えられる。(3)阿野時元。(4)付き従う者。

二九 承久記

其比、駿河国に、河野次郎冠者と云ふ人有けり、故右大

将<sup>(4)</sup>の舍弟、阿野の禪師<sup>(5)</sup>の次男也、手次<sup>(6)</sup>能源氏なれば、是こそ鎌倉殿<sup>(7)</sup>にも成給はんすらめと咄<sup>(8)</sup>りあへり、権大夫<sup>(9)</sup>、此事伝聞て、何条去事の可有<sup>(10)</sup>とて討手を遣はし、伊豆・駿河の勢を以て被攻けり、身に誤る事なけれ共、陳するに及はねは、散々に戦ひて自害して失ぬ、

(1)承久の乱(一二号註(2)参照)のことを記した和漢混合の軍記。作者・成立年代不詳。二卷。(2)そのころ。(3)

「阿野次郎」の誤り。阿野時元のこと。(4)源頼朝。(5)阿野全成。(6)代々の血筋の正しいこと。(7)幕府將軍のこと。

(8)ののしり。勢いがさかんであること。(9)北条義時。(10)なんじょうさることのあるべし。どうしてそのようなことがあってよいものか、の意。

二月二十三日、駿河国の飛脚、阿野時元の自害を幕府に伝える。

一三〇 吾妻鏡

廿三日、庚申、酉刻、駿河国飛脚参着、阿野<sup>(1)</sup>自殺之由申之、

二十三日、庚申。酉の刻、駿河国の飛脚参着す。阿野自殺するの由申す。

(1)阿野時元。

二月頃、西園寺実氏、浮島ヶ原で和歌を詠む。

一三一 承久記

駿河国浮嶋原を通給ふに、霞める空、長閑なりけるに、翅も見へぬ雁の音つれ過しを、左衛門督実氏<sup>(1)</sup>卿、かく思ひつけ給ひける、

春の雁の人に別れぬならひたに 帰る空には啼てこそゆけ

(1)西園寺実氏。承久元年、源実朝の鶴岡八幡宮寺での右大



臣拝賀の儀に参列するが、この時、実朝が殺害される。この記事はその帰路途中のものである。

承久三年 辛巳(一二二一)

五月二十二日、京都に進発した北条泰時の軍勢の中に、葛山小次郎の名がみえる。

三三 吾妻鏡

国立公文書館内閣文庫所蔵  
○東京都

廿二日、乙巳、陰、小雨常灑、卯剋、武州進発京都、<sup>(1)</sup>從軍十八騎也、所謂子息武藏太郎時氏・弟陸奥六郎有<sup>(2)</sup>時、又北条五郎・尾藤左近将監<sup>(3)</sup>次郎三郎相從、<sup>(4)</sup>綿貫・閔判官代・平三郎兵衛尉・南条七郎・安東藤内左衛門尉・伊具太郎・岳村次郎兵衛尉・佐久満太郎・葛山小次郎・<sup>(5)</sup>勅使河原小三郎・<sup>(6)</sup>横溝五郎・安藤左近将監・<sup>(7)</sup>塩河中務丞・<sup>(8)</sup>内嶋三郎等也、京兆招此輩、皆与兵具、其後、<sup>(9)</sup>相州・<sup>(10)</sup>前武州・<sup>(11)</sup>駿河前司・<sup>(12)</sup>同次郎以下進発訖、<sup>(13)</sup>式部丞為北陸大將軍、<sup>(14)</sup>首途云々、

二十二日、乙巳。陰。小雨常に灑ぐ。卯の剋、武州京都に進発す。從軍十八騎なり。いわゆる子息武藏太郎

時氏・弟陸奥六郎有時・また北条五郎・尾藤左近將監  
 平出弥三郎・綿貫・関判官代・平三郎兵衛尉・南条七郎・  
 次郎三郎相従う。安東藤内左衛門尉・伊具太郎・岳村次郎兵衛尉・佐久  
 満太郎・葛山小次郎・勅使河原小三郎・横溝五郎・安  
 藤左近將監・塩河中務丞・内嶋三郎等なり。京兆この  
 輩を招き、皆兵具を与あたう。その後、相州・前武州・駿  
 河前司・同次郎以下進発しおわんぬ。式部丞は北陸大  
 將軍として首途かどすと云々。

(1)北条泰時、義時子。のち幕府三代執権となる。(2)この  
 年五月十四日、後鳥羽上皇が、北条義時追討の宣旨・院宣を  
 発し、いわゆる承久の乱がはじまった。この北条泰時の京都  
 への進発は、その鎮圧のためのものである。(3)北条時氏、  
 泰時子。(4)北条有時、泰時子。(5)実名不詳。(6)尾藤景  
 綱。北条泰時被官。(7)平出・綿貫、いづれも実名不詳。  
 (8)関実忠。(9)平盛綱。北条泰時被官。(10)南条時貞。  
 (11)実名不詳。(12)伊具盛重。(13)岡村次郎兵衛尉。実名不  
 詳。(14)佐久間家盛。安房国狭隈郷(千葉県鋸南町)を本拠と

する三浦氏一族。(15)実名不詳。「大森葛山系図」(別冊系図  
 集三号)では葛山広重、「葛山家譜」(同四号)では維重、「葛山  
 御宿系図」(同六号)では惟連に比定している。(16)勅使河原  
 則直。武蔵国勅使河原(埼玉県上里町)を本拠とする。(17)横  
 溝資重。(18)安藤以下、塩河・内嶋とも実名不詳。(19)北条  
 義時。(20)北条時房。(21)足利義氏。下野国足利荘(栃木県  
 足利市)を本拠とする。母は北条時政娘。(22)三浦義村、義  
 澄子。(23)三浦泰村、義村子。(24)名越朝時(北条朝時)、義  
 時子。名越(神奈川県鎌倉市)に住した。

○口絵参照

六月十八日、承久の乱における幕府の軍勢の中に、葛山  
 太郎・小次郎らの名がみえる。

二三 吾妻鏡

国立公文書館内閣文庫所蔵  
 ○東京都

十八日、辛未、(中略)今日、遣使者於関東、是今度合戦  
 之間、討官兵<sup>2</sup>、又被疵、為官兵被討取者、彼是有数多、  
 関判官代、後藤左衛門尉<sup>4</sup>、金持兵衛尉等尋究之<sup>5</sup>、注其交

名送武州<sup>(6)</sup>、仍為被行勲功賞所遣也、中太弥三郎為飛脚<sup>(7)</sup>云々、

六月十四日宇治合戰討敵人々<sup>(8)</sup>

(中略)

葛山太郎<sup>(9)</sup>一人  
弦袋<sup>(10)</sup>

(中略)

已上九十八人<sup>(11)</sup>此内衛府五人 判官代日記定云々、  
生取七人

(中略)

并二百五十五人

六月十三日・十四日宇治橋合戰手負人々、

(中略)

十四日

(中略)

葛山小次郎<sup>(12)</sup>

(中略)

已上九十八人

并百三十二人

十八日 辛未 武藏太郎秘藏馬一兩疋於早

療養忽得愈也 玆度由世以詭譎誘云今日遣使者

於關東是今度合戰之間討官共又被疵為官共

被討取者被毆有數多判官代後藤左衛門尉

等尋究之証其文名送武州仍為被勲功賞所遣

也中太弥三郎為飛脚云々

葛山太郎<sup>一人</sup> 駿河次郎<sup>四人</sup>内收加次五逆將

已上九十八人<sup>此内衛府五人 判官代日記定</sup>

三、長布德四郎<sup>三人</sup>内一人荻野太郎幸一人猪俣

已上七十三人 并二百五十五人

六月十三日十四日宇治橋合戰手負人々

十四日

弟同七郎夫部源次郎内記四郎屋代兵衛尉葛

山小次郎波賀小太郎古谷八郎同飯積三郎同

已上九十八人

并百三十二人

十八日、辛未。(中略)今日、使者を関東に遣わす。これ今度の合戦の間、官兵を討ち、又疵を被り、官兵のために討ち取らるる者、かれこれ数多あり。閔判官代・後藤左衛門尉・金持兵衛尉等尋ね究め、その交名を注して武州に送る。よって勲功の賞を行われんがため遣わすところなり。中太弥三郎飛脚たりと云々。

(1)幕府のこと。(2)朝廷方の兵。(3)閔実忠。(4)後藤基綱。(5)一一七号の金窪兵衛尉行親と同一人物か。駿東郡には、中世金持荘(沼津市)が存在するが、元久二年前後には伯耆国守護として六郎広親が存在し、金持氏が同国金持(鳥取県日野町)を拠点として活躍していることがわかる(「愚管抄」等)。以上のことより、本書には金持氏関連史料の収載を見合せた。(6)北条泰時。(7)実名不詳。(8)京都府宇治市。(9)実名不詳。「葛山家譜」(別冊系図集四号)では葛山綱高、「葛山御宿系図」(同六号)では惟宗に比定している。(10)予備の弓弦を巻いておく道具。弦巻ともいう。(11)京を警備する役人。(12)前号註(15)参照。

七月十二日、藤原光親、鎌倉への召喚の途中、車返で幕府の使者にあい、籠坂で誅殺される。

三四 吾妻鏡

十二日、甲午、按察卿光親、去月出家、法名西親者、為武田五郎信光之預下向、而鎌倉使相逢于駿河国車返辺、依触可誅之由、於加古坂梟首訖、時年四十六云々、此卿為無双寵臣、又家門貫首(4)、宏才優長也、今度次第、殊成就々戰々思、頻奉匡君於正慮之處、諫議之趣、頗背叡慮之間、雖進退惟谷、書下追討宣旨、忠臣法、諫而隨之謂欺、其諷諫申狀(9)、數十通殘留仙洞、後日披露之時、武州後悔惱丹府云々、

十二日、甲午。按察卿光親、去月出家す。法名は西親。は、武田五郎信光の預りとして下向す。しかるに鎌倉の使、駿河国車返の辺に相逢いて、誅すべきの由を触るるにより、加古坂において梟首きょうしゅしおわんぬ。時に年四十六と云々。この卿は無双の寵臣たり。また家門の貫首、宏才優長

なり。今度の次第、殊に競々戦々の思をなし、しきりに君を正慮に匡ただしたてまつらんとするのところ、諫議かんぎの趣、すこぶる叡慮に背くの間、進退これ谷やちまるといえども、追討の宣旨を書き下す。忠臣の法、諫めてこれに随うの謂いか。その諷諫の申状數十通、仙洞せんどうに残り留まる。後日披露するの時、武州後悔して丹府を悩ますと云々。

(1) 藤原光親。後鳥羽院近臣、権中納言、按察使(本来は地方行政の監督官)。(2) 沼津市。(3) 籠坂、加胡坂とも。駿河国から甲斐国への富士山麓を通る峠。(4) 藤原氏の氏の長者。(5) 戦々恐々。(6) 後鳥羽上皇。(7) 天子を諫めて政治を議すること。(8) 天皇の意向。(9) 遠回しに諫めること。(10) 下級機関又は人物が上級の機関や人物に意志を伝える文書。(11) 仙洞御所。上皇の居所。(12) 北条泰時。(13) まごころ。

三五 承久記

又、按察使中納言光親卿は、武田五郎信光相具奉りて下けるか、富士のすそ加胡坂と云所に下し奉り、鎌倉よりの状に任せて、最後の御事、只今候と申ければ、兼てより被思儲けれ共、期に臨ては、流石(1)今生の名残只今計と思ければ、何計心細くも被思けん、出家せはやと有は、子細の間敷候とて、僧一人尋出て、髻剃落し奉る、其後暫く暇(3)乞、年比信し給へる法華經一部取出し、一部迄は遅かりなんとて、一の巻を披き、真読(4)畢て後、一向称名に住し候へは、他念も無りけり、太刀取は武田五郎郎等に内藤也、居給所、山の岨(8)にて片下りなる、知識(10)の僧の衣を脱て著せ奉る、数多の僧共、後ろに立覆ひ、座敷も片下りに物打所悪く見へければ、太刀取後ろに近付て、角(11)ては御宮つかひ(12)、悪く候ぬと申ければ、念仏を留め見返て、汝可思し、幼少より君に仕へ、死罪・流罪をも多奉行せしそかし、去共今可懸とは、争てか兼て可弁(14)ふ、されは存知の旨に任せて申と有ければ、太刀取も目昏(16)て覚けれ共、兎(17)こそ能候へと申ければ、其言葉に随て、髻

をも押除、膝を立直し首を延、念仏の声不怠、殊勝に被切給ひにけり、見人感嘆せぬ者無けり、

(1)さすが。(2)いかばかり。(3)いとまごい。(4)省略せず真実に読経すること。(5)念仏を唱え、無我の境地に達すること。(6)首を刎る人。(7)実名不詳。(8)そば。(9)斜面になっている。(10)普知識(教えを説いて仏事に導いてくれる者)のこと。(11)かくて。(12)御身づかい。計の執行がうまく行かない。(13)されども。(14)いかでか。(15)わかまうべし。(16)くらみて。(17)とこそ。

七月十三日、藤原宗行、浮島ヶ原で、誅殺された藤原光親の遺骨を携えた召使に会い、和歌を詠む。

三六 吾妻鏡

十三日、乙未、(中略)今日、入道中納言宗行過駿河国浮嶋原、荷負疋夫一人泣、相逢于途中、黄門問之、按察卿(1) 僮僕也、昨日梟首之間、拾主君遺骨、帰洛之由答、浮生(2) (3) (4) (5) (6)

之悲非他上、弥消魂、不可遁死罪事者、兼以雖挿存中、若出於虎口、有亀毛命乎之由、猶殆恃之処、同過人已定訖之間、只如亡、察其意尤可憐事也、休息黄瀬河宿之程、依有筆硯之次註付傍、

今日スクール身ヲ浮嶋ノ原ニテモ ツ井ノ道ヲハ聞サタ  
メツル

於菊河(10) 駅書佳句、留万代之口遊、至黄瀬河詠和歌、慰一且之愁緒云々、

十三日、乙未。(中略)今日、入道中納言宗行、駿河国浮嶋原を過ぐるに、荷を負いたる疋夫一人の泣くに、途中に相逢う。黄門問うに、按察卿の僮僕なり。昨日梟首の間、主君の遺骨を拾いて帰洛の由答う。浮生の悲しみ他にあらざる上、いよいよ魂を消す。死罪を遁るべからざる事は、かねてもって存中に挿むといえども、もし虎口を出でて、亀毛の命あらんかの由、なおほとほと恃むのところ、同じ過の人すでに定まりおわ

んぬるの間、ただ亡ずるがごとし。その意を察するにもっとも憐むべき事なり。黄瀬河宿に休息するの程、筆硯の次ついであるによって傍に註し付く。

今日すぐる身を浮嶋の原にても ついの道をば聞き  
さだめつる

菊河駅において、佳句を書きて万代の口遊くちずまみに留め、黄瀬河に至って和歌を詠じ、一旦の愁緒を慰むと云々。

(1)藤原宗行。後鳥羽院・土御門院近臣。葉室宗行、中御門宗行ともいう。(2)身分の卑しい男。(3)中納言の唐名。前中納言藤原宗行のこと。(4)藤原光親。(5)召使いの少年。(6)はかない人生。(7)危険。(8)非現実・非実在のたとえ。(9)人生の終わり、死を意味するか。ただし吉川家所蔵本では「露の道」とする。(10)菊川宿(駅)。金谷町。

七月十四日、藤原宗行、藍沢原で誅殺される。

三七 吾妻鏡

十四日、丙申、於藍沢原、黄門宗行遂以不遁白刃之所侵云々、年四十七、至最期之刻、念誦読経更不怠云々、

十四日、丙申。藍沢原において、黄門宗行、ついにもって白刃の侵すところを遁れずと云々。年四十七、最期の刻に至りて、念誦読経さらに怠らずと云々。

(1)藤原宗行。

二六 承久記

次の日、浮嶋原を通らせ給に、御供なる侍、最後の御事、今日の夕部は過させ給はしと申ければ、打諾き、殊に心細計にて、木瀬河の宿に御手水の為(1)に立寄給ふ様にて、角(2)を書付給ける、

今日迄は身を浮嶋か原に来て 露の命の消んとそ思ふ  
其日の暮方にあふ沢(3)にて被切給ぬ、

(1)ちようず。(2)かく。このように。(3)藍沢。

## 貞応二年 癸未(一二二三)

四月十四日、海道記の作者、この日、浮島ヶ原・車返を  
通り、黄瀬川宿に入る。

三九 海道記<sup>(1)</sup>

十四日、(中略)浮島か原をすくれは、名は浮島と聞ゆれ  
とも、まことは海中とは見えす、野径とはいひつへし、  
草むらあり木樹あり、遙かに過行けは人煙片々、絶えて  
又たつ、新樹、程を隔てて隣互にうとし、東行西行の客  
はみな知音にあらず、村南村北の路にたた山海を見る、  
おのつから知る人あらはいかかせん うときにたにも  
過くるなこりを

## (中略)

車返<sup>(2)</sup>しといふ処を過く、この処は、もし昔、螻螂の路に  
当りて行人を留めけるか、もし遊児の土城を築きて孔子<sup>(3)</sup>  
の諫に答へけるか、昔小童部の路中に小家を造りて遊びけるに、  
孔子の通るとて、車にあやふし、そのけと  
諫められけるに、小童部の曰く、車は家のある所をのきて過くへし、未  
だ聞かす、家の車に去ることをと、孔子これを聞きて車をめくらして帰

りけ、もし又勝母の里<sup>(4)</sup>ならは會<sup>(5)</sup>參にあらずともいかか通  
らむ、會子は孝心深き人にて、不孝の者の 嶮岨の地なれば大  
行路とはいひつへし、この道はさかしく、されとも騎馬の  
客なれば打連れて通りぬ、

むかしたれここに車のわつらひて なかえを北にかけ  
はつしけん

木瀬川の宿に泊りて萱屋の下に休す、ある家の柱に、ま  
たかの納言<sup>(6)</sup>宗行卿の御和歌一首をよみて一筆の跡をととめ  
られたり、

今日する身を浮島か原に来て つひの道をそきき定  
めつる

これを見る人、心あれはみな袖をうるほす、それ北州<sup>(8)</sup>の  
千年は限を知りて寿を歎く、南州<sup>(9)</sup>の不定は期を知らずし  
て寿を楽しむ、まことに今日はかりと思ひけむ心の中を  
推すへし、おほかたは昔語りたにも哀れなる涙をのこ  
ふ、いかにいはんや我も人も見し世の夢なれば、驚かす  
につきて哀れにこそ覚ゆれ、さても峯の梢を払ひし嵐の



響に、思はぬ谷の下草まで吹きしほれて、数ならぬ露の身も置き所なくなりてしより、かくさまよひて命を惜みて失せにし人の言葉を、生けるを厭ふ身は、今までありてよそに見るこそあはれなれ、さてもこの歌の心を尋ぬれば、納言、浮島か原を過くるとて、物を肩にかけて上る者あひたりけり、問へは按察使光親<sup>(10)</sup>の僮僕、主君の遺骨を拾ひて都に帰ると泣く泣くいひけり、それを見るは身の上の事なれば、魂は生きてよりさこそは消えにけり、もとより遁るましと知りながら、おのつから虎の口より出てて亀の毛の命もや得ると、なほ待たれけん心に、命はつひにと聞き定めて、けに浮島か原より我にもあらず馬の行くにまかせてこの宿に落ちつきぬ、今日はかりの命、枕の下のきりきりすと共に泣きあかして、かく書きとめて出てられけんこそ、あはれを残すのみに非ず、亡きあとまで心も深く見ゆれ、

さそなけに命をしの劍羽に　かかる別れを浮島か原

(1)貞応二年に、京都・鎌倉間を往還した時の紀行文。作者不詳。一冊。(2)沼津市。(3)中国春秋時代の学者、思想家。本名は孔丘。その思想は「論語」にまとめられている。(4)母に勝つということから曾子がこの里をさけたという故事。(5)そうしん。敬称は曾子。中国春秋時代の儒学者で、孔子の高弟。(6)藤原宗行。(7)以下、一二六号参照。(8)北俱盧州。須弥山の北にあるという大陸。(9)南閻浮提。須弥山の南にある大陸。現実の人間世界を指す。(10)藤原光親。

四月十五日、海道記の作者、黄瀬川宿を出立し、藍沢を経て、竹之下宿に泊る。

### 三〇 海道記

十五日、木瀬川を立つ、遇沢<sup>(1)</sup>といふ野原をすく、この野、何里とも知らず、遙々と行けは、納言<sup>(2)</sup>は、ここにてはや暇うへしと聞えけるに、心中に所作あり、今しはしと乞ひ請けられければ、なほ遙かに過き行きけん、けに羊の歩みに異ならず、心ゆきたる歩きなりとも、波の音、松

の風、かかる旅の空は、いかか物あはれなるへきに、いはんや馬嵬<sup>(4)</sup>の路に出てて牛頭<sup>(5)</sup>の境に帰らんとする涙の底にも、都に思ひおく人々や心にかかりて、ありやなしやの言の葉たにも、今ひとたひ聞かまほしかりけん、されとも隅田川にもあらねは、こととふ鳥<sup>(6)</sup>の便りたになくて、この原にて永く日の光に別れ冥<sup>(7)</sup>き路に立ちかくれにけり、都をはいかに花人春たえて 東の秋の木の葉とは散るやかて按察使光親卿<sup>(8)</sup>・前左兵衛督有雅卿<sup>(9)</sup>、同しくこの原にて、末の露もとの雫とおくれ先立ちにけり、それ人、常の生なし、それ家、常の居なし、これは世の習ひ、事のことわりなり、されとも期来りて生を謝せは、理を演へて忍ひぬへし、縁つきて家を別れば、習ひを存して慰みぬへし、別れし処は憂き処なり、都のほかの荒々たる野原の旅の道、没せし時はいまたしき時なり、恨を含みし<sup>(10)</sup> 悄悄たる秋天の夕の雲、まことに時の災孽<sup>(11)</sup>の遇に逢へりといへとも、これはこれ、先世の宿業<sup>(12)</sup>の報へる報ひなり、<sup>(13)</sup> そもそもかの人々は、官班身を飾り、名譽聞きを飽く、

君恩あくまでうるほして降る雨の如し、人望かたかたに開けて盛なる花に似たりき、中に黄門都護<sup>(14)</sup>は、家の貫首として一門の間に榎<sup>(15)</sup>をおし開き、朝の重臣として万機の道に線<sup>(17)</sup>を調へき、誰か思ひし、天にはかに災を降<sup>(18)</sup>して天命を滅ほし、地たちまちに天をあけて地望<sup>(19)</sup>を失はんとは、哀なるかな、入木の鳥の跡<sup>(20)</sup>は千年の記念に残り、帰泉<sup>(21)</sup>の靈魂は九夜<sup>(22)</sup>の夢に迷ひにき、されとも善悪心に強くして、生死はたた恨なりと思へりき、つひに十念相<sup>(23)</sup>続して他界に移りぬ、夏の終り秋の始め、人酔ひ世濁りしその間の妄念はさもあらはあれ、南無西方弥陀觀音<sup>(24)</sup>、その時の発心なほさりならずは来迎たのみあり、これやこの人々の別れし野辺と打眺めてすくれは、浅茅<sup>(25)</sup>か原に風たちて、靡く草葉に露こほれ、無常の郷とはいひなから、無慚なりける別れかな、有為の境とは思へとも、うかりける世の中かな、官位は春の夢、草の枕に永く絶えぬ、榮業は朝の露、苔のむしろに消えはてぬ、死して後の山路は従はぬ習ひなれば、おくるる恨もいかせん、東路にひと

り出て、けやけき武者にいさなはれ、行きけん心のうちこそ哀れなれ、かの冥吏呵責の庭に、ひとり自業自得の断罪に舌をまき、この妻恩別離の跡に、各不意不慮の横死に涙をかく、生きての別れ、死にての悲み、二つなからいかせん、真を写してもよしなし、一生いくはくか見ん、魂を訪らひて足りぬへし、二世の契むなしからん、

思へはなうかりし世にもあひ沢の 水のあわとや人の消えなん

今日は足柄を越えて関の下の宿に泊るへきに、日路に烏むらかり飛ひて、林の頂に鷺ねくらを争へは、山のこなたに竹の下といふ処に泊る、四方は高き山にて、一河、谷に流れ、嵐おちて枕をたたき、問へはこれ松の音、霜さえて袖にあり、払へはたた月の光、寝さめの思ひにたへす、ひとり起きゐて残りの夜を明かす、

見し人に逢ふ夜の夢のなこりかな かけろふ月に松風のこゑ

ふくる夜の嵐の枕ふしわひぬ 夢もみやこに遠きかり来て

- (1) 藍沢。(2) 中納言藤原宗行。(3) 厩所にひかれていく羊の歩み。藤原宗行の刑の執行を比喩したものと考えられる。  
(4) ばかい。楊貴妃が殺された場所(中国陝西省)。転じて、死所に行くこと。(5) ござ。地獄の鬼卒。転じて、死ぬこと。  
(6) 都鳥。都の様子を尋ねるたよりの比喩。(7) くらき。  
(8) 藤原光親。(9) 源有雅。後鳥羽院近臣。甲斐国稻積荘(山梨県甲府市)で処刑される。(10) しょうしょうたる。活気のない様。(11) さいげつ。災難のこと。(12) 現世の応報の原因となった前世での善悪の行為。(13) 官位・官職の順序。  
(14) 藤原光親。都護は按察使の唐名。(15) とぼそ。門の門。ここでは、一族の中で武勇に優れていたことを意味する。  
(16) 朝廷。(17) 政務をとりしきるの意。(18) くだして。(19) 地上での人望。(20) 入木は書道。鳥の跡は文字。転じて、手跡・筆跡のこと。(21) 黄泉に帰ること。冥土に行くこと。  
(22) 四十九日の忌日。(23) 念仏を十回唱え、往生を願うこと。

(24)阿弥陀仏のこと。(25)歌枕の一つ。(26)異様な。(27)獄卒が責めさいなむ閻魔王宮の庭。(28)肖像画。(29)関本宿。神奈川県南足柄市。(30)太陽の通り道。(31)竹之下。小山町。

四月十六日、海道記の作者、竹之下宿を出立し、足柄山を越える。

一三 海道記

十六日、竹の下を立ち、林の中をすきて遥々ゆけは、千束の橋を独梁にさしこえて、足柄山に手をたてて登れば、君子、松いつくしくして貴人の風過くる笠をととめ、客雲、梢に重なりて故山の嶺あらたに高し、

(1)竹之下宿。小山町。(2)千束の橋というのが、実際には一本の丸木橋。(3)雲の擬人的表現。

嘉禄元年 乙酉(一二二五) 元仁二年四月二十日改元

二月 塩屋朝業(信生)、関東下向の途中、車返の地で和歌を詠む。

一三 信生法師集<sup>(1)</sup>

車かへしの松に書付侍、

歌落<sup>(3)</sup>

(1)塩谷朝業(信生)の家集。成立年代不詳。一冊。(2)車返。沼津市。(3)和歌は伝わっていない。

安貞元年 丁亥(一二二七) 嘉祿三年十二月十日改元

この年、葛山景倫(願性)、地頭職を有する紀伊国由良莊に源実朝・北条政子の菩提を弔うため西方寺を創建する。

一三三 紀州由良鷲峰山法燈円明国師之縁起<sup>(1)</sup>

興国寺所藏  
○和歌山県由良町

師<sup>(2)</sup>四十三歳、宝治三年<sup>改元</sup>建長、己酉正月月中旬、自京登高野、

遇願性具述入宋旨、厥志者、日本無吾伝心印之師、所以

要値宋国善知識焉、

夫紀州海部郡由良莊鷲峰山西方寺草創由来之事

抑当寺本願檀那願性上人者、元是関東武士藤原景倫葛山

五郎也、右丞相將軍実朝公之寓直近習而、恰如影随形矣、

然実朝一夕夢、吾前生宋温州雁蕩山有夙因<sup>(9)</sup>、以其功力為

日本將軍、覺後有詠歌、

世もしらし我もえしらすから国の いはくら山にたき

ゝとりしを

加旃建仁開山葉上僧正夢<sup>(12)</sup>、実朝公者、玄奘三藏再誕也云

々、所以身雖在青油幕、心常染墨汁衣、実朝於宋朝之前

因、不唯一焉、然以景倫被差遣宋国、彼雁蕩山写絵図来

於日本、如图可建寺、仍景倫奉其命、下鎮西博多津<sup>(16)</sup>、待

宋船順風処、從関東飛脚下、告去正月廿七日承久元年將軍

御天薨之訃、景倫哀歎、即時剃髮染衣、法名称願性、不

再帰鎌倉、徑登高野、奉弔主君実朝將軍御菩提、誠以忠

心所致也、実朝御母儀尼將軍<sup>(17)</sup>頼朝之御内、聞召此旨曰、近

習七百人中忠義無若於景倫者、然間為高野居住資縁<sup>(18)</sup>、下

賜由良庄地頭職<sup>(19)</sup>、承久三年辛巳入部、自其七年後安貞元

年丁亥建立当寺<sup>方西</sup>寺、為右丞相兼征夷將軍実朝公并二品

真如大禪定<sup>(20)</sup>尼而靈御菩提、当莊地頭職二割分、半分充寄

進金剛三昧院<sup>(21)</sup>与西方寺、兼願性金剛三昧院居住之砌、鹿

跡二郎入道西入於將軍葬所、取御頭骨持来付与願性云々、

就当寺思遠卵塔之西、建実朝石塔、々火輪<sup>(24)</sup>中安御骨半分、

師以其半骨欲納于実朝前生之国、是其一也、将亦先年金

剛三昧院居住之時、師与願性成父子契約、誓現当二世、

是其一也、

師四十三歳、宝治三年建長に改元す。己酉正月月中旬、京より高野に登る。願性に遇あいてつぶさに入宋の旨を述ぶ。その志は、日本に吾に心印を伝うるの師なし。ゆえに宋国の善知識に値あうを要す。

それ、紀州海部郡由良莊鷲峰山西方寺草創由来の事。

そもそも当寺本願檀那願性上人は、元これ関東の武士藤原景倫葛山五郎なり。右丞相將軍実朝公の寓直の近習にして、あたかも影のごとく形に随う。しかるに実朝一夕の夢に、われ前生は宋温州雁蕩山しゅんぐんに夙因あり。

その功をもって日本の將軍となる。覚めて後詠歌あり。

(中略)

しかのみならず、建仁開山葉上僧正の夢に、実朝公は、玄奘三蔵の再誕なりと云々。ゆえに身は青油の幕にありといえども、心は常に墨汁の衣に染む。実朝、宋朝においての前因、唯一ならず。しかるに景倫をもって宋国に差し遣わさる。かの雁蕩山を絵図に写し、日本に

来りて図のごとく寺を建つべし。よって景倫その命を奉うけたまわつて、鎮西博多津に下り、宋舶の順風を待つところ、関東より飛脚下り、去んぬる正月二十七日承久元年

將軍御天薨の訃を告ぐ。景倫哀歎し、即時に髪を剃り衣を染め、法名は願性と称す。再び鎌倉に帰らず、ただちに高野に登り、主君実朝將軍の御菩提を弔いたてまつる。誠にもって忠心の致すところなり。実朝御母

儀尼將軍頼朝の御内從二位政子この旨を聞こし召して曰わく、近習

七百人中、忠義景倫に若しく者なし。しかる間、高野居住の資縁のため、由良庄地頭職を下し賜う。承久三年

辛巳に入部す。それより七年後、安貞元年丁亥に当寺西方寺とを建立し、右丞相兼征夷大將軍実朝公ならび

に二品真如大禪尼両靈の御菩提のため、当莊地頭職を二つに割き分け、半分ずつ金剛三昧院と西方寺に寄進す。かねて願性金剛三昧院居住の砌かまど、鹿跡二郎入道西入、將軍の葬所において、御頭骨を取り、持ち来りて願性に付与すと云々。当寺の思遠卵塔の西につき、実

朝の石塔を建つ。塔の火輪の中に御骨半分を安んず。師、その半骨をもって実朝前生の国に納めんと欲す。これその一つなり。はたまた先年金剛三昧院居住の時、師、願性と父子の契約を成し、現当二世を誓う。これその一つなり。

(1)臨濟僧無本覚心(円明国師)の一代記。特に覚心が開山した紀伊国由良荘(和歌山県由良町)興国寺の縁起にくわしい。応永三十一年成立。花山院長親の作。(2)無本覚心。臨濟宗の僧。無本は道号、覚心は法諱。心地とも称す。信濃国神林(長野県松本市)の出。亀山法皇から法燈禪師と勅諡され、のち後醍醐天皇より法燈円明国師と追諡される。(3)高野山。和歌山県高野町。(4)葛山景倫。(5)禅宗で悟りの核心をいう。(6)海部郡由良荘。由良町。(7)由良町。安貞元年、葛山景倫が後鳥羽法皇・源実朝の菩提のために建立。のち正嘉二年無本覚心を開山に招き、真言宗から禅宗に改宗し、西方興国禅寺と称した。鷲峰山は山号。(8)源実朝。右丞相は右大臣の唐名。(9)中国浙江省南部にある都市。(10)温州近辺

の奇観の地。(11)宿因(前世からの因縁)のことか。(12)建仁寺。京都市。臨濟宗建仁寺派本山。(13)采西。臨濟宗開祖。温州に二度留学している。(14)中国唐代の僧。法相宗・俱舍宗の開祖。(15)戦陣用の油を引いた幕。(16)福岡県福岡市。鎮西は九州の別称。(17)北条政子。(18)仏道修行の助縁となる衣食住。生活の助け。(19)地頭の職務に付随する経済的収益。(20)北条政子。(21)高野町。高野山金剛峰寺塔頭の一つ。源実朝・北条氏の菩提を弔うため安達景盛が北条政子に勧めて建立。(22)実名不詳。次号文書の「筑後入道西入」と同一人物か。(23)僧侶の墓石として用いられた四角または八角の台座の上に卵形の塔身をもつ石塔。(24)五輪塔のうち、三番目の三角形の石。

○口絵参照

二三四 高野春秋編年輯録<sup>(1)</sup>  
同月院譜失<sup>(2)</sup>、葛山五郎入道願性発心登山随逐禅定<sup>(4)</sup>院主行勇<sup>(5)</sup>退耕、而專追悼古君实朝将军之菩提、抽二世之忠勳<sup>(6)</sup>和尙

也、禪定院于時改名金剛三昧院、藤景倫入道願性者、実朝將軍昵近之旧臣也、去冬十二月、窃蒙度宋之武命、州之由良湊(11)、磯泊(12)之間、鎌倉之訃音到、仍総擲弓刀、成剃髮染衣登山、将母如実尼公遠聞願性之忠勤、而補由良地頭職、以為住山之資縁、令追修作善也、○考、行勇師者、為千光國師之上足也、一旦恬然從頭入密交服、住山九ヶ年中伝受密旨于道範闍梨、于時願性住山已來相逢筑後入道西入、而伝得將軍之頭骨、來憂深切也、且又松葉入道行円(23)、夢中前將軍來御曰、使願性修造金剛三昧院乎云云、夢告展(24)、轉達関東、仍二位家相計、任願性于别当職、而如夢告令修造焉、不隔年堂塔院宇換乎大成矣、供養導師住寺行勇和尚勤修之、貞暁上人(28)為呪願、此上人者久安住一心院(30)、遜北条之妬、宜哉、

同月院譜その日葛山五郎入道願性、発心登山し、禪定院行勇禪師退耕和尚に随逐す。しかしてもっぱら古君実朝將軍の菩提を追悼し、二世の忠勤を抽んずるなり。禪定

院は、時に金剛三昧院と改名す。藤景倫入道願性は、実朝將軍昵近の旧臣なり。去んぬる冬十二月、ひそかに度宋の武命を蒙り、州の由良湊に磯泊の間、鎌倉の訃音到る。よってすべて弓刀を擲ち、剃髮染衣となりて登山す。将母如実尼公、願性の忠勤を遠聞し、しかして由良地頭職に補し、もって住山の資縁となし、作善を追修せしむるなり。○考うるに、行勇師は、千光國師の上足たるなり。一旦恬然として頭より密に入り服交す。住山九ヶ年中に密旨を道範闍梨に伝授す。時に願性住山より已來筑後入道西入に相逢う。しかして將軍の頭骨を伝え得。來憂深く切なり。かつまた松葉入道行円、夢中に前將軍來りたまいて曰わく、願性をして金剛三昧院を修造せしめよと云々。夢告展転して関東に達す。よって二位家相計らい、願性を別当職に任じ、しかして夢告の如く修造せしむ。年を隔てずして堂塔院宇、換乎大成す。供養の導師は住寺行勇和尚これを勤修し、貞暁上人、呪願をなす。この上人は久



しく一心院に安住し、北条の妬ねたみを遜る。よろしきかな。

(1)高野山の編年史。弘仁七年から享保四年(二七一九)三月までを記す。著者、高野山寺務檢校懷英。本文十八卷。(2)承久元年三月。(3)葛山景倫。(4)金剛三昧院。和歌山県高野町。(5)兼密禪僧、道号は退行、諱は行勇、別号莊嚴房。金剛三昧院初代長老。相模国酒匂(神奈川県小田原市)出身。(6)源実朝。(7)以下、本号の終りまで、割注の形で記されている。(8)高野町。(9)昵近。じっकिन。親しく近い関係のこと。(10)渡宋。(11)和歌山県由良町。(12)船が出航準備をして、停泊していること。(13)実朝の死の知らせ。(14)將軍の母北条政子。(15)善根をなすこと。(16)著者の考案を示す。(17)栄西。(18)上席の弟子。高弟。(19)顯は顯教。密は密教。顯教から密教へかわること。(20)宗派をかえたことのとえか。(21)鎌倉時代、高野山を代表する学匠。(22)実名不詳。前号の鹿跡二郎入道西入と同一人物か。(23)実名不詳。(24)めぐること。まわること。(25)北条政子のこと。(26)寺の伽藍が莊嚴して完成すること。(27)法会の時、中心となる

僧。(28)源頼朝子。高野山塔頭寂靜院開基。千阿上人ともいう。(29)法会などで、その願意をとえ、成就を祈ること。

(30)高野山塔頭の一つ。

安貞二年 戊子(一二二八)

武藏守平(花押)<sup>(16)</sup>  
相模守平(花押)<sup>(17)</sup>

三月三十日、幕府、伊豆国三嶋社領同国玉川郷の散田は地頭が、年貢収納は郷司が行うよう定める。

一三五 関東下知状<sup>(1)</sup> 三嶋大社所蔵文書  
〇三島市

下 三嶋宮領伊豆国玉河郷住人

可早為地頭伊豆局沙汰散田事

右、当郷者、元久二年閏七月被寄進当宮間、於当郷司職者、盛重神主知行来之処、承久二年二月伊豆局補地頭之日、盛重依為彼局舍弟、内々申付代官職之間、盛重・光盛・盛忠等、皆為代官一向沙汰来歟、而今地頭与久盛向背之刻、地頭屋敷二町七段大之外、不可相交他事之旨、久盛張行之由、地頭所訴申也、然者一向沙汰之時与各別知行之今、争無差別哉、早且任傍例、於散田者可為地頭之沙汰、至所当收納者、可為郷司沙汰也、両方可存此旨之状、依鎌倉殿仰下知如件、

安貞二年三月卅日

(1) 鎌倉幕府が発給した下知状。下知状とは、上から下に対する奉書形式の命令文書。事書にはじまり、書止が「下知如件」という様式になり、宛所は記されない。(2) 三嶋大社。三島市。(3) 三島市。清水町玉川とは境川をはさんで接する。(4) 実名不詳。(5) 荘園領主などが、農民に請作(うけさく)させるために、田を割り当てること。(6) 郷司(律令制変質後の国衙領の地方官)に属する権限および得分。(7) 伊豆盛重。三嶋大社神主。以下にみえる光盛・盛忠・久盛も代々の三嶋大社神主。(8) すべてを沙汰すること。(9) 従うことと背くこと。争い、争論の意。(10) 土地の面積表記の一つ。一反(三百六十歩)の三分の二(二百四十歩)。(11) 主張すること。(12) いかでか。どうしての意。(13) 慣例、しきたり。(14) 年貢。(15) 幕府將軍。この時期は藤原(九条)頼経。(16) 執権北条泰時。(17) 連署北条時房。

嘉禎二年 丙申(一二三六)

四月四日、幕府、葛山景倫(願性)が、紀伊国由良莊地頭職を高野山金剛三昧院へ、死後寄進することを確認する。

一三六 関東下知状案<sup>(1)</sup> 金剛三昧院文書

紀伊国由良庄地頭職事<sup>(2)</sup>

右、件職者、葛山五郎入道願生宛給之、年来所致沙汰也、而今如願生申状者、以当庄寄進高野山金剛三昧院、可奉訪故二品聖靈并右大臣家御菩提也、但願生在生之間、知行不可有相違云々者、任申請、為件寺領、可奉資彼御菩提之状、依仰下知如件、

嘉禎二年四月二二日<sup>(7)</sup> 武藏守 平在判<sup>(8)(9)</sup>

修理権大夫平在判<sup>(10)</sup>

裏書曰、

於此正文者、為庄務沙汰令隨身之了、仍相副案文於願生寄進契状、且為被納金剛三昧院宝藏、加愚判於裏、謹進上之、都不限此正文、当庄地頭職証文・具書等者、

願生以下彼兩三輩<sup>(17)</sup>一期後者、令調度之、一々可令奉送当院宝藏者也、但此正文等、存外自有紛失事者、以此案文、可被用正文之状如件、

沙門願生在判<sup>(19)</sup>

紀伊国由良庄地頭職の事。

右、件の職は、葛山五郎入道願生に宛て給い、年来沙汰致すところなり。しかるに今、願生の申状のごとくんば、当庄をもつて高野山金剛三昧院に寄進し、故二品の聖靈ならびに右大臣家の御菩提を訪<sup>とぶら</sup>いたてまつるべきなり。ただし願生在生の間、知行相違あるべからずと云々。てえれば、申し請うにまかせ、件の寺領として、かの御菩提に資したてまつるべきの状、仰せにより下知件のごとし。

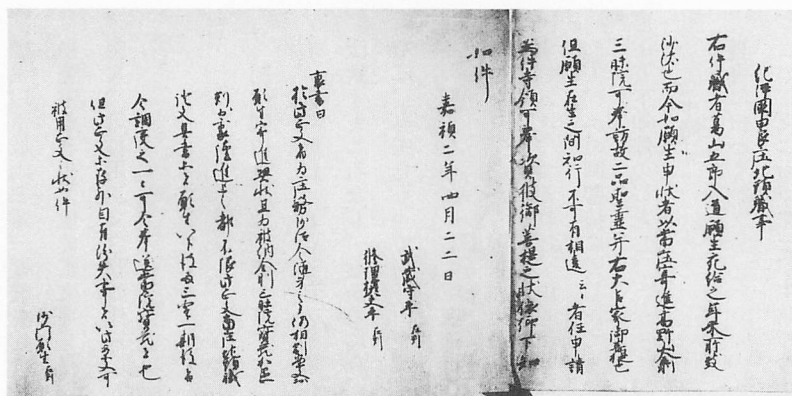
(中略)

裏書に曰わく。

この正文においては、庄務の沙汰のため隨身<sup>そばじん</sup>せしめお

わんぬ。よって案文を願生の寄進の契状に相副え、かつがつ金剛三昧院宝蔵に納められんがため、愚判を裏に加え、謹んで進上す。すべてこの正文に限らず、当地頭職の証文・具書等は、願生以下かの両三の輩、一期の後は調度せしめ、一々当院の宝蔵に送りたてまつらしむべきものなり。ただしこの正文等は存外におのずから紛失のことあらば、この案文をもって正文に用いらるべきの状、件のごとし。

(1)草案の文書をさすこともあるが、古文書学上、特に正文に準ずる効力を有する写のことを案(文)という。(2)和歌山県由良町。(3)葛山景倫。(4)和歌山県高野町。(5)北条政子。(6)源実朝。(7)「四日」。四を忌みしてこのように書く。(8)執権北条泰時。(9)ありはん。正文にあった花押を案文で示す表現。(10)連署北条時房。(11)案文や写に対して原文書・原本のこと。(12)由良莊地頭としての職務の執行。(13)常に携えること。(14)契約状とも。将来の行為を約束するた



化傳園由良庄北條景倫

右件職有葛山由良庄入道願生元佐之再承前致

沙汰之而今願生申候者當院再進高野町金

三昧院下界助致三品重直并右大名家重徳

但願生存之問知行不有相違。右任申請

為侍寄領一書以復御善徳之狀謹押下知

十件)

嘉禎二年四月二日

武藏守 兼

休羅院 兼

事書曰

北白字有方庄始也今傳身より相副契状

取付字直承取正馬相領合利三陸院寶蔵元

別公家直進字都下傳身之文高野町職

次文事書之取付下は由三堂一初致也

今相領之一下人并遠寄院寶蔵元七

但此字亦存外自傳身其年より由良守

相領之文 十件

由良守 兼

めの契約・誓約の文言をもつ文書。(15)裏花押、裏判とも。

表の花押を書く所には「在判」と書き、その裏の部分に花押を記すこと。受取者に対する敬意表現。(16)願いでるための

申状(一二四号参照)や訴訟の時に自己の主張を正当づけるために訴状・陳状にそえて提出される文書。(17)次号文書から

葛山景倫・駿河局・鶴王丸の三人のこと。(18)一生、生涯。

(19)出家して仏門に入り、仏道を修める人。

四月五日、葛山景倫(願性)、紀伊国由良荘地頭職を、同  
国高野山金剛三昧院に寄進する。

一三七 葛山景倫書状案 金剛三昧院文書

景倫法師謹言、

蓮花王院領紀伊国由良庄地頭職者、去承久元年正月廿七

日、鎌倉右大臣家薨御之刻、景倫法名願生出家、後居住高

野山之間、被故二品禪尼仰傳、以当庄地頭得分為住山

資縁、可奉訪故右大臣家御菩提之由云々、然願生近年宿

病責身、且暮難期、仍寄進此職於金剛三昧院、可奉資

両聖靈右大臣家二品禪尼御菩提之由、申給 將軍家御教書畢、於正

文者、雖一瞬之程、為致庄務合期之沙汰隨身之、於案文

者、加愚判於裏、謹獻上之、但。生之老母并姉女房号駿

川局・同子息鶴王丸已上三人、無他資縁之故、彼等存生間者、

両所御遠忌日正月廿七日、大齋料能米定、炭五拾籠、毎年

無懈怠可運上当院也、彼等一期後者、一向於此職者、為

院家御進止、以当院住侶之中興隆勸励之仁、可有御沙汰

候、但於有上件大齋料并炭用残者、不論多少随出来可被

宛当院修理料、雖尽未際、必無退失矣、一、次同奉為兩

所御菩提、於当庄内願生建立一寺、号之西方寺、以寺辺

田畠、宛仏聖人供、即限四至、立券契畢、子細見于状、

於件寺領者、所不令寄進当院也、雖須以此等旨趣申載

御教書、恐繁不能言上、可然者、院家垂御慈悲、欲賜御

和与之契状、備向後之龜鏡、但院家若不慮外背御教書并

願生念願之趣、有違乱出来事之時者、可為本願主進止之

状如件、願生恐惶謹言

嘉禎二年四月五日

沙門願生在判

進上<sup>(26)</sup> 金剛三昧院別当莊嚴坊僧都御坊法座下<sup>(27)</sup><sub>(28)</sub>

景倫法師謹んで言す。

蓮華王院領紀伊国由良庄の地頭職は、去んぬる承久元年正月二十七日、鎌倉右大臣家薨じたまうの刻、景倫法名出家の後、高野山に居住するの間、故二品禪尼の仰せを被るに俾わく、当庄の地頭得分をもって住山の資縁となし、故右大臣家の御菩提を訪いたてまつるべきの由と云々。しかるに願生は近年宿痾身を責め、且暮を期しがたし。よつてこの職を金剛三昧院に寄進し、右大臣家二品禪尼の御菩提に資したてまつるべきの由、將軍家御教書を申したまいおわんぬ。正文においては、一瞬の程といえども、庄務の合期の沙汰を致さんがため、隨身す。案文においては、愚判を裏に加え、謹んで献上す。ただし願生の老母ならびに姉女房駿河局と号す、同子息鶴王丸已上八他に資縁なきのゆえ、彼等存生の間は、両所の御遠忌日、正月二十七日・大齋料能米壹石、炭庄升定め、炭

景倫法師謹言

蓮華王院領紀伊国由良庄地頭職者去承久元年正月二十七日、鎌倉右大臣家薨死の刻景倫法師出家後

居住高野山之間被故二品禪尼御俾當庄地頭得分

為住山資縁可奉訪故右大臣家御菩提之由云々然

願生出家後高野山に居住するの間、故二品禪尼の仰せを被るに俾わく、

資縁となし、故右大臣家の御菩提を訪いたてまつるべきの由と云々。

しかるに願生は近年宿痾身を責め、且暮を期しがたし。

よつてこの職を金剛三昧院に寄進し、右大臣家二品禪尼の御菩提に資したてまつるべきの由、

將軍家御教書を申したまいおわんぬ。正文においては、一瞬の程といえども、

庄務の合期の沙汰を致さんがため、隨身す。案文においては、愚判を裏に加え、

謹んで献上す。ただし願生の老母ならびに姉女房駿河局と号す、同子息鶴王丸

八他に資縁なきのゆえ、彼等存生の間は、両所の御遠忌日、正月二十七日・大齋料

能米壹石、炭庄升定め、炭

被死高院修理の准直奉除在退去共一次同

被死高院修理の准直奉除在退去共一次同

五拾籠、毎年懈怠なく当院に運上すべきなり。彼等一

期の後は、一向この職においては、院家の御進止として、当院住侶の中、興隆勸励の仁をもって、御沙汰あるべく候。ただし上件の大斎料ならびに炭の用い残りあるにおいては、多少を論ぜず、出来にしたがい、当院の修理料に宛てらるべし。尽末(来)際といえども、必ず退失することなかれ。一。次に同じく両所の御菩提のおんために、当庄内に願生、一寺を建立し、西方寺と号す。寺辺の田畠をもって仏餉人供に宛つ。すなわち四至を限り、券契を立ておわんぬ。子細状に見ゆ。件の寺領においては、当院に寄進せしめざる所なり。これすべからくこれ等の旨趣をもって、御教書に申し載すべしといえども、繁を恐れ言上することあたわず。しかるべくんば、院家御慈悲を垂れ、御和与の契状を賜り、向後の亀鏡に備えんと欲す。ただし院家もし不慮の外、御教書ならびに願生の念願の趣に背き、違乱出来の事あるの時は、本願主の進止たるべきの状、件

のごとし。願生恐惶謹言。

(1) 葛山景倫。(2) 蓮華王院。京都市。天台宗寺院で三十三間堂の名で知られる。(3) 和歌山県由良町。(4) 源実朝。(5) 和歌山県高野町。(6) 北条政子。(7) 地頭の職務にともなう荘園から徴収できる経済上の収益のこと。(8) 持病、慢性の病。(9) 時期の切迫した様。(10) 和歌山県高野町。(11) 関東御教書ともいう。將軍の意をうけて、執権・連署から発給される奉書形式の文書。(12) 期日どおりに地頭の職務を執行すること。(13) 一三六号註(上)参照。(14) 「大森葛山系図」(別冊系図集三号)に景倫兄妹の一人としてみえる。(15) 仏事の時に出来る食事の費用。(16) 玄米。(17) なまけ、おこたること。(18) 土地や人間などを思いのまま支配すること。(19) 未来永遠のこと。(20) 興国寺。由良町。一三三三号註(7)参照。(21) 「仏餉」のことか。仏に供える食料と修法・法会などの行事の時、供えられる米や銭。(22) 東西南北の境のこと。(23) 土地に関する権利を示す文書で、「券契を立つ」とは、土地の売買・譲渡、荘園の設立に際して、土地に関する

権利をとりきめることをいう。(24)贈与。(25)証拠。(26)上所(あげどころ、じょうしょ)とよばれる敬意表現の一つ。「進上」は「謹上」よりも丁重の度が上。(27)退耕行勇。(28)宛名の下に書きそえて、敬意をあらわす語。

一六 金剛三昧院紀年誌

嘉禎元乙未

二年丙申

葛山五郎入道願生<sup>(1)</sup>、以紀州由良庄地頭職寄附当院<sup>(2)</sup>、

(1)葛山景倫。(2)和歌山県由良町。(3)金剛三昧院。和歌山県高野町。

この年、葛山景倫(願性)、退耕行勇より契状を入手し、紀伊国西方寺の蔵に納める。

一七 鷲峰開山法燈円明国師行実年譜

丙申、嘉禎二、願性<sup>(1)</sup>玆歳索取金剛三昧院別当權少僧都法<sup>(2)</sup>

眼和尚位行勇<sup>(4)</sup>禪師之四月五日・同八月廿七日兩次契状等、以納於西方寺庫蔵<sup>(5)</sup>、為後証、案状之大意、金剛三昧院別当職<sup>(6)</sup>々々人、仮号於総領、不可惱当寺云々、

丙申、嘉禎二。願性、この歳金剛三昧院別当權少都法眼和尚位行勇禪師の四月五日、同じく八月二十七日の兩次の契状を<sup>もと</sup>索取り、もって西方寺の庫蔵に納めて後証となす。状の大意を案<sup>か</sup>するに、金剛三昧院別当職<sup>か</sup>々々の人、号を総領に<sup>か</sup>仮りて当寺を悩ますべからずと云々。

(1)葛山景倫。(2)和歌山県高野町。(3)僧都(そうず)とは、僧正に次ぐ僧官。僧都には大僧都と少僧都があり、それぞれ權官が設けられた。(4)僧官の一つである僧都などに与えられた位。法眼とは、如来相伝の正法眼をもって法位を継ぎ、法の善悪を選ぶという意。(5)興国寺。和歌山県由良町。(6)惣領。一人で所領全体を領有すること。



嘉禎三年 丁酉(一二三七)

七月二十五日、北条経時、狩のため、藍沢に赴く。

一〇〇 吾妻鏡

廿五日、庚子、北条左親衛潜赴藍沢、今日始獲鹿、即祭  
箭口餅<sup>(2)</sup>、一口三浦泰村、二口小山長村、三口下河辺行光<sup>(5)</sup>  
云々、

二十五日、庚子。北条左親衛潜かに藍沢に赴き、今日  
始めて鹿を獲たり。すなわち箭口餅<sup>(2)</sup>を祭る。一口は三  
浦泰村、二口は小山長村、三口は下河辺行光と云々。

(1)北条経時、北条時氏子。のち幕府四代執権。左親衛は左  
近衛大将(近衛府の長官)の唐名。(2)狩猟ではじめて矢を射  
て獲物を得たとき、黒・赤・白の三色の餅をそなえて山神を  
祭り、射手などを饗応すること。(3)三浦義村子。のち幕府  
評定衆となる。宝治合戦で滅ぶ。(4)下野国小山荘(栃木県

小山市)を本拠とする。(5)下野国下河辺荘(茨城県古河市・  
埼玉県栗橋町・春日部市・松伏町)を本拠とする。

十二月六日、幕府、甲斐国大善寺に、藍沢宿の雑事等を  
免除する。

一〇一 関東下知状案 大善寺文書

甲斐国柏尾山寺住僧申、鮎沢宿御雑事等事、所被免除也、  
可令存其旨之状、依仰下知如件、

嘉禎三年十二月六日

左京権大夫平御判<sup>(4)</sup>  
修理権大夫平御判<sup>(5)</sup>

(1)大善寺。山梨県勝沼町。新義真言宗。柏尾山は大善寺の  
山号。(2)藍沢宿。藍沢宿の地に関して、御殿場市新橋・  
東田中あたり、小山町竹之下宿等の諸説がある。またこの鮎  
沢宿を甲斐国鮎沢(山梨県甲西町)とみる説もある。(3)種々  
雑多な負担、またはそのための費用の負担。ここでは、四代

將軍藤原(九条)頼経(三代將軍実朝の死後、遠縁によりむかえられる)の上洛(次号以下参照)に際して、藍沢宿での食事などをととのえる負担であろう。(4)北条泰時。左京権大夫は、宮都の左京職の長官の権官。(5)北条時房。幕府連署。

暦仁元年 戊戌(一二三八) 嘉禎四年十一月二十三日改元

正月二十九日、藤原頼経、上洛の途中、藍沢駅に着く。

一四三 吾妻鏡

廿九日、丙子、今夕、入御藍沢駅、<sup>(1)</sup>

(1)將軍藤原(九条)頼経が到着したこと。(2)前号では宿。

正月、藤原頼経、上洛の途中、浮島ヶ原で和歌を詠む。

一四四 前長門守時朝八京田舎打聞集<sup>(1)</sup>

嘉禎三年正月、入道大納言家御上洛の時、うきしまかはらにてよめりけり、<sup>(2)</sup>  
<sup>(3)</sup>

ふしのねの煙はかりはかすめとも なけ風さむしうき  
島かはら

(1)歌人藤原時朝(下野国宇都宮氏一族。常陸国笠間を領し、笠間を称す)の家集。一冊。時朝は、將軍藤原(九条)頼経の

上洛に供奉する。(2)嘉禎四年の誤り。(3)藤原(九条)頼経。

二月一日、藤原頼経、上洛の途中、車返の牧御所に着く。

一四 吾妻鏡

一日、丁丑、天晴、風烈、申一点、着御車返牧御所、

(1)一つの時を四刻に分けた最初の刻点。(2)將軍藤原(九条)頼経が宿に到着したこと。(3)沼津市。

十月二十六日、藤原頼経、鎌倉へ下向の途中、車返宿に

宿泊する。

一四 吾妻鏡

廿六日、丁卯、晴、未剋車返御宿、

(1)沼津市。(2)將軍藤原(九条)頼経が宿に到着したこと。  
頼経は十月十三日に京を出立している。

十月二十七日、藤原頼経、竹之下宿に宿泊する。

一四 吾妻鏡

廿七日、戊辰、霽、竹下御宿、

(1)竹之下宿。小山町。

この年、笠間時朝、京都から下向の途中、黄瀬川で和歌を詠む。

一四 新和歌集<sup>(1)</sup>

京よりくたり侍りけるに、<sup>(2)</sup>いけたの傀儡<sup>(3)</sup>かめつる、させ  
かはまたあひつれて侍りけるか、それよりかへし侍ると  
て、  
藤原時朝<sup>(4)</sup>

なれきつる袖の別の露けさは かたみにかかるなみた  
なりけり

(1)藤原為氏の撰した私撰集。成立は正嘉二年から正応元年の間。十卷。(2)池田宿。豊田町。(3)くぐつ。平安時代、

うたをうたい操人形をまわすなどの多様な遊芸、また、それを行う人々。くぐつくぐつの女たちが遊女であったことから遊女をも意味した。(4)一四三号註(1)参照。

仁治二年 辛丑(一二四一)

九月十四日、北条経時、狩のため、藍沢へ赴く。

一穴 吾妻鏡

十四日、己亥、北条左親衛(1)為狩獵、被行向藍沢、若狭前(2)司・小山五郎左衛門尉(3)・駿河式部大夫(4)・同五郎左衛門尉(5)・下河辺左衛門尉(6)・海野左衛門太郎等扈從(8)、又甲斐・信濃兩國住人数輩、相具獵師等、奉待渡御云々、

十四日、己亥。北条左親衛、狩獵のため、藍沢に行き向わる。若狭前司・小山五郎左衛門尉・駿河式部大夫・同五郎左衛門尉・下河辺左衛門尉・海野左衛門太郎等扈從(8)。また甲斐・信濃兩國の住人数輩、獵師等を相具し、渡御(とぎよ)を待ちたてまつると云々。

(1)北条経時。(2)三浦泰村。(3)小山長村。(4)三浦家村。(5)三浦資村。(6)下河辺行光。(7)海野幸氏。(8)貴人

従うこと。

九月二十二日、北条経時、藍沢より鎌倉に帰る。

一四九 吾妻鏡

廿二日、丁未、左親衛自藍沢被帰、数日踏山野、熊・猪・鹿多獲之、其中熊一者、親衛以引目射取之、為先代未聞珍事之由、諸人一同感申、

二十二日、丁未。左親衛、藍沢より帰らる。数日山野を踏み、熊・猪・鹿多くこれを獲る。その中熊の一は、親衛引目をもってこれを射取る。先代未聞の珍事たるの由、諸人一同に感じ申す。

(1)北条経時。(2)大形の鎗(かぶら)。また、それをつけた矢。

仁治三年 壬寅(一二四二)

八月、東関紀行の作者、東海道を下る途中、浮島ヶ原・千本松原・車返を通る。

一五〇 東関紀行

浮島ヶ原は、いつくよりもまさりて見ゆ、北は富士の麓にて、西東へはるはると長き沼あり、布をひけるか如し、山のみとり影をひたして、空も水もひとつなり、蘆刈り小舟、所々に棹さして、むれたる鳥、多くさはきたり、南は海のおもて遠く見わたされて、雲の波、煙の波、いと深きななめなり、すへて孤島の目にさへきるなし、わつかに遠帆の空につらなれるを望む、こなたかなたの眺望、いづれもとりとりに心ほそし、原にハ塩屋の煙たえたえ立ちわたたりて、浦風、松の梢にむせぶ、この原、昔は海の上に浮ひて、蓬萊の三つの島の如くにありけるによりて、浮島となん名つけたりと聞くにも、おのつから神仙のすみかにもやあるらん、いととおくゆかしく見ゆ、

影ひたす沼の入江に富士のねの けむりも雲も浮島か  
はら

やかてこの原につきて千本の松原といふ所あり、海のな  
きさ遠からず、松はるかに生ひわたりて、みとりのかけ  
きはもなし、沖には舟とも行きちかひて、木の葉の浮け  
るやうに見ゆ、かの、千株の松下、雙峯の寺、一葉の舟  
中、万里の身と作れるに、かれもこれもはつれす、眺望  
いつくにもまさりたり、

見わたせは千本の松の末とほみ みとりにつつく波の  
上かな

車返しといふ里あり、ある家にやとりたれば、網・釣な  
といとなむ賤しき者のすみかにや、夜のやとり、ありか  
ことにして、床のさむしろもかけるはかりなり、かの縛  
戎人の夜半の旅寝も、かくやありけむとおほゆ、

これその釣するあまのとまひさし いとふありかや  
袖ののこらん

(1)京から鎌倉への下向と、鎌倉滞在の様子を記した紀行文。  
作者不詳。仁治三年成立か。一卷。(2)沼に生えている蘆を  
刈るための小舟か。(3)浮島ヶ原のこと。(4)塩がまのある  
小屋。塩焼き小屋。(5)蓬来山。中国の伝説で仙人が住み、  
不老不死の地とされる霊山。(6)沼津市。(7)「千株と万里  
の身」は、平安時代の詩歌集である「和漢朗詠集」にある句。  
雙峯寺は、中国湖北省にある雙峰山正覺寺のこと。(8)沼津  
市。(9)在り香。臭気・悪臭のこと。(10)幅のせまいむしろ。  
(11)詩篇の名。唐の白居易作。縛られたえびすの意。(12)苦  
(管や茅を編んだもの)で屋根をふいた庇。

寛元二年 甲辰(一二四四)

二月二十九日、香貫郷の釈迦堂北僧坊で十八道私記が書  
写される。

一五 十八道私記(1)奥書  
称名寺所藏  
○神奈川県横浜市

寛元二年甲辰二月廿九日申刻、

香貫郷於尺迦堂北僧坊書了、

(1)十八道(一七三号註(4)参照)の次第を私に記した書。筆者不詳。一冊。現在金沢文庫(横浜市)が保管する。(2)沼津市。(3)釈迦堂。香貫霊山寺のことと考えられる。

八月十五日、葛山次郎、鎌倉鶴岡八幡宮の放生会に、供  
奉人として参列する。

一五 吾妻鏡  
国立公文書館内閣文庫所藏  
○東京都

十五日、癸未、鶴岡八幡宮放生会也、大殿并將軍家御参、

先有御祓、坊門少将清基為陪膳、水谷左衛門大夫重輔候

役送、御覽舞樂之後、酉刻還御、  
供奉人行列

先陣随兵

(中略)

次御車

(中略)

葛山次郎(8)

(中略)

已上十一人直垂帶劍、候御車左右、

十五日、癸未。鶴岡八幡宮の放生会ほうじょうえなり。大殿ならびに將軍家御参す。まず御祓あり。坊門少将清基陪膳たり。水谷左衛門大夫重輔役送やくだうに候ず。舞樂を御覽するのの後、酉の刻に還御す。

供奉人の行列。

先陣の随兵。

(中略)

次に御車。

(中略)

葛山次郎

(中略)

已上十一人、直垂ひたれ帯剣して、御車の左右に候す。

(1) 神奈川県鎌倉市。(2) 殺生を禁ずる仏教の思想に基づいて、捕えた鳥や獣を山野・池沼に放つ儀式。陰暦八月十五日に行われる。(3) 前將軍藤原(九条)頼経。(4) 藤原(九条)頼嗣。頼経子。幕府五代將軍。(5) 藤原清基。(6) 儀式の時、膳部の給仕を勤めること。また、その人。(7) 奈良時代に成立する舞をとまなう古典的音楽舞踊。(8) 実名不詳。「葛山御宿系図」(別冊系図集六号)では惟連に比定している。(9) 平安時代には労働服として用いられたが、鎌倉時代に入ると幕府出仕の常服となった。

十五日癸未天晴鶴密八幡宮放生會也大段 將軍家御冬先有御發防 <small>防</small> 少將清基為陪膳水 谷允衛門大夫重輔假後送御覽舞季之後而刻聖御 供奉人行列	兵陣隨兵	河越掃部助春重 上総修理甚政秀	肥前 <small>左</small> 郎允衛門尉胤家 隼人 <small>左</small> 郎允衛門尉光義	上野 <small>左</small> 郎允衛門尉時光 天守和泉次郎允衛門尉基成	大曾 <small>左</small> 兵衛尉長春 千景七郎 <small>左</small> 師時	遠江 <small>式</small> 部大夫時章 相模右近大夫愔監時臣	次御車	佐竹八郎助義 式部兵衛 <small>左</small> 郎光政	千葉次郎春胤 海上五郎胤有	木村 <small>左</small> 郎政弼 伊東六郎右衛門尉祐盛	武藤右近將監義頼 陸谷十郎経重	立河兵衛 <small>左</small> 尉基春 葛山次郎	平新允衛門尉盛時	已上十一人直垂帯劍假御車允右
--	------	-----------------	---	--	--	--------------------------------------	-----	----------------------------------	---------------	------------------------------------	-----------------	--------------------------------	----------	----------------



寛元四年 丙午(一二四六)

七月十二日、藤原頼経、上洛の途中、藍沢宿に着く。

一五 吾妻鏡

十二日、戊辰、鮎沢<sup>(1)</sup>、

(1) 藍沢宿。

七月十三日、藤原頼経、黄瀬川宿に着く。

一五 吾妻鏡

十三日、己巳、木瀬河、

宝治二年 戊申(一二四八)

三月、葛山景倫(願性)、紀伊国由良莊修禅寺を建立する。

一五 鷲峰開山法燈円明国師行実年譜

戊申、宝治二、<sup>(1)</sup>願性建由良修禅寺、三月三日立柱、三月八日上梁

(1) 葛山景倫。(2) 和歌山県由良町。修禅寺は、江戸時代に興国寺塔頭の一つとして存在していたと伝えられている。

建長四年 壬子(一二五二)

三月二十八日、將軍として迎えられる宗尊親王、鎌倉へ下向の途中、黄瀬川に着く。

一五 吾妻鏡

廿八日、壬子、昼蒲原<sup>(1)</sup>、夜木瀬河、

(1) 蒲原町。

三月二十九日、宗尊親王、鎌倉へ下向の途中、藍沢宿で休憩する。

一五 吾妻鏡

廿九日、癸丑、昼鮎沢<sup>(1)</sup>、夜関本<sup>(2)</sup>、

(1) 藍沢宿。(2) 神奈川県南足柄市。

一五 宗尊親王鎌倉御下向記<sup>(1)</sup>

御下向の御すく<sup>(2)</sup>ならひにひるの御まうけの所<sup>(3)</sup>

(中略)

はな<sup>(4)</sup>

さ<sup>(5)</sup>

あゆさわ<sup>(7)</sup>

あの きせかわ

さのちと<sup>(6)</sup>

かいのくに<sup>(8)</sup>

(1) 宗尊親王(後嵯峨天皇子、幕府六代將軍)が、將軍赴任のために鎌倉へ下向するに際し、宿泊・休憩した宿と接待をとりしきった者を記したもの。(2) 宿々。夜の宿泊のこと。

(3) 昼の食事。(4) 「はらなか」の誤写、すなわち原中宿(沼津市)と考えられる。以下阿野・黄瀬川はいずれも沼津市。

(5) 裾野市佐野。(6) 実名不詳。ここでは、佐野の地頭が原中・阿野・黄瀬川・佐野における宗尊親王の接待をとりしきったということである。(7) 藍沢宿。(8) 「あゆさわ」での雑事の負担が甲斐国に課せられていることについては一四一号参照。

建長五年 癸丑(一二五三)

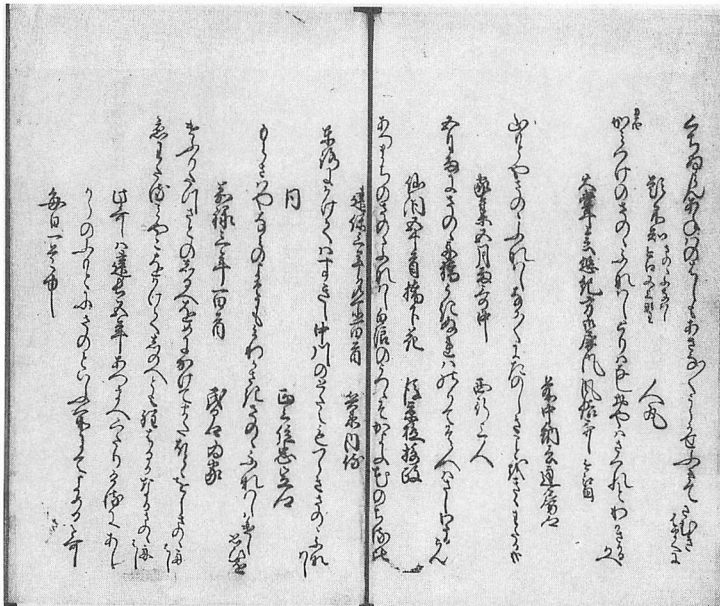
この年、藤原為家、関東へ下向の途中、佐野で和歌を詠む。

一弄 夫木和歌抄<sup>(1)</sup>  
国立公文書館内閣文庫所蔵  
○東京都

恋わたるみやこをかけてしのへとも 程はるかなるさの<sup>(2)</sup>  
舟はし

此歌ハ、建長五年あつまへくたりけるに、あしから  
のふもとにさのといふ所にてよめる歌、毎日一首中、

(1)「夫木和歌集」ともいう。藤原(勝間田)長清の撰した私撰集。延慶三年頃成立か。三十六卷。(2)裾野市佐野。



建長六年 甲寅(一二五四)

八月上旬、葛山景倫(願性)、宋から帰国の無本覚心より、助成の礼謝をうける。

一六〇 紀州由良鷲峰山法燈円明国師之縁起

興国寺所藏  
○和歌山県由良町

師四十八歳、(中略)師從四十三歳至四十八歳、首尾六年而帰朝、日本建長六年甲寅八月上旬、從鎮西葦屋津、乗日本之船、著紀之湊、(中略)師從紀湊徑登高野、且為依願性助分遂渡宋本懐、致其礼謝、且為重謁行勇禅师也、

師四十八歳、(中略)師四十三歳より四十八歳に至るまで、首尾六年にして帰朝す。日本建長六年甲寅八月上旬、鎮西葦屋津より、日本の船に乗り、紀の湊に着く。(中略)

師紀湊よりただちに高野に登る。かつうは願性の助分

によりて渡宋の本懐を遂げ、その礼謝を致さんがため、かつうは重ねて行勇禅师に謁さんがためなり。

(1) 無本覚心。(2) 始めと終わり。(3) 福岡市。(4) 「着」に同じ。(5) 和歌山市。(6) 高野山。和歌山県高野町。(7) 葛山景倫。(8) 退耕行勇。

正嘉二年 戊午(一二五八)

この年、高山景倫(願性)、無本覚心を紀伊国由良莊興國寺開山住持とする。

一六一 紀州由良鷲峰山法燈円明国師之縁起

興国寺所藏  
和歌山県由良町

師五十二歳、正嘉二年戊午、通嗣書於無門和尚、罷禪定院住持遊由良鷲峰、有終老志、功德主願性拜請、以為開山住持、而同心同力、新於精監、而資敵後鳥羽禪定法皇(1)仙駕、專為実朝公・真如禪定(2)尼追修道場、(3)安貞元年丁亥由良庄地頭願性始從建立、此西方寺、三十二年之間(4)他宗也、慈年回前意、而改為禪刹、拜講覚心長老、以為開山住持(5)、師戒珠無疵、道眼是明、是故道俗冒嶮、遠近趨風云々、

師五十二歳、正嘉二年戊午、嗣書を無門和尚に通ず。

禪定院住持を罷め、由良鷲峰に遊ぶ。終老の志有り、功德主願性拜請し、もって開山住持となす。同心同力し、新たに精監しやうかんにおいて、後鳥羽禪定法皇の仙駕を資

師五十二歳正嘉二年戊午通嗣書於無門和尚罷禪定院住持遊由良鷲峰有終老志功德主願性拜請以為開山住持而同心同力新於精監而資敵後鳥羽禪定法皇仙駕專為實朝公真如禪定尼追修道場安貞元年丁亥由良庄地頭願性始從建立此西方寺三十二年之間他宗也慈年回前意而改為禪刹拜講覚心長老以為開山住持師戒珠無疵道眼是明是故道俗冒嶮遠近趨風云々

賜對法語二幅 無門自誓一幅 開檢子一幅

七葉園一本 乃傳宗派 法語十段 錦十幅 三針在 此中

御前陞座法衣一頂 法衣 傳宗派 有牡丹紋 錦 御前自筆 法語 四文字 手抄 法書 借景園 授持 法衣 四文字 前後 子 法書 自筆 法衣 一頂 手抄 法書 借景園 授持 法衣 四文字

東山

敵し、もっぱら実朝公・真如禅定尼追修の道場となす。安貞元年丁亥、由良庄地頭願性始めて建立より、この西方寺は三十二年の間他家なり、この年前意を回して、改めて禪刹となす。覚心長老を拝請し、もって願性云わく、師は戒珠疵なし。道眼これ明らかなり。これゆえに道俗嶮を冒し、遠近風に趨わたると云々。

(1)無本覚心。(2)伝法血脈といい、仏法の師弟關係をしめたもの。(3)無門慧開。中国杭州臨安府靈洞山護国仁王禪寺の僧。(4)金剛三昧院。和歌山県高野町。(5)西方寺(興国寺)。和歌山県由良町。鷺峰は山号の鷺峰山のこと。(6)葛山景倫。(7)寺院、伽藍のこと。(8)おごそかにたすけることか。(9)後鳥羽法皇。(10)神仙、帝王の乗り物。(11)源実朝。(12)北条政子。(13)由良町。(14)もと真言宗であった。

文応元年 庚申(一二六〇) 正元二年四月十三日改元

この頃、修明門院領由良莊領家方の代官伊王能茂、葛山景倫に同心し、領家方の地を後鳥羽法皇菩提所として同莊西方寺に寄進する。

一六三 紀州由良鷺峰山法燈円明国師之縁起

興国寺所藏  
○和歌山県由良町

(1)師五十四歳、(中略)師未到日、鷺峰有妖鬼、従者三百有(2)余作多般伎(3)倆令人怖、師至後授三帰五戒(4)、妖邪自然息、彼妖鬼者、人王八十二代後鳥羽院崩御之後、墮魔道也(5)、後鳥羽院之皇后者修明門院也、然由良庄領家方此女院御領也、依是、御代官之伊王左衛門能茂入道西蓮、与願性(6)同心而、当寺為後鳥羽法皇御菩提所、寄進領家之内、青腴地一町小四十步(7)而寄進状在宝藏(8)、每月二十二日奉致御弔、是故後鳥羽尊靈栖此山者也、此後師之直弟之代、領家方一円自修明門壳寄進也(9)、(10)修明門院御自筆之寄進状、御代官之壳券等数通、在重書籍、

師五十四歳、(中略)、師いまだ到らざる日、鷲峰に妖鬼あり。従者三百有余、多般の伎倆ぎりょうを作し人を怖らしむ。師至りて後、三帰五戒を授く。妖邪自然に息やむ。

かの妖鬼は、人王八十二代後鳥羽院崩御の後、魔道に墮つるなり。後鳥羽院の皇后は修明門院なり。しかるに由良庄領家方はこの女院の御領なり。これにより、御代官の伊王左衛門能茂入道西蓮、願性と同心して、当寺を後鳥羽法皇御菩提所となし、領家の内を膏腴の地一町小四十歩を寄進して、寄進状は宝蔵書箱の中にあり。毎月二十日御弔とぶらいを致したてまつる。これ故に後鳥羽の尊霊、この山に栖すむ者なり。この後師の直弟の代、領家方一円に修明門院より売寄進うりきしんなり。修明門院御自筆の寄進状、御代官の売券等数通、重書の箱にあり。

(1)無本覚心。(2)西方寺(興国寺)。和歌山県由良町。(3)多くの術。(4)三帰とは、仏・法・僧の三宝に帰依すること。五戒とは、不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不飲酒の五つ

の戒。(5)後鳥羽法皇。(6)原史料に付された送り仮名にしたがえば、「魔道に墮ちたまうなり」と読める。これは、この妖鬼と後鳥羽院との因縁を考へてのことか。(7)後鳥羽天皇の寵妃、順徳天皇母。(8)和歌山県由良町。(9)領家は莊園領主で、本家の下に位置する。在地領主が中央貴族に莊園を寄進する時、その寄進をうけた領主を領家といい、莊園の存立を確実にするため、より上級の権門に本家寄進する。領家方とあるのは、由良莊の權益が領家と地頭に分有されてきたことによる。(10)葛山景倫。(11)土地が肥えること。またその土地。(12)一反(三百六十歩)の三分の一の面積。(13)「院」脱か。(14)徳政をまぬがれるために寄進状を作成して売却すること。

弘長二年 壬戌(一二六二)

二月二十四日、大和国西大寺の叡尊、浮島ヶ原を通り、原中宿に着く。

一六三 関東往還記<sup>(1)</sup>

廿四日、朝之程休息、中食之後、渡富士河、於同国見付<sup>(2)</sup>宿儲茶、過浮嶋原、着原中宿<sup>(4)</sup>、

二十四日。朝の程休息す。中食の後、富士河を渡り、同国見付宿において茶を儲く<sup>(3)</sup>。浮嶋原を過ぎ、原中宿に着く。

(1)西大寺(奈良市、真言律宗総本山)中興の祖叡尊思円が、弘長二年に北条時頼に招かれ、鎌倉に下向し、また帰着するまでの日記。弟子性海著。本来は上・下二巻であったが、紛失したため現存本は一部を欠く。(2)駿河国。(3)のちの吉原宿。富士市。(4)沼津市。

文永元年 甲子(一二六四) 弘長四年二月二十八日改元

八月九日、葛山景倫(願性)、紀伊国由良莊地頭職の高野山金剛三昧院への寄進を確認するとともに、西方寺については無本覚心に委ねる。

一六四 葛山景倫寄進状案 金剛三昧院文書

寄進 高野山金剛三昧院<sup>(1)</sup>

紀伊国由良庄間事<sup>(2)</sup>

右件庄者、鎌倉・禪定二品家御時、願性所拝領仕也、仍故武蔵前司入道殿之御時、申云、故君御入滅之時通世仕候畢、彼庄者、其後所賜候也、然者、願性一期者庄務仕、死去之後者、一向可奉寄進御寺之由、令言上之処、任申状之旨、成賜御教書<sup>(12)</sup>了、然間、申合当院前別当故莊殿房法印御房寺務之時、就令進案文<sup>(14)</sup>、被納御寺宝蔵畢、正文者、其後令焼失畢、而願性病体之上、頓死・横死世間之習也、若如然之時者、以此状可為御寺御領者也、次当庄内西方寺事<sup>(15)</sup>、四至・田数等注文別紙在之、件西方寺



文永元年(1264)

事、同莊嚴房法印御房申合天、仏閣一所可建立之由、申  
定畢、且置文在之、仍奉護心地房上人、永為弘法修行之  
地、可奉訪兩聖靈之御菩提之由、所定置也、仍寄進狀如  
件、

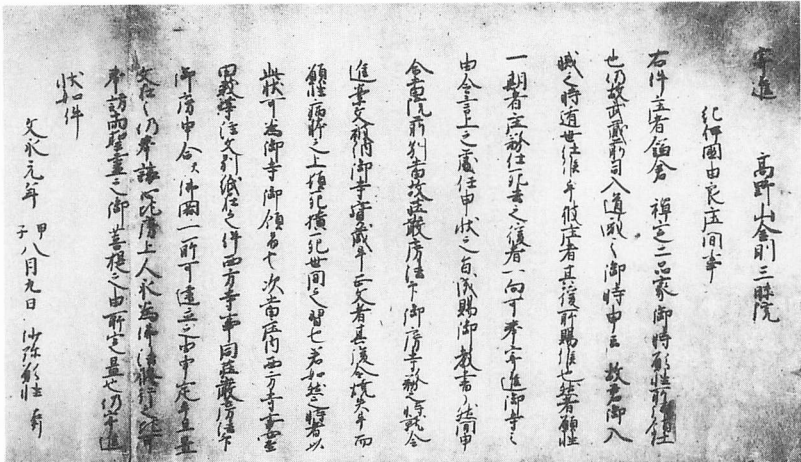
文永元年甲子八月九日

沙弥願性在判

寄進す。 高野山金剛三昧院。

紀伊国由良庄の間の事。

右、件の庄は、鎌倉禪定二品家の御時、願性拝領仕  
るところなり。よって故武藏前司入道殿の御時、申して  
云う。故君御入滅の時、遁世仕り候いおわんぬ。かの  
庄は、その後賜り候ところなり。しかれば、願性一期  
は庄務を仕り、死去の後は、一向御寺に寄進したてま  
つるべきの由、言上せしむるところ、申状の旨に任  
せて、御教書を成し賜りおわんぬ。しかる間、当院の  
前別当故莊嚴房法印御房寺務の時申し合わせ、案文を  
進せしむるにつき、御寺の宝蔵に納められおわんぬ。



寄進 高野山金剛三昧院

紀伊国由良庄間事

状の件

文永元年 甲子八月九日 沙弥願性 判

正文は、その後焼失せしめおわんぬ。しかるに願性病体の上、頓死・横死は世間の習いなり。もししかるごときの時は、この状をもって御寺の御領たるべきものなり。次いで当庄内西方寺の事、四至・田数等の注文別紙にあり。件の西方寺の事、同じく莊嚴房法印御房に申し合わせて、仏閣一所建立すべきの由、申し定めおわんぬ。かつがつ置文あり。よって心地房上人に譲りたてまつり、永く仏法修業の地として、両聖靈の御菩提を訪いたてまつるべきの由、定め置くところなり。よって寄進の状、件のごとし。

- (1) 和歌山県高野町。(2) 和歌山県由良町。(3) 北条政子。
- (4) 葛山景倫。(5) 北条泰時。(6) 源実朝。承久元年没。
- (7) 俗世をはなれ仏門にはいること。(8) 一三三三号参照。
- (9) 生涯、一生。(10) 莊園の管理事務。(11) 一三六号の裏書を指す。(12) 一三七号註(11)参照。(13) 退耕行勇。(14) 一三七号を指す。(15) 和歌山県由良町。(16) 注進状。事物の明細

を注記して上部機関に提出する文書。(17)のちのために書きしるした文書。(18)無本覚心。(19)源実朝と北条政子。

一室 鷲峰開山法燈円明国師行実年譜

甲子、弘長四、(中略)八月九日、願性<sup>(1)</sup>以西方寺、重讓<sup>(2)</sup>与於師<sup>(3)</sup>、契券<sup>(4)</sup>等悉委付<sup>(5)</sup>之、

甲子、弘長四。(中略)八月九日、願性西方寺をもって、かさねて師に譲り与う。契券等ことごとく委付す。

- (1) 葛山景倫。(2) 和歌山県由良町。(3) 無本覚心。(4) 「券契」(一三七号註(23)参照のこと。(5) ゆだね頼むこと。任せ渡すこと。

文永三年 丙寅(一二六六)

正月二十七日、葛山景倫(願性)、紀伊国西方寺の規則・縁起等を記す。

一六 鷲峰開山法燈円明国師行実年譜

丙寅、文永三、(中略)正月廿七日、願性誌西方寺五箇条規式・造寺縁起等、

丙寅、文永三。(中略)正月二十七日、願性、西方寺五箇条の規式・造寺の縁起等を誌す。

(1)葛山景倫。(2)和歌山県由良町。(3)きまり。さだめ。  
(4)寺社の由来や靈験などの伝承を記したものを。

文永九年 壬申(一二七二)

十月十六日、幕府、葛山景倫が高野山金剛三昧院の雑掌を辞任することを認める。

一七 関東御教書案 金剛三昧院文書

金剛三昧院雑掌職事、依老病令辞申之旨被聞食畢者、依仰執達如件、

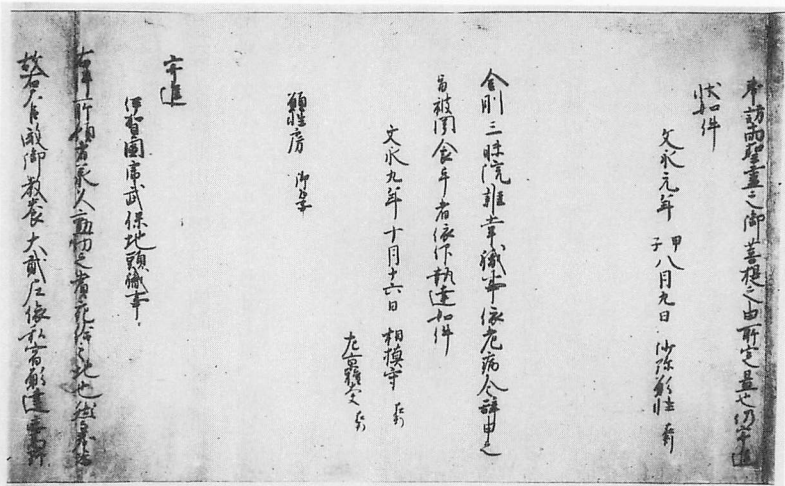
文永九年十月十六日 相模(4) 守在判

左京権大夫(5) 在判

願性(6)房御返事

金剛三昧院雑掌職の事、老病により辞し申せしむるの旨、聞食されおわんぬ。てえれば、仰せにより執達件のごとし。

(1)一三七号註(11)参照。(2)和歌山県高野町。(3)本来は諸官衙で雑務を掌る者の称。のち荘園領主のもとで、荘園の



管理・雑務・訴訟にあたった者を指すようになる。(4)北条時宗。幕府八代執権。(5)北条政村。幕府連署。(6)葛山景倫。

一六 金剛三昧院紀年誌

九年壬申<sup>(1)</sup>

願生辞雜掌職、

(1)文永九年。

一六 金剛三昧院住持次第 金剛三昧院文書

第五長老真空廻心房<sup>(1)</sup>  
衣笠大納言定能孫  
 大納言律師定兼

(中略)

第六長老老覚心 心地房<sup>(3)</sup>  
信州神林人、<sup>(4)</sup>

(中略)

第七長老証忍妙観房<sup>(5)</sup>

(中略)

第八長老玄智空教房<sup>(6)</sup>

<sup>(7)</sup>三州人  
大蓮上人甥云々、

(中略)

已上四代長老葛山五郎入道願性房請之、<sup>(8)</sup><sup>(9)</sup>

文永十一年 甲戌(一二七四)

五月十七日、日蓮、鎌倉から竹之下・車返等を経て、甲斐国に入ったことを書状に記す。

一七〇 日蓮書状 日蓮聖人遺文

(1)字は廻心、諱は定兼。のちに真空と改め、中観とも号す。  
寺務二年。(2)藤原定能。八〇号にもみえる。(3)無本覚心。  
寺務三年。(4)かんばやし。長野県松本市。(5)寺務九年。  
(6)寺務七年。(7)覚智、安達景盛。(8)葛山景倫。(9)住持として招請すること。

○葛山景倫の雑掌辞任にかけてここに収める。

けかち申はかりなし 米一合もうらす、かししぬ<sup>(11)</sup><sup>(12)</sup>  
へし、此御房たちもみなかへして、但一人候へし、  
このよしを御房たちにもかたらせ給、

十二日さかわ、十三日たけのした、十四日くるまかへし、<sup>(1)</sup>  
十五日をのみや、十六日なんふ、十七日このところ、い<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>  
またさたまらすといへとも、たいしはこの山中心中に叶<sup>(7)</sup>  
て候へは、しはらくは候はんすらむ、結句は一人になて、  
日本国に流浪すへきみにて候、又たちととまるみならば、  
けさん<sup>(9)</sup>に入候へし、恐々謹言、

十七日<sup>(13)</sup> 日蓮(花押)<sup>(15)</sup>

ときとの<sup>(16)</sup>

(1) 酒匂宿。神奈川県小田原市。(2) 竹之下宿。小山町。  
 (3) 車返。沼津市。(4) 大宮。富士宮市。(5) 南部。山梨県  
 南部町。(6) 身延山。のち久遠寺となる所。山梨県身延町。  
 「日蓮聖人註画讃」では「甲斐国波木井郷」と記される。  
 (7) 大事。(8) 身。(9) 見参。(10) 飢渴。うえやかわき。  
 (11) 売らず。(12) 餓死。(13) ともの人々。弟子。(14) 文永十  
 一年五月。(15) 日蓮宗の開祖。(16) 富木胤繼。法名常忍。下  
 総国八幡荘(千葉県市川市)を本拠とする。日蓮に深く帰依し、  
 これを支援した。

建治二年 丙子(一二七六)

この年、日春・日法、日蓮の意を受け、光長寺を創建す  
 るという。

一七一 光長寺由緒記

光長寺<sup>(1)</sup>由來者、文永年中、日蓮此所江入來、境地被見立、  
 草庵<sup>(2)</sup>を結、御弘通<sup>(3)</sup>、其已後甲州辺御越、鎌倉江御通、文  
 永八年竜口<sup>(4)</sup>之御難御遁、同年十月佐渡流人、四年目御赦  
 免、則鎌倉御歸、六月十七日身延御隱居、三年目建治貳  
 年、日春・日法<sup>(6)</sup>兩聖、昔文永年中駿州岡宮草庵地アリ、  
 往彼法花本<sup>(8)</sup>当可造立由被仰付、依之兩聖雖志重、檀縁乏  
 少之故、仮竹木編草堂、立專弘通、印可此兩聖各々授与  
 本尊<sup>(10)</sup>、則弘安三年、頂戴兩聖是為令法久住之本寺、自爾已來  
 四年ナリ、  
 信俗倍增、

光長寺の由来は、文永年中、日蓮この所へ入り来り、  
 境地を見立てられ、草庵を結び、御弘通<sup>(3)</sup>す。それ已後<sup>(10)</sup>

甲州辺へ御越し、鎌倉へ御通り、文永八年竜口の御難を御遁れ、同年十月佐渡へ流人たり。四年目に御赦免、すなわち鎌倉へ御帰り、六月十七日身延へ御隠居す。

三年目建治二年、日春・日法兩聖、昔文永年中駿州岡宮に草庵の地あり。往きてかの法花本堂を造立すべきの由、仰せ付けらる。これによりて兩聖、志重しといえども、檀縁乏少の故、仮りに竹木にて草堂を編み、立ちて弘通を専らにす。この兩聖に印可し、おのおの本尊を授与す。すなわち弘安三年・四年なり。頂戴せる兩聖、これ久住の本寺に法らしめんとす。これより已来、信俗倍増す。

(1)沼津市。法華宗本門流四大本山の一つ。(2)草ぶきのいおり。粗末な家。(3)仏法をひろく広めること。(4)神奈川県藤沢市。日蓮の法難の地。(5)身延山。山梨県身延町。(6)日春・日法とも日蓮の弟子。光長寺同時二世。(7)沼津市。(8)法華本堂。(9)印信許可の略。弟子の悟道の熟達を師が

証明し、認可すること。(10)曼陀茶羅。五一五号註(4)参照。

四月二十三日、葛山景倫(願性)、没する。

一七三 紀州由良鸞峰山法燈円明国師之縁起

(1)師七十歳、建治二年丙子四月廿三日、願性於寺東南之大坊円寂、病床始終師不離左右、克守師檀之義、(中略)從本為当寺本願檀那、故塑木像、以安座于両宝堂中、築墓於結界三昧(6)師門前伏葬所、名結界三昧、自南和尚作此圖、在宝藏。、之東南松下、尽未來際不怠可奉弔者也、(7)

師七十歳、建治二年丙子四月二十三日、願性、寺の東南の大坊において円寂す。病床始終、師左右を離れず、よく師檀の義を守る。(中略)もとより当寺の本願檀那たり。ゆえに木像を塑し、もって両宝堂中に安座し、墓を結界三昧師、門前に葬所を伏せて、結界三昧と名づ。自南和尚この図を作る。宝藏にあり。の東南

現洞乃當寺十境二也。是因緣後弟坐觀  
 觀音石上草坐像。為開山塔中壇本尊矣。觀音  
 坐像有銅筒其中有造字云云奉加本行草小  
 子前此丘丘尾信男信女手名記

師六十六歲南禪規廣仰慕師道吞和魯年居  
 誓峰第一座後夜坐被月色清朗光穿明堂首  
 座負發於中榻然成四向禪中動念師在禪牀  
 云嗟首座莫去相規蒼鷲懼汗下矣嘗已事

師七十歲建治二年丙子四月廿三日願性於  
 寺東南大坊園寂病床始終師不離左右克  
 守師檀義師函垂垂者於愚老芳烈殊深恩  
 顧最有操密嚴於本朝。日蒙彼恤渾五智  
 瓶水求顯訣於宋域。年獲其方傳予悟心  
 印從本為當寺本願檀那故塑木像安置座于  
 雨齋堂中築墓於結界三昧東南松下蓋未

の松の下に築く。尽未来際忘らず申いたてまつるべきものなり。

- (1) 無本覚心。(2) 葛山景倫。(3) 僧侶の死。(4) 寺僧と檀那。(5) 興国寺(和歌山県由良町)に現存する願性坐像のこと。
- (6) 一定の区域を限り立入を禁じた三昧場(葬所)。(7) 不詳。

二三 一言芳談 卷之下

願生房云、其昔明遍上人にあひたてまつりて、十八道伝受の次に、字輪観可奉受よし、所望の処に、上人示云、学生智者なこのみ給そ、釈迦仏の因位にも、学生智者にてはまします、為半偈投身、為虎捨命道心者にてこそ、まししくしか、然は、深法は無用の事也、道心こそ大切なれ、云々、是を承て後、輪観雖被許之、不可奉習志相催たりき、云々、

(1) 中世の念仏者らの信仰についての法語等を集録した書物。



編者・成立年代不詳。もと一卷。(2)葛山景倫。(3)平安・鎌倉時代の僧。三論宗を修めたが、真言密教にも勝れ、念仏者としても著名。高野山蓮華三昧院開基。(4)真言密教の行法の一つ。莊嚴行者法結界法など六法に十八種の印契(仏像の種類を区別するもの)があることから十八道という。四度加行(十八道・胎藏界・金剛界・不動護摩法)の最初の行法で真言法の入門となるもの。(5)真言観法の一つ。心に月輪を觀想し、その上に五大梵字(地・水・火・風・空)や仏菩薩を表す梵字を觀じ、仏と行者が不二一体となるもの。(6)悟る以前の修行の時代。(7)「はんげのためにみをなげ、とらのためにいのちをすつる」と読む。半偈とは「生滅滅已、寂滅為樂」の二句。「半偈投身」とは、釈迦が雪山で修行中、命を投げ捨てることを約してようやく羅刹から聞くことをえたことを指す。(8)仏法に帰依した人。(9)仏法の奥儀。

○本史料、年次不詳により、葛山景倫没年にかけてしばらくここに収める。

弘安三年 庚辰(一二八〇)

十一月、飛鳥井雅有、鎌倉下向の途中、浮島ヶ原・原中宿・黄瀬川宿辺りを通る。

一七四 はるのみやまち<sup>(1)</sup>

ひとまちつけていつ、うき島か原は、たゝまさこちにし<sup>(2)</sup>  
 はのみそおひたる、北はふし、すそはひろきぬまなり、<sup>(3)</sup>  
 うき島かはらのうちなれとこいし多し、(中略)はらなか<sup>(4)</sup>  
 の宿といふ所にたちいりぬ、くれぬへしといそけは、ま<sup>(5)</sup>  
 た心あはたしくていつ、くるまかへしの所まては二里<sup>(6)</sup>  
 とかや、きせ川は足からへかゝる道なれば、よそにみて<sup>(7)</sup>  
 すくる、<sup>(8)</sup>

(1)「春能深山路」とも。鎌倉時代の歌人で関東祇候の廷臣であった飛鳥井雅有の日記。弘安三年正月から十一月までを記述する。本史料を含む十一月以降の鎌倉下向の部分は覚書と考えられる。(2)真砂地。(3)芝。(4)生ひたる。(5)小

石。(6)この部分にあをの・小松原・かしはら・田子のうら  
を通ったことが記されている。(7)原中宿。沼津市。(8)車  
返。沼津市。

のしたふし

一七五 隣女集<sup>(1)</sup>

あひ沢<sup>(2)</sup>にて雨のふりしに、

そま山<sup>(3)</sup>のひはらかうれもみえぬまで 雲たちわたり雨は

降きぬ

(中略)

かへりのほり侍し時、ふしの山を見て、

ふしのねの煙はたえてとしふるに きえせぬ物は雪にそ

有ける

なかめつゝけふはくらさむふしの根の ゆき過かたきう

き島のはら

(中略)

竹下といふ宿<sup>(4)</sup>にとまりて、

たひころもなれにし里をへたてきて ふたよになりぬ竹

(1)隣女和歌集とも。飛鳥井雅有の家集。永仁三年成立か。  
四卷四冊。(2)藍沢。(3)檜原が末。(4)竹之下宿。小山町。

○本史料の詠歌年次不詳により、前号の飛鳥井雅有にかけて、し  
ばらくここに収める。

弘安五年 壬午(一二八二)

十月二十三日、日蓮の遺骨、武蔵国池上から甲斐国身延山に送られる途中、車返を通る。

一七六 日蓮聖人註画讃 卷五 收取遺骨第三十一

然以火闍毗<sup>(2)</sup>、火滅已後、收取遺骨、如如来滅後迦葉等尊<sup>(3)</sup>者耶旬舍利<sup>(4)</sup>、踏遺命送延山<sup>(7)</sup>、同二十一日出池上宿飯田<sup>(8)</sup>、二十二日湯本<sup>(10)</sup>、二十三日車返<sup>(11)</sup>、二十四日上野南条七郎家<sup>(13)</sup>、二十五日入身延山、

しかれば火をもって闍毗す。火滅已後、遺骨を收取す。如来滅後、迦葉等の尊者のごとく、舍利をやく。遺命を踏み延山に送る。同二十一日池上を出でて、飯田に宿し、二十二日湯本、二十三日車返、二十四日上野南条七郎が家、二十五日身延山に入る。

(1)日蓮の生涯を三十二項に分け、編年体で記した伝記。作

者は日澄。成立年代不詳。五卷。本来は絵を伴っていたと考えられるが、原本は存在しない。(2)茶毘に付すという意味か。(3)正しくは摩訶迦葉。釈迦十大弟子の一人。(4)知徳の備わった尊い人。高僧。(5)「句」か。(6)遺骨。(7)身延山。山梨県身延町。(8)東京都太田区。(9)神奈川県横浜市。(10)神奈川県箱根町。(11)沼津市。(12)富士宮市。(13)南条時光か。南条氏は、日蓮の檀越。富士郡下方上野郷(富士宮市)を本拠とする。

弘安六年 癸未(一二八三)

四月二十三日、葛山景倫(願性)の命日に、紀伊国西方寺に宝塔が建立される。

一七 紀州由良鷲峰山法燈円明国師之縁起

師七十七歳、西方寺<sup>(2)</sup>勅建宝塔、四月廿三日、以願性諱日<sup>(3)</sup>落成、酬檀信資冥福焉、

興国寺所蔵  
○和歌山県由良町

師七十七歳、西方寺にはじめて宝塔を建つ。四月二十三日、願性の諱日をもって落成す。檀信に酬い、冥福を資く。

(1)無本覚心。(2)西方寺。和歌山県由良町。(3)仏塔の一つ。円形平面上に方形屋根をのせた単層塔と多宝塔の裳階をとった二重塔の称。仏塔の一つ。多宝塔。現存しない。

(4)葛山景倫。(5)命日。

この年成立した、沙石集のなかに、原中宿の正直の女人の説話がみえる。

一六 沙石集<sup>(1)</sup>

正直ノ女人ノ事

近比奥州ノ或山寺ノ别当ナリケル僧、本尊ヲ造立セント年来思ヒ企テ、金ヲ五十両守ノ袋ニ入テ、頸ニカケテ上落シケル程ニ、駿河国原中ノ宿ニテ、ヒル水アミケル家ニテ、此袋ヲ忘レテ、次日ノ夕方菊河ニテ、思出タリケリ、口惜浅猿シカリケレトモ不及力、今ハ人ノ物ニソ成リヌラム、カヘリテ尋ヌトモアラシト、思テ上落シテ、空下向セムモ本意ナク覚ヘテ、如形本尊ヲ奉書テソ下ケル、サテ原中ノ宿ニテ、下人ニ、此家トコソオホユレナト云テ、見入テトヨリケルヲ、家ノ中ニ若キ女人アリテ、何事ソ候仰ソト云、登リノ時、物ヲ忘レタリシカ、此御宿ト覚候事ヲ申也ト云、何ヲ御忘レ候ケルト問フ、其時アヤシクテ、馬ヨリヲリテ、シカ〜願ヲ発シテ、金ヲ

五十兩入テ候ツル守ノ袋ヲ忘レタリト、アリノ儘ニ委ク<sup>(5)</sup>語リケレハ、此女人、ワラハコソ、ミツケテ候ヘトテ、シタ、メタリシ儘ニテ取出テトラセケレハ、アマリノ事<sup>(6)</sup>ニテ浅猿カリケリ<sup>(7)</sup>、サテ、是ハ失タル物ニテコソ、十兩ハ參ラセムト云ヘハ、十兩ホシクハ、五十兩ナカラコソ、ヒキコメ候ハメ、仏ノ御物ナリ、イカ、スコシモ可給ト云ケレハ、中々兎角ノ子細ニ不及、下リニ能々可申旨アリトテ、ヤカテ又上洛シテ、本尊思ノ如ク造立シテ、下リサマニ此女人ヲ尋テ、抑イカナル人ニテヲワスルソ<sup>(8)</sup>ナント、コマヤカニカタライ聞ケレハ、京ノ物ニテ侍ルカ、親キ物モ皆失テ、縁ニフレテ下リ侍ルカ、白地ト思<sup>(9)</sup>シ程ニ、此宿ニ一兩年住ミ侍リト云、サテハイツクモ同シ御旅ニコソ、イサ、セ給ヘ<sup>(10)</sup>、小所領ナント知行スル身ナレハ、世間ミウシロミテタヘト云ハ、承ヌトテ、臆而供セラレテ下テ、世間ウシロミテ、タノシク心安ク當時アリト聞ユ、上古ニハスル様モアリ、当世ハマメヤカニ難有正直ノ賢人ナリ、去文永年中ノ事ナレハ、無下ニ近<sup>(13)</sup>

キ事也、慥ニ聞伝テ或人語り侍シカ、随喜ノ心切ニシテ、<sup>(14)</sup>スルタメシ人ニモ普ク聞セ、世ノ末ヘマテモ云伝テ、人ノ心ノ枉ルヲ引ナヲスハシトモセント思テ、此物語書置侍ル志、此事ニヨリナム思ハシメ侍ルナリ、人ハ心直ナルヘキモノナリ、此女人モ金ヲ引隠シタラハ、非分ノ事ナレハ、盜賊ニモカスメラレ、無由失フ事モアルヘシ、タトヒアリトモ幾程カアラム、当時後見シテ、一期不貧シテ心安クスコサン事、先ツ今生モ得分ナリ、後生ハ又仏ヲツクラン功德コウヘシ、カタ<sup>(19)</sup>難有コソ、若引コメタラハ、今生モタモチカタク、仏物ヲヲカセハ、後生モ苦カルヘシ、正直ノ物ヲハ天是レヲ助ケ、幸ヲエシメ、<sup>(20)</sup>詔曲ノ物ヲハ冥是レヲ罰シテ、災イヲ与フ、生死ノ稠林<sup>(22)</sup>ヲ出ルニハ、心ナラクシテ、出ヤスシト云ヘリ、曲ル木ハ稠林ヲ難出、ナヲキハ出ヤスキカ如クナリ、正直ナレハ神明モ頭ニヤトリ、貞廉ナレハ仏陀モ心ヲ照ス、現当二世無為安樂ナルヘキ事、正直ニハスキス、法花ニモ、柔和質直者、即皆見我身ト説テ、心和ニスタナルモノ我

身ヲ見ルト、釈尊モ説キ給ヘリ、イカニモ、詔曲ノ心ヲステ、正直ノ道ニ入ルヘキヲヤ、

- (1) 仏教説話集。無住一円著。弘安六年成立。十卷。(2) 原中宿。沼津市。(3) 菊川宿。金谷町。(4) あさまし。ここでは、なさけないの意。(5) くわしく。(6) ととのえ、おさめている様。(7) ここでは、驚くこと。(8) そもそも。(9) 「あからさま」と読む。ちよつとの意。(10) いっしょにおいでなさい。(11) 世話・補佐をすること。(12) かかるためし。(13) むげに。全く。(14) たしかに。(15) 親切。(16) あまねく。(17) まがる。(18) 端緒。(19) どちらにしても。(20) てんごく。意志を曲げて媚へつらうこと。ここでは、よこしまな者のことか。(21) 目に見えない神仏の働き。(22) ちゅうりん。密林。転じて、煩惱・妄見がしきりにおこること。

正応元年

戊子(一二八八)

弘安十一年四月二十八日改元

正月二十二日、僧正法印某、日吉社に山王靈験絵巻を奉納する。

一七九 山王靈験絵巻奥書

弘安十一年初春廿二朝、依□□扉之濫觴<sup>(3)</sup>、早顕後宗之新図而、安于瑞垣<sup>(5)</sup>、可為潤飾之由、有一□□地望、仍画図之様、丹青雖疎、為備後葉之龜鑑<sup>(8)</sup>、奉納当社之雁宇而巳、

僧正法印大和尚位(花押)

(異筆)<sup>(12)</sup>藤原氏  
一日吉宮神主之可為重宝、

弘安十一年初春二十二朝、□□扉<sup>(3)</sup>の濫觴により、すみやかに後素の新図を顕わして、瑞垣<sup>(5)</sup>に安んじ、潤飾となすべきの由、一□□地の望みあり。よつて、画図の様、丹青疎<sup>(7)</sup>といえども、後葉の龜鑑に備えんがため、当社の雁宇に奉納するのみ。

藤原氏  
「日吉宮神主の重宝となすべし。」

僧正法印大和尚位(花押)

(1)日吉山王社(滋賀県大津市)の利生靈驗説話を集めた絵巻物。作者不詳。十五巻か。なおこの絵巻は日枝神社(沼津市)が蔵する。(2)正月二十二日。(3)もののはじまり。(4)「後素」(絵)の誤り。(5)神社の周囲の垣。(6)飾りを加えること。(7)彩色、または絵そのもの。(8)後世。(9)手本模範、基準。(10)神殿。(11)不詳。(12)沼津日枝神社。

弘安の頃、高階宗成が東海道の宿々を詠んだ長歌に、原中・車返・黄瀬川・藍沢・竹之下がみえる。

一八〇 遺塵和歌集<sup>(1)</sup>

弘安のころ、あつまへまかりて侍けるに、みちのほとこの宿宿を、よみつゝけけるなかうた、

(中略)

たこの浦浪<sup>(2)</sup> いつとなく たたぬ日もなき 旅人は

みつけいま井に<sup>(3)</sup> ゆきつれて たうきしまの 原中<sup>(4)</sup>  
は せはくもみえぬ みちなるに 車かへしと<sup>(5)</sup> いふ  
めるそ 思もかけぬ 心ちする よしやよしなし み  
ちすから なれつるきみを こひころも たれきせか  
は<sup>(6)</sup>の なかれても またあひさはを<sup>(7)</sup> たのむらんと  
ふさたつなる あしからも 一よなりけり 竹のした<sup>(8)</sup>  
関もとさかう<sup>(9)</sup> はやすきて こいそ大いそ<sup>(11)</sup> さかみか  
は<sup>(12)</sup>かたせこしこへ<sup>(13)</sup> こしかたの 道のまゝなる す  
さみとも<sup>(14)</sup> のちみん人や おもひあはせん

(1)高階宗成の撰による高階家一族の歌を集めた私撰集。正安二年成立。六巻一冊。(2)田子の浦。(3)見付今井。富士市。(4)沼津市。(5)車返。沼津市。(6)黄瀬川。衣を「着せ」と掛けた表現。(7)藍沢。(8)竹之下。小山町。(9)関本。神奈川県南足柄市。(10)酒匂。小田原市。(11)小磯大磯。神奈川県大磯町。(12)片瀬。神奈川県藤沢市。(13)腰越。神奈川県鎌倉市。(14)気分のおもむくまま。

正応二年 己丑(一二八九)

三月、源雅忠娘二条、鎌倉へ下向の途中、浮島ヶ原を通る。

一八一 とはすかたり<sup>(1)</sup>

はまのまさこのかすよりも、おもふことのみかきりなきに、ふしのすそ、うきしまかはらにゆきつゝ、たかねには、なを雪ふかくみゆれは、五月ころたにも、かのこまたら<sup>(2)</sup>にはのこりけるにと、ことはりに見やらるゝにも、あとなき身の思ひそ、つもるかひなかりける、煙もいまは、たえはてゝみえねは、風にもなにかなひくへきとおほゆ、

(1)後深草院の寵愛をうけた女房二条(源雅忠娘)の自伝的日記文学。成立年不詳。五卷。(2)鹿子斑。

正応三年 庚寅(一二九〇)

八月二十六日、靈山寺僧成真、鎌倉極楽寺忍性の命により、故観尊の追善のため、大和国西大寺に遣わされる。

一八二 西大寺興正菩薩御入滅之記<sup>(1)</sup>

一没後修善事

(中略)

入滅翌<sup>(2)</sup>廿六日<sup>(3)</sup>、以飛脚告事由於関東極楽寺良觀上人<sup>(4)</sup>処、悲嘆無限、不事事之間、差上同法成真<sup>(6)</sup>宗賢房、又送仏事用途、常州清涼寺長老頼玄薰願房・総州願成寺長老栄真<sup>(9)</sup>真房・相州淨福寺慈照道信房・駿州靈山寺成真宗賢房等、面々抽懇<sup>(11)</sup>□、

入滅の翌二十六日、飛脚をもって事の由を関東極楽寺良觀上人の処に告ぐ。悲嘆すること限なし。事を尽さざるの間、同法成真宗賢房を差し上げ、また仏事用途を送る。常州清涼寺長老頼玄薰願房・総州願成寺長



老營真円真房・相州浄福寺慈照道信房・駿州靈山寺成真  
宗賢房等、面々懇<sup>ねま</sup>□を抽<sup>ひ</sup>んず。

(1) 叡尊(真言律宗の宗祖、一六三号註(1)参照)が西大寺西  
堂の住坊において示寂した前後を十項目にわけて記したもの。  
卷末に正応三年十月の奥書がある。(2) 叡尊の入滅。(3) 八  
月二十六日。(4) 神奈川県鎌倉市。真言律宗。(5) 忍性。鎌  
倉時代真言律宗の僧。叡尊の弟子。極楽寺開山。(6) 靈山寺  
(沼津市)住持。成真が叡尊の弟子であったことは、次号文書  
や「西大勅諭興正菩薩行実年譜」『静岡県史』資料編中世一  
からもわかる。(7) 茨城県石岡市か。(8) 不詳。(9) のち、  
忍性のあとをうけて極楽寺にはいる。(10) 不詳。(11) 沼津市。  
真言律宗。のち曹洞宗に改宗。

○以下、靈山寺成真に関する史料を掲げる。

一八三 律苑僧宝伝<sup>(1)</sup> 卷十三

如縁・宗賢・円定・三律師伝  
如縁<sup>(2)</sup>律師、諱阿一、宗賢律師、諱成真、円定律師、諱真  
源、皆興正菩薩之門徒、学涉三藏<sup>(3)</sup>、而以毘尼<sup>(4)</sup>在心、縁主  
教興寺、賢住靈山寺、定居慈恩寺<sup>(6)</sup>、各振宗風、

如縁・宗賢・円定三律師伝

如縁律師、諱阿一。宗賢律師、諱成真。円定律師、諱  
真源。皆興正菩薩の門徒なり。三藏を学涉し、しかも  
毘尼心にあるをもって、(如)縁は教興寺の主となり、  
(宗)賢は靈山寺に住し、(円)定は慈恩寺に居し、おの  
おの宗風を振う。

(1) 中国・日本の律宗僧侶の伝記。慧賢編。元禄二年(一六  
八九)刊。(2) 叡尊の弟子。具足戒を受けたのち河内国教興  
寺(大阪府八尾市)に住す。「本朝高僧伝」によると、以下の  
成真・真源は如縁の弟子という。(3) 叡尊。興正菩薩は諡号。  
(4) 経藏(仏陀一代の教説の集成)、律藏(釈尊の制定した戒

律を収める)、論蔵(法および義を論じた聖賢の所説を収める)のこと。(5)持戒賢固の尼僧。(6)不詳。

一八四 西大寺光明真言結縁過去帳<sup>(1)</sup>

当寺第二長老慈真和尚<sup>(2)</sup>

(中略)

宗賢房靈山寺

(1)西大寺(奈良市)本末寺の衆首交名の一つ。同寺の長老とともに現代まで書き継がれている。なお靈山寺(院)の僧名としては、この他、静慶・戒恵房・道証房・禅律房の名もみえる。

(2)西大寺。

嘉元三年 乙巳(一三〇五)

四月、摂関家渡領荘園目録に、法成寺領として小泉荘がみえる。

一八五 撰録渡荘目録 九条家文書

御撰録渡荘目六<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>

(中略)

一法成寺領<sup>(3)</sup>

(中略)

駿河国

小泉庄<sup>(4)</sup>

白布三百段

(1)摂関家が所有・管理する所領のうち、藤原氏の氏長者が管轄する殿下渡領や氏院・氏寺領のこと。二二九号参照。

(2)目録。(3)京都市。藤原道長の建立。現在麿寺。(4)駿

東郡、または富士郡。



モ思ト、マリ、ヤカテ出家シテ、高野<sup>(12)</sup>ニ持齋梵行<sup>(13)</sup>ニテ行ケリ、金剛三昧院<sup>(14)</sup>ニ、大臣殿墓所トシテ、遺骨ナトヲサメ、寺ニ成リケレハ、コトサラニ奉行シ、内外ノ仁也ケリ、多年ノ後上洛シテ、清水寺<sup>(15)</sup>へ参詣シ通夜<sup>(16)</sup>シタリケルニ、我尼公参合テ、物語シケリ、イカナル人ニテヲハスルト問ケレハ、鎌倉ノ者也ト答、何事ニヨリテ、御出家アリケルナト、コマカニ問聞ケレハ、彼因縁ヲカタル、ヨク〜聞ハ、ムカシノ女房也ケリ、タカヒニ不知、音信セスシテ多年、自然ニ行合テ、アマリアハレニ覚ケレハ、高野ノ天野<sup>(17)</sup>ハ、遁世門ノ比丘尼<sup>(18)</sup>ナト、スム所ナル故ニ、カシコヘ具シテ扶持シケリ、アハレナル因縁也、

(1) ぞうだんしゅう。無住一円の著した仏教的説話集。嘉元三年成立。十卷。成立年にかけてここに掲げる。(2) しやくじょう。僧侶や修験者の持つ杖。(3) 「鮎沢ノ一門」とあることから、葛山氏は鮎沢(藍沢・合沢)氏と同族であったと考えられる。八三号註(7)参照。(4) 源実朝。(5) 由比の浜。

神奈川県鎌倉市。(6) 葛山景倫。(7) 仲違い。(8) 表地と裏地とが合わさる裾袍と襟下の最下端の部分。(9) 身長ほどに長い髪。(10) 束ねた髪。(11) 九州の古称。筑前・筑後国をさすこともある。(12) 高野山。和歌山県高野町。(13) じざいぼんぎょう。日中一食の齋法を厳守し、婦女を遠ざけて身を清浄にたもつこと。(14) 高野山金剛三昧院。高野町。(15) 京都市。法相宗。(16) 神社・仏閣に参籠して夜通し祈願すること。(17) 和歌山県かつらぎ町。(18) 世をはかんで俗世間との關係を断ち、仏門に入る意。(19) びくに。出家して具足戒をうけた女性。尼僧。

徳治2年(1307)

徳治二年 丁未(一三〇七)

五月、鎌倉円覚寺の北条時宗月忌大齋の結番注文に、葛山左衛門尉らの名がみえる。

一七 円覚寺大齋結番注文

○円覚寺所藏文書  
○神奈川県鎌倉市

(花押)

円覚寺毎月四日大齋結番事

(中略)

二番

(中略)

葛山左衛門尉

(中略)

三番

(中略)

大森右衛門入道

(中略)

葛山六郎兵衛尉

圓覚寺毎月四日大齋結番事

二番

工藤源右衛門尉 栗飯原右衛門尉

葛山右衛門尉 大頼三郎右衛門尉

春間太即右衛門尉 合田五郎右衛門尉

吉品即右衛門尉 高柳三郎右衛門尉

三番

大藏五郎入道 松崎富右衛門尉

越中 大森右衛門入道

廣澤源右衛門尉 大瀬源右衛門尉

葛山六郎兵衛尉 尾村五郎右衛門尉

右守結番次第無悞  
以沙汰之状如件  
徳治二年五月 日

(中略)

右、守結番次第、無懈怠可致沙汰状如件、

徳治二年五月 日

(1)北条貞時、時宗子。幕府九代執権。(2)神奈川県鎌倉市。臨濟宗。開基北条時宗。(3)北条時宗の忌日。(4)仏事の時に僧に食事を施すこと。(5)けちばん。順番を定め、交代で勤務すること。北条氏嫡流の得宗家の被官人が名を連ねている。(6)各番八名、十二番まであり、計九十六名が結番している。(7)実名不詳。「葛山御宿系図」(別冊系図集六号)では、觀応二年に六十七才で没した惟春がこの時期に相当するが、惟春は左馬助を称しており、合致しない。左衛門尉を称していた人物として惟春子の惟光がみえるが、惟光は延文四年に四十九才で没しており、これも該当しない。(8)実名不詳。「大森系図」(別冊系図集一号)・「大森葛山系図」(同三号)には右衛門尉経頼がみえるが、なお検討を要する。(9)実名不詳。(10)けたい。おこたること。

延慶三年 庚戌(一三一〇)

五月五日、幕府、甲斐国大善寺に、鮎沢宿雜事免除の先例にならぬ、信濃国棟別錢でもって本堂以下の造営を認める。

一六 関東下知状 大善寺文書

甲斐国柏尾山衆徒等申、信濃国棟別拾文錢貨事

右如解状者、当山者薬師如来之靈場、行基菩薩草創也、

右大將家建久年中雖被定寺内四至、更無立錫之田地、爰

文永七年有火災本堂大善寺以下焼失、去弘安七年可勸進

国中之由被成御教書畢、而地頭御家人等依無一分之助成、

未遂数字之造営、建久九年当山塔供養時、有狼籍之輩者、

可擲進之由被仰下畢、嘉祿二年賜国中人夫、嘉禎三年被

免鮎沢宿御雜事畢、代々將軍家御帰依如此、早不論神社

仏寺之領、無謂權門勢家之地、賜信濃国棟別、欲致本堂

以下造営云々、者任申請宛取件国棟別拾文錢貨、可令遂

造営功之状、依仰下知如件、

延慶三年五月五日

陸奥守平朝臣(花押)<sup>(10)</sup>

相模守平朝臣(花押)<sup>(11)</sup>

(1)大善寺。山梨県勝沼町。(2)諸大寺に止宿し、武装して  
 いる僧。大衆という。(3)棟別銭(家屋の棟ごとに賦課され  
 た臨時の税)のこと。(4)下級の者が上級の者に上申する際  
 に用いられた文書。(5)奈良時代の僧。土木工事と民間布教  
 を展開。東大寺大仏造立の勸進に起用され、のち大僧正に任  
 ぜられる。(6)源頼朝。(7)錐を立てられるぐらいのわずか  
 な田地。(8)一四一号を指す。(9)けんもんせいけ。権勢の  
 ある家の意。具体的には、多くの荘園の寄進をうける天皇  
 家・摂関家などの皇族・公家・寺社家。のち、有力武家も含  
 まれるようになる。(10)大仏(北条)宗宣。幕府連署。(11)北  
 条師時。幕府十代執権。

元応元年 己未(一三一九) 文保三年四月二十八日改元

九月四日、葛山六郎左衛門尉、長崎左衛門入道息所での

問答に参加する。

一八九 鎌倉殿中間答記録<sup>(1)</sup>  
国立公文書館内閣文庫所蔵  
 ○東京都

御障子内<sup>(2)</sup>

相模守平高時殿 長崎左衛門入道 左近大夫将監泰家<sup>(5)</sup>

新左衛門 四郎左衛門尉<sup>(7)</sup>

葛山六郎左衛門尉、樟曾禰彦次郎入道其外未違記<sup>(9)</sup>

之、

(中略)

同九月四日、於御乳父長崎左衛門入道息所、<sup>(10)</sup>  
 問答、<sup>(13)</sup>

相模守高時<sup>(14)</sup>  
泰家、高時舎弟也、

守殿并 左近大夫将監殿、御障子之内、御一族長崎左衛

門入道・新左衛門・同四郎左衛門尉・葛山六郎左衛門

尉・樟曾禰彦次郎入道等也、此外不違記、先葛山難云、

御訴詔可被捨余法之事、無其謂候、其故衆生根性万差、<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup>





あらず。まず葛山難じて云う、御訴訟は余法を捨てらるべきの事、その謂なく候。その故は衆生の根性万差なれば、如來の説法また品々なり。よって八万四千法蔵は、衆生の八万四千塵勞の病を対治せんがためなり。これ皆機根を逗め法門多く含むなり。何ぞ一を是とし諸を非とせんや。答えて云う、八万法蔵においては、随他意・随自意の二義あり。何ぞ八万法蔵をもって衆生の病を治さんや。彼云う、随他意・随自意は何物か。答えて云う、随他意八万法蔵は、四十余年諸経なり。随自意八万法蔵は、靈山八年法花経これなり。それ随他意は、衆生の迷心に随い、権りに施し設くの語なり。随自意は、如來証得の秘法を教うるの語なり。よって随他意の権教を捨て、随自意の実教を用うべきの由、経文明白なり。何ぞ随他意の八万法蔵をもって衆生の重病治すべけんや。しかる間、経文に任せ、余経の八万法蔵を捨て、法花八万法蔵御信心を用うべきの由、上奏を経るべきなり。

(1) 文保二年十二月二十日、元応元年九月四日、同十五日の三回にわたり、鎌倉幕府の殿中で、執権北条高時、御内人長崎一族などの前で、日印が十宗坊と伊羅護律師を対手として行った問答。弟子の日静が筆録したという。なお、本書の真偽については検討の余地がある。(2) 殿中において障子の内に立ち入ることを認められた者のことか。(3) 北条高時、貞時子。幕府十四代執権。(4) 長崎高綱(円喜)。北条高時の執権就任と同時に内管領(北条得宗家の家政をとりしきった者)となる。(5) 北条泰家、貞時子、高時兄弟。「太夫」は「大夫」の誤りで、五位の通称。(6) 長崎高實、高綱子。(7) 長崎泰光か。(8) 実名不詳。前々号の「葛山左衛門尉」「葛山六郎兵衛尉」と関係するか。(9) 実名不詳。(10) 元応元年。(11) 生母に代わってその子を養育する乳母に対し、その夫を指す。長崎高綱は北条高時の乳父であった。(12) 休息所。(13) 以下は法華経についての問答。(14) 訴訟。(15) 法華経以外のすべての仏法。(16) 生存するものの意。すなわち、あらゆる生命体のこと。(17) 根本的な性格・性質。(18) 仏の尊称。(19) 様々。(20) 衆生は八万四千の煩惱塵勞により疲労させら

れるために、私はこれを退治するために八万四千の法門(法蔵)を説くという。(21)私の教えを聞き、修行しうる衆生の能力。(22)法華經のみを是とし、他の仏法を非とすることか。(23)特に天台宗で、私が自らの内面の真実に随って説法することを随自意、衆生の根性に随って様々な方便を用いて説法することを随他意とし、法華經を随自意の教え、他の諸經を随他意の教えとする。(24)葛山六郎左衛門尉か。(25)釈迦一代の説法のうち、それ以前の四十余年間に説かれた諸經(法華經および涅槃經以外のすべての經典)のこと。法華經の開經(序章)の無量義經によれば、この諸經ははまだ真実を顯していないという。天台大師智顛はこれによって法華經を釈迦の究極の經説と位置づけ、日蓮もこれを継承した。(26)釈迦が靈鷲山において入滅前の最後の八年間に説いた究極の經典である法華經のこと。(27)法華經見宝塔品によれば、法華經の真実性は多宝如来の出現によって証明されたという。また日蓮によれば、「寿命品の本尊と戒壇と題目の五字」が秘法であるという。(28)權教とは仮りの教え、実教とは真実の教えのこと。天台大師智顛によれば、法華經以前に説かれた教えはすべて法華經を説くための仮りの教えであり、法華經が

釈迦の真実の教えを説いた經典であるという。日蓮も基本的  
にこの立場を継承している。(29)天皇に申し上げること。

元亨三年 癸亥(一三二三)

八月十一日、靈山寺僧成真、没する。

一九〇 藏骨器銘

靈山寺所藏  
○沼津市上香貫

八十九才

元亨三年癸亥八十一<sup>(1)</sup>

成真大徳<sup>(2)</sup>

(1)八月十一日のこと。(2)靈山寺の僧。一八二〜一八四号参照。大徳とは、徳の高い人、有徳の人の意から高僧に対する尊称として用いられた語。

十月二十七日、北条貞時十三年忌に際し、進物を供したもののなかに、葛山兵衛尉・大森右衛門入道の名がみえる。

一九二 北条貞時十三年忌供養記 円覚寺文書

翌朝廿七日贈<sup>(2)</sup>

(中略)

諸方進物到来次第、

(中略)

太刀一具作<sup>(3)</sup>

馬一疋鹿毛駁<sup>(4)</sup>

葛山兵衛尉<sup>(5)</sup>

(中略)

銀剣一

馬一疋栗毛

大森右衛門入道<sup>(6)</sup>

(中略)

以上人数百八十二人

砂金二千五百六十兩

太刀百四腰 内銀剣九十二、赤銅作七、銀作五

錢四千四百五十貫文

馬九十疋

鞍五十八

小袖絹百

御衣二領 五衣一領<sup>(7)</sup>、十二重一領<sup>(8)</sup>

被物十一重 横被<sup>(10)</sup>、水精念珠一連<sup>(11)</sup>、打枝二<sup>(12)</sup>

(1)北条貞時は応長元年十月二十六日に没。(2)十月二十七日。(3)貝がらによる装飾(螺鈿)が施されているのであろう。(4)かげぶち。鹿毛色に似ていてまだらであること。(5)実名不詳。一八七号の六郎兵衛尉と同一人物か。(6)実名不詳。一八七号註(8)参照。(7)いつつきぬ。女房装束の一つ。桂を五枚重ねたもの。(8)十二単(じゅうにひとえ)のことか。(9)かずけもの。功を賞し、労をねぎらうために賜うもの。(10)不詳。(11)水晶の数珠。(12)広蓋にのせた小袖の押えに用いるもの。

正中二年 乙丑(一三二五)

十一月二十五日、山城国三千院門跡相承の莊園目録に、日吉社領として金持荘がみえる。

一九三 三千院門跡相承莊園等目録 三千院文書

勘註言上<sup>(2)</sup>

御門跡相承寺院・本尊・聖教・山洛御坊<sup>(4)</sup>敷地并散在

庄園御領等事

(中略)

日吉社領<sup>(6)</sup>

(中略)

駿河国金持庄<sup>(7)</sup> 又新日吉社領<sup>(8)</sup>

(中略)

右、寺院・本尊・聖教・山洛所々御房舎・諸国末寺・庄園散在御領等、依 仰勘註言上如件、

正中式年十一月廿五日 別当法眼任禪上<sup>(9)</sup>

〔<sup>(異筆)</sup>〕一件寺院・本尊・聖教・山洛房舎・庄園所領等、或依相

承知行、或有由緒伝領、各相副調度文書、<sup>(10)</sup> 附属禪定  
皇子沙門尊雲<sup>(11)</sup>、如件、

沙門<sup>(12)</sup>(花押)「

あるいは相承により知行し、あるいは由緒ありて  
伝領す。おのおの調度の文書を相副<sup>そ</sup>え、禪定皇子  
沙門尊雲に附属すること件のごとし。

沙門(花押)「

勘註言上す。

御門跡相承の寺院・本尊・聖教・山洛御坊□敷地な  
らびに散在の庄園御領等の事。

(中略)

日吉社領。

(中略)

駿河国金持庄。また新日吉社領。  
また新日吉社領。

(中略)

右、寺院・本尊・聖教・山洛所々の御坊舎・諸国末  
寺・庄園散在の御領等、仰せにより勘註言上、件のご  
とし。

(中略)

「件の寺院・本尊・聖教・山洛坊舎・庄園所領等、

(1)京都市。天台宗。(2)調査・記録すること。またはその  
文書。(3)皇族・貴族などが出家したのち住する特定の寺院。  
三千院は、元永元年に最雲法親王(堀河天皇皇子)がはじめて  
宮門跡となり、のち法親王が継承した。(4)山は山門(延暦  
寺)、洛は京都。(5)「舎」か。(6)日吉大社。滋賀県大津市。  
(7)沼津市。(8)京都市。日吉社に信仰の厚かった後白河法  
皇が新たに建立した。(9)不詳。(10)証拠のために調べ備え  
た文書。(11)後醍醐天皇皇子である護良親王。三千院に入室  
し、尊雲法親王と称する。のち同門跡を継ぎ、天台座主にも  
なる。(12)不詳。

嘉暦二年 丁卯(一三二七)

五月十八日、尼聖禪、藍沢御厨内下和田等を孫南部行宗に譲る。

一九三 聖禪讓狀写<sup>(1)</sup>  
諸家文書纂所収万沢文書  
国立公文館内閣文庫所藏

一 所同国<sup>(2)</sup>やたのかうのうちたきくらの田<sup>(3)</sup>志町参反半<sup>(4)</sup>

一所はすぬまの田<sup>(5)</sup>しろ九反三百ふ

一所にのみやのゐやしき<sup>(6)</sup>ハ弥三郎<sup>(7)</sup>と半分ツ、ちきやうせ<sup>(8)</sup>  
らるへし、

一所するかの国<sup>(9)</sup>あいさハの御くりやのうち下和田<sup>(10)</sup>

右、ところくゆつりたてまつるもの也、たゝし<sup>(11)</sup>この

のちハまこ南部三郎<sup>(12)</sup>にゆつらるへし、たのさまたけある

へからず、仍ゆつり狀如件、

嘉暦貳年五月十八日

尼聖禪<sup>(13)</sup>

(1)所領・財産を譲渡する際、それを証明するため作成された文書。(2)伊豆国。(3)矢田郷。三島市。(4)竹倉(三島

市)か。(5)比定地不詳。(6)二宮。比定地不詳。(7)居屋敷。(8)南部武行か。嘉暦三年十月十三日付南部武行讓狀写(諸家文書纂所収万沢文書)参照。(9)知行。(10)藍沢御厨。裾野市北部から御殿場市東部、小山町南部を含んだ地域。(11)裾野市下和田。(12)一期。(13)南部行宗、武行子。元徳四年正月十日付南部行宗讓狀写(諸家文書纂所収万沢文書)参照。(14)南部袈裟正、武行母。その父盛継は三嶋神主という。前註文書参照。

元徳元年 己巳(一三二九) 嘉暦四年八月二十九日改元

十二月十九日、定縁、雙照方に香貫郷の年貢の未納について、鎌倉に赴いて弁明する旨を告げる。

一四 定縁書状 本朝月令要文料紙文書

畏令言上候、太田御領事、勘未来公平、不顧当座之謗難、廻方便候之処ニ、天下變動時分、相違無力次第候歟、雖然尚難黙止存候之間、

為秘計<sup>(4)</sup>□候、□劬<sup>(5)</sup>勞<sup>(6)</sup>罷上候之処、香貫郷事未断最中、且令抑留莫<sup>(9)</sup>太<sup>(10)</sup>年貢、上洛仕候之由、及其沙汰候之由、伝承候了、□驚<sup>(10)</sup>存候、此条、於香貫郷文書等事者、政所以<sup>(11)</sup>下沙汰人等相共、可致再□覆<sup>(13)</sup>勘之間、不可有其相違候、於年貢者同可捧政所結解<sup>(14)</sup>状候、被遂勘<sup>(15)</sup>弁候之時、不可有其隠候、若御不審相殘候者、為身不便事候之間、則罷<sup>(16)</sup>下候、可明申候之処ニ、此如大事少々申談候由候之間、難打捨候、仍相侍左右候、其間御意之趣、恐怖千万候、差相<sup>(18)</sup>契約之仁上洛候之間、為<sup>(19)</sup>殊秘計、楊鞭候了、更無

他意候、

所詮雖及□候、□□候、愚存之趣、兼日申入候之上者、被垂御哀憐候事、畏存候、以此旨可有洩御披露候、恐惶謹言、

極月十□日

小比丘定□(花押)

進上 雙照御房

追言上、

香貫郷事、定□問答相違之間、国方使乱入之由、及御沙汰候之由、承及候、是又以外候、被載地頭職、不被

置諸御公事、

被勤仕之候、忿□<sup>(28)</sup>経 奏聞、可被申下 綸旨<sup>(29)</sup>之由、駿河守直問答之間、無力候き、其間事も罷<sup>(30)</sup>下候可申披候、重恐惶謹言、

か<sup>(31)</sup>上せしめ候。太田御領の事、未来の公平を勸じ、当座の謗難を顧みず、方便を廻<sup>(32)</sup>し候のところ、天下變動の時分、相違いて無力の次第に候か。しかりとい

えども、なお黙止存じ難く候の間、

秘計□をなし候。劬勞くろう無く罷り上り候のところ、香貫郷の事未断の最中、かつがつ莫大の年貢を抑留せしめ、上洛仕り候の由、その沙汰に及び候の由、伝え承り候いおわんぬ。いよいよ驚き存じ候。この条、香貫郷の文書等の事においては、政所以下の沙汰人等相共に、再□覆勘致すべきの間、その相違あるべからず候。年貢においては、同じく政所の結解状を捧ぐべく候。勘弁を遂げられ候の時、その隠れあるべからず候。もし御不審相残り候わば、身に不便なる事候の間、すなわち罷り下り候。明らめ申すべく候のところ、かくのごとき大事少々申し談じ候由候の間、打ち捨て難く候。よって左右に相待り候。その間御意の趣、恐怖千萬に候。契約を相図るの仁を差して上洛し候の間、殊に秘計預らんがため、鞭を揚げ候いおわんぬ。更に他意なく候、

所詮□に及び候といえども、恐悦に候。愚存の趣、兼

日申入れ候の上は、御哀憐を垂れられ候事、畏み存じ候。この旨をもつて御披露に洩ることあるべく候。

恐惶謹言。

(中略)

追って言上す。

香貫郷の事、定縁の間答相違の間、国方の使乱入の由、御沙汰に及び候の由、承り及び候。これまたもつての外に候。地頭職に載せられ、諸御公事に置かれず、

勤仕せられ候。忿いそぎ奏聞を経られ、綸旨を申し下さるべきの由、駿河守直じきに問答の間、無力に候いき。

その間の事も罷り下りて申し披ひくべく候。重ねて恐惶謹言。

(1)本朝月令(ほんちようがつりよう)は、年恒例の行事についてその起源や沿革を記した年中行事書。本朝月令要文はその古写本(尊経閣文庫所蔵)。(2)不詳。(3)かたよりや不正



がないこと。しばしば年貢を意味する語として用いられる。

(4) 計りめぐらすこと。(5)「無」か。(6)「苦勞」。(7)「沼津

市」。(8) 決着がつかない最中。(9) 莫大。(10)「弥」か。

(11) ここでは、香貫郷の管理を行う在地の機関。(12) 荘園支

配の末端にあつて、命令の伝達・執行・年貢收取を行う下級

荘官。多くは在地の有力名主層(荘園村落の中心的百姓)がな

る。(13) 武家法における再審査手続き。もともと再び審理する

の意。(14) 荘園の年貢・公事などに関する年間収支決算報告

書。算(散)用状ともいう。(15) ものごとの善悪や理非をよく

考えること。(16) 弁明するの意。(17)「如此」。(18)「図」か。

(19)「預」か。(20)「揚」の誤字。(21)「恐悦」か。(22)「九」

か。(23) 出家して僧になった男。(24) 定「縁」か。(25) 不詳。

(26)「縁」か。(27) 国衙の使者。(28)「被」か。(29) 藏人が天

皇の仰せを奉じて発給する奉書形式の文書。(30) 常葉範貞。

(31)「而」の誤りか。

元弘元年 辛未(一三三一) 元徳三年八月九日改元

七月十一日、日野俊基、鎌倉へ護送される途中、車返・

竹之下を通る。

一五 太平記<sup>(1)</sup> 卷二 俊基朝臣再関東下向事

清見瀧<sup>(3)</sup>ヲ過給へハ、都ニ帰ル夢ヲサへ、通サヌ波ノ関守

ニ、イト、涙ヲ催サレ、向ハイツコ三穂カ崎・奥津・神

原打過テ、富士ノ高峰ヲ見給へハ、雪ノ中ヨリ立煙、上

ナキ思ニ比へツ、明ル霞ニ松見へテ、浮嶋カ原ヲ過行

ハ、塩干ヤ浅キ船浮テ、ヨリ立田子ノ自モ、浮世ヲ遶<sup>(8)</sup>ル

車返<sup>(9)</sup>シ、竹ノ下道行ナヤム、

(1) 南北朝の内乱を描いた軍記物。作者・成立年代不詳。四

十卷。(2) 日野俊基。後醍醐天皇の近臣。天皇の倒幕計画

(正中の変・元弘の変)に参加し、幕府に捕らえられる。この

記事は、元弘の変で捕らえられ、鎌倉へ護送される時のもの。

(3) 清水市。三保の浦とも。駿河湾の奥、清水市東部の興津

に面する海岸。(4)三保カ崎。清水市。三保の松原とも。  
(5)興津。清水市。(6)蒲原。(7)田に出て働く農夫。(8)  
めぐる。(9)沼津市。(10)竹之下。小山町。

正慶二年 癸酉(一三三三)

五月上旬、足利高氏(尊氏)の嫡子竹若丸、上洛の途中、  
浮島ヶ原で幕府の使者に殺される。

一九六 太平記 卷十 千寿王殿被落大蔵谷事<sup>(1)</sup>

爰ニ高氏<sup>(3)</sup>ノ長男竹若殿ハ、伊豆ノ御山ニ御座ケルカ、伯  
父ノ宰相法印良遍<sup>(5)</sup>、兄・同宿十三人山伏ノ姿ニ成テ、潜  
ニ上洛シ給ケルカ、浮嶋カ原ニテ、彼両使<sup>(8)</sup>ニソ行合給ケ  
ル、諷方<sup>(9)</sup>・長崎生取奉ント思フ処ニ、宰相法印無是非馬  
上ニテ腹切テ、道ノ傍ニソ臥給ケル、長崎、去ハコソ内<sup>(1)</sup>  
ニ野心ノアル人ハ、外ニ遁ル、無辞トテ、竹若殿ヲ潜ニ  
指殺シ奉リ、同宿十三人ヲハ頭ヲ刎テ、浮嶋カ原ニ懸テ  
ソ通りケル、

(1)足利義詮、尊氏子。のち室町幕府二代將軍。(2)神奈川  
県鎌倉市。(3)足利高氏。のちの尊氏。のち室町幕府初代將  
軍。(4)伊豆山神社。熱海市。(5)覚遍とも。竹若の母の兄。

宰相は、参議の唐名。(6)児(ちご)とは寺院に仕える子供の  
こと。同宿とは、同じ宿坊の僧のこと。(7)山野に伏して修  
行し、呪験力を得たもの。修験者。(8)次にみえる諏方と長  
崎のこと。(9)実名不詳。「諏方木工左衛門入道」ともみえ  
る。(10)長崎為基。「長崎勘解由左衛門」ともみえる。北条  
得宗家被官の長崎氏一族。(11)さればこそ。

### 鎌倉時代

○本号以下、この時代に詠まれた実景歌を収める。

#### 一九七 明日香井和歌集<sup>(1)</sup>

浮島原にて、おもひいつる事侍りて、  
よのなかはなほうきしまのあたなみに むかしをかけて  
ぬるる袖かな

(1)飛鳥井雅経の家集。編者は孫の雅有。成立は永仁二年  
頃か。二卷二冊。

#### 一九八 権中納言実材卿母集<sup>(1)</sup>

うきしまかはらをすくるとて、  
つれなくもなをすてやらていとふへき よをうきしまか  
はらをすきぬる

(1) 西園寺家の庶流、清水谷実材母の家集。十三世紀末成立。  
二卷二冊。

一九 夫木和歌抄

浮嶋かはらにて、

他阿上人<sup>(1)</sup>

かけしつむふしのたかねはしたにみえて なみのゆるけ

はうきしまかはら

(中略)

海道宿次百首、竹の下<sup>(2)</sup>

参議為相卿<sup>(3)</sup>

山ふかきすきのしけみを吹きおちて ふもとによわる竹

の下かせ

(1) 他阿真教。時宗の僧。一遍の後継者として、時宗第二祖となる。  
(2) 竹之下。小山町。  
(3) 冷泉為相。鎌倉時代後期の歌人。冷泉家の祖。

二〇〇 藤谷和歌集<sup>(1)</sup>

するかの国浮島かはらを過ていきいぬとて、

水近きふもとのぬまのよになから いまるぬ鳥のさたか  
にもみす

(1) とうこく(ふじがやつ)わかしゅう。権中納言為相卿集ともいう。冷泉為相の家集。一冊。

二〇一 権大納言俊光集<sup>(1)</sup>

浮島原

なみのいろまつの木すゑもをしなへて かすみにつく

うき島かはら

(1) 日野俊光(鎌倉時代後期の公卿)の家集。一冊。